

(厚生労働省24(I-1-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>医政局指導課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>指導課長 井上 誠一</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は以下を柱に実施しています。                  ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること                  ・救急医療体制を整備すること                  ・周産期医療体制を確保すること                  ・小児医療体制を整備すること                  ・災害医療体制を整備すること                  ・へき地保健医療対策を推進すること                  ・病院への立入検査の徹底                  ・在宅医療・介護を推進すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標I(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)                  施策大目標I-1(地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること)</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>(項)医療提供体制確保対策費:医療提供体制確保対策に必要な経費(一部)                  医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部)                  [平成24年度予算額:1,531,022円のうち一部]                  (項)医療提供体制基盤整備費:医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部)                  [平成24年度予算額:30,027,043円のうち一部]                  (項)医療従事者資質向上対策費:(一部) [平成24年度予算額:16,028,963円のうち一部]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>基本目標I(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策中目標1(今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること)及び施策中目標2(医療従事者の資質の向上を図ること)は、地域医療体制の担い手を確保・養成するという点で、評価対象施策と関連しています。</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>○医療法(昭和23年法律第205号)により、                  ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。                  ※都道府県は、四疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。                  ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされています。                  ○消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされています。                  ○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っているところです。</p>				<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二
	24	25	26	27	28																	
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二																	
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 自宅で死亡する者の数</p>	<p>150,783</p>	<p>平成22年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>150,783</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・医療連携体制は医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から在宅療養に至るまで切れ目なく必要な医療を提供するものであり、医療連携が推進されることにより、自宅で最期を看取られる患者が増えることから、自宅で死亡する者の数を測定し、その数値を向上させることを目標とした。                  ・「人口動態統計(1C・上巻・死亡・第5.5表-死亡の場所別にみた年次別死亡数)」(厚生労働省) URL:http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001082327</p>													
<p>2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)</p>	<p>11.4% 7.1%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>11.4% 6.9%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受入れ、早期に治療を行うことで、救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることは重要な課題であることから、心肺停止者の一ヶ月後の生存率と社会復帰率を測定し、その数値を向上させることを目標とした。                  ・「救急救助の現況」(消防庁) URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231216_1houdou/02_houdoushiryou.pdf</p>													
<p>3 周産期死亡率(出産1,000対)</p>	<p>4.2</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>4.2</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を低下させることを目標とした。</p>													
<p>4 幼児(1~4歳)死亡率(人口10万対)</p>	<p>21.2</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>22.1</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1~4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1~4歳児の死亡率を測定し、その数値を低下させることを目標とした。</p>													
<p>5 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率</p>	<p>62.4%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前回調査以上</p>	<p>次回調査年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>62.4%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>・災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であるため、病院の耐震改修状況を測定し、その数値を向上させることを目標とした。                  ・「病院の耐震改修状況調査の結果について」 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000003jyl.html</p>													
<p>6 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数</p>	<p>34,591</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>34,591</p>	<p>平成21年度</p>	<p>・無医地区は年々減少傾向にあるものの、平成21年10月末時点で未だ705地区が存在し、近隣の医療機関での受診が容易に出来ない地区が数多く見受けられる。「社会保障・税の一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す」とされていることから、無医地区等における医療活動の回数を測定し、その数値を向上させ医療提供体制の強化を図ることを目標とした。</p>													
<p>7 病院の立入検査における検査項目に対する遵守率</p>	<p>97.8%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>97.8%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>・各都道府県等による立入検査の実施状況、立入検査項目の遵守状況等を効率的に把握し、遵守状況が低い事項を精査した上で、各都道府県等に対して情報提供し周知徹底等を行うことにより、遵守率が低い項目を改善でき、医療の安全・質が向上することから、当該数値を向上させることを目標とした。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>		<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>—</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 中毒情報センター情報基盤整備費 (昭和61年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	中毒情報センターにおいて、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行う。	薬物中毒に係る電話相談対応件数:前年度以上	薬物中毒に対する相談に多く対応し情報発信を行うことで、急性薬物中毒への迅速かつ適切な対応を促進し、急性中毒対策の充実を図る。
(2) 救急医療支援センター運営事業 (平成21年度)	1.1億円 (1.1億円)	1.1億円	0.9億円	2	小児科を含む専門医を休日・夜間に常駐させ、ITネットワークを活用する等により、地域の二次医療機関及び救命救急センターの診断・治療の支援を行う救急医療支援センターの運営を支援する。	ネットワーク参加施設数:前年度以上	ネットワークに参加する施設数を増加させることで、休日・夜間における遠隔画像診断を用いた救急対応を実施する機会を増やし、救急医療体制の充実を図る。
(3) 救急医療従事者の育成・確保 (平成19年度)	22.3億円 (26.1億円)	16.2億円	0.9億円	2	救急医療に従事する医師等に対する研修を実施する。	救急医療業務実地修練等研修の実施回数:前年度以上	研修の機会を多く確保することで、質の高い救急医療従事者を数多く育成することにより、救急医療体制の充実を図る。
(4) ドクターヘリの導入促進 (平成22年度)	27.6億円 (23.6億円)	29.3億円	0.03億円	2	救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、ドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)の全国的な導入を促進する。	ドクターヘリの導入機数:前年度以上	ドクターヘリの導入を促進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。
(5) へき地における医療提供体制整備の支援 (平成13年度)	2.5億円 (2.4億円)	2.9億円	2.6億円	6	無医地区等における医療提供体制の整備を図るため、へき地医療対策の総合的な企画・調整等を行う「へき地医療支援機構」に対する運営経費の支援を実施。	無医地区を有する全ての都道府県(43県)にへき地医療支援機構を設置	「へき地医療支援機構」を設置することで、無医地区等に特化した医療確保対策を図り、当該地区での医療提供体制の整備を促進する。
(6) へき地における医療提供等の実施 (昭和32年度)	14.1億円 (13.5億円)	13.9億円	13.4億円	6	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地診療所の運営経費、へき地診療所への代診医派遣及び無医地区等での巡回診療等の実施に対する財政支援を実施する。	無医地区等における巡回診療回数:前年度以上	へき地診療所の運営や巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担を軽減し、住民への医療提供の促進・充実を図る。
(7) 医療施設の耐震化 (平成18年度)	360.6億円 (360.4億円)	167億円	0.2億円	5	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院及び救命救急センターの医療機関の耐震整備を行う。	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率:前年度以上	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を促進し、災害時にも適切な医療提供体制の維持を図る。
(8) 産科医療機関の確保 (平成20年度)	26.1億円 (18.7億円)	25.1億円	3.3億円	6	身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、離島等の産科医療機関不足地に所在する産科医療機関への財政支援を実施する。	産科医療機関数:前年度以上	該当地域の産科医療機関への財政支援を実施することで、分娩数が少ないこと等を原因とする産科の休診を防ぎ、産科医療機関の存続を図る。
(9) 災害時における医療提供体制の確保 (平成14年度)	1.5億円 (1.6億円)	1.5億円	2億円	5	災害急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修や実働訓練、また、被害状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、情報提供等を行う。	災害派遣医療チーム(DMAT)数:前年度以上	災害に備えた研修事業等を実施することにより、災害時の医療提供体制の確保を図る。
(10) 救急患者の受入体制の充実 (平成22年度)	19.5億円 (17.5億円)	16.2億円	0.2億円	2	消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査・分析を行い、今後の救急医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	-	救急医療対策の推進に必要な情報の精度を高めることにより、救急医療体制の確保を図る。
(11) 医療施設の設備整備の支援 (昭和36年度)	12.7億円 (40.2億円)	13.5億円	7.5億円	6	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院やへき地診療所等が行う医療機器等の整備にかかる財政支援を実施する。	・へき地医療拠点病院、へき地診療所数:前年度以上 ・無医地区等における巡回診療回数:前年度以上	へき地医療拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担を軽減し、住民への医療提供の促進・充実を図る。
(12) 医療施設の施設整備の支援 (昭和31年度)	83.2億円 (73.8億円)	86.2億円	42.8億円	6	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院やへき地診療所等が行う施設整備にかかる財政支援を実施する。	へき地医療拠点病院、へき地診療所数:前年度以上	へき地医療拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担を軽減し、住民への医療提供の促進・充実を図る。

(13) 医療機関行政情報システム改善事業費 (平成9年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	7	各都道府県等に立入検査結果を入力するための更新プログラムを送付・回収し、集計・分析をして公表を行う。	—	都道府県等からの報告システムを構築し、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について、迅速かつ正確に報告・集計することにより、遵守率の向上を図る。
(14) 在宅医療・介護の推進(在宅医療連携拠点事業) (平成23年度)	—	1.1億円 (1.1億円)	35億円	1	施設中心の医療・介護から生活の場において必要な医療・介護サービスを受けられる体制を構築することにより、住み慣れた場で、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すため、①在宅医療を担う人材の育成②実施拠点となる基盤の整備③個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援等を行う。	連携拠点事業実施箇所数:96箇所	在宅医療連携拠点をモデル的に整備することにより、地域における他職種連携を促進する。
(15) 地域医療支援センターの運営 (平成23年度)	—	5.5億円	7.3億円	6	医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、地域枠の医師などを活用して、医師不足病院の医師の確保の支援等を行うため都道府県が設置する「地域医療支援センター」の運営に対する支援を行う。	実施箇所数:20箇所	地域医療支援センターの実施箇所数を増加させることにより、より多くの都道府県において充実した医師確保の取組みが行われ、実施している都道府県間のつながりにより、より効率的かつ効果的な医師確保の取組みを推進する。
(16) 医療提供体制推進事業 (平成18年度)	—	—	250億円	1,2,3,4	都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策、看護職員確保対策、歯科保健医療対策等の事業を実施するため、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費について財政支援を行う。	救命救急センターの箇所数:前年度以上	救命救急センター等の整備に対して財政支援を行うことにより、救急患者等を円滑に受け入れる医療体制を確保する。

(厚生労働省24(Ⅰ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（施策目標Ⅰ-2-1）	<b>担当部局名</b>	医政局医事課、歯科保健課、看護課	<b>作成責任者名</b>	医事課長 田原 克志 歯科保健課長 上條 英之 看護課長 岩澤 和子
<b>施策の概要</b>	医師・看護職員数の増員、医療関係職種の離職防止、復職支援、チーム医療の推進等を行うことで、医療従事者の確保及び業務の効率化を図り、地域において必要な医療を提供できる体制を整備するために実施しています。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者等確保対策費 [平成24年度予算額:5,473,836千円]	<b>関連施策</b>	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策目標Ⅰ-2-2(医療従事者の資質の向上を図ること)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連しています。		
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○ 医師確保については、「新成長戦略2010」(平成22年6月18日閣議決定)において、「医療提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定」が盛り込まれるとともに、民主党マニフェスト2010においても「地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。</p> <p>○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。</li> </ul> <p>とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。</p> <p>○ 近年、質が高く、安心して安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要があり、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。</p>				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>

24	25	26	27	28
モニ	実績	モニ	モニ	モニ

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度			23年度	24年度			
1 人口10万人対医師数 (前回調査時以上) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	217.5人	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	—	219人以上	219人	平成22年度	○我が国では、人口当たり医師数が、OECD平均を下回っており、医学部定員増等の施策により医師不足対策を行ってきた。その効果を図る観点から、医師の絶対数が不足していると指摘されているため、人口10万人対医師数を指標としてあげている。 (参考)人口1,000人当たり医師数 OECD単純平均 3.0人 加重平均 2.6人 日本 2.2人 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。
2 都道府県間の医師数の最大格差 【人口当たり医師数(最小の都道府県)÷人口当たり医師数(最大の都道府県)】 (前回調査時以上) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	2.0倍	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	—	2.0倍以下	2.0倍	平成22年度	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も生じている。 ○都道府県によって、地理的条件等が異なるため、単純に都道府県別医師数で医師の地域偏在を図れるものではないが参考となる指標として、都道府県間の人口当たり医師数の最大格差をあげている。【人口当たり医師数(最小の都道府県)÷人口当たり医師数(最大の都道府県)】 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。
3 診療科別医師数の増減割合(平成6年を1.0とした場合) (前回調査時以上) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	産科・産婦人科: 0.88倍 小児科: 1.1倍 外科: 0.94倍	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	—	産科・産婦人科: 0.94倍以上 小児科: 1.19倍以上 外科: 0.99倍以上	産科・産婦人科: 0.94倍 小児科: 1.19倍 外科: 0.99倍	平成22年度	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も生じている。 ○診療科によって、医療ニーズ等が異なるため、単純に診療科別医師数で診療科偏在を測れるものではないが、参考となる指標として、不足が指摘されている主な診療科の医師数の推移をあげている。 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。
4 就業女性医師数 (前回調査時以上) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	47,283人	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	—	53,002人以上	53,002人	平成22年度	○出産・育児等による離職のため、卒業後概ね10年目から20年目付近にかけて女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少していると考えられている。そのため、出産・育児支援等の離職対策の指標として、就業女性医師数をあげている。 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。
5 就業看護職員数 (前回調査時以上) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に集計)	1,333,045人	平成18年度	前年度以上	毎年度	1,470,421人以上	—	1,470,421人	平成22年度	○看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があるとして、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることをふまえ、就業看護職員数について対前年度増とすることを目標とし、これを指標としてあげている。 ○基準年度については、医師とそろえている。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標年度						
—	—		—				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
6 人口1,000人当たり医師数 (OECD調査)	—	—	—	日本 2.2人 (OECD単純平均 3.0人 加重平均 2.6人)	—		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要	達成手段の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 女性医師等就労支援事業 (平成20年度)	2.9億円	2.2億円	医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数	1.4	①相談窓口経費 相談員を配置し、女性医師等の両立支援のための相談、復職研修申込の受付及び研修受入医療機関との調整を行う。 ②病院研修経費 女性医師等の復職研修受入を可能とする医療機関へ研修に必要な経費を支援する。 ③就労環境改善経費 仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組を行う医療機関へ支援を行う。	就業女性医師数 (前回調査時以上)	女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。このため、離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対して、相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に寄与する。
(2) 女性医師支援センター事業 (平成18年度)	1.6億円	1.5億円	1.6億円	1.4	・女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望する医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援を行う。また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要に応じて実情把握調査を行う。 ・就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修得させ、現場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対する環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師のキャリア継続に関する講習会等の実施及び支援を行う。	就業女性医師数 (前回調査時以上)	臨床医に占める女性医師の割合は約15%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。このため、本事業により、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図りつつ、もって医師確保対策に寄与する。
(3) 病院内保育所運営事業 (昭和49年)	2.0億円	1.8億円	医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数	1.4,5	病院内保育所運営の支援を行うもの。	—	交替制勤務(3交代制、2交代制)である看護職員の勤務の特殊性に鑑み、看護職員確保対策の一環として、子供を持つ看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業の促進を図るため、看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の確保対策、子育て支援対策として実施している。
(4) 臨床研修費補助金(医師) (昭和43年)	162億円	142億円	132億円	2.3	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。	—	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。
(5) 中央ナースセンター事業 (平成4年度)	1.4億円	1.1億円	1.1億円	5	保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下、「看護師等」という)に対して都道府県センターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。	①就業看護職員数 (前年度実績以上) ②中央ナースセンター事業再就業者数 (前年度実績以上)	看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置を講ずることにより、高度な専門知識と技能を有する看護師等の確保に寄与する。
(6) 専門医の在り方に関する検討 (平成23年度)	0.2億円	0.2億円	0.3億円	2.3	専門医に関して幅広く検討を行うため、有識者の検討会を開催し、また、新たな仕組みの詳細設計の検討に必要な調査を実施する。 (主な検討内容) ・求められる専門医像について ・医師の質の一層の向上について ・地域医療の安定的確保について	—	医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図るため、地域に必要な専門医がバランスよく分布するよう、診療領域別の必要医師養成数の実態把握や総合的な診療能力を有する医師の在り方を含め、専門医に関して幅広く検討を行う。
(7) チーム医療実証事業(平成23年度限り) チーム医療普及推進事業(平成24年度)	—	3.6億円	0.8億円	1.5	○チーム医療実証事業 「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を踏まえた取組を実施する施設を指定し、指定施設から当該取組によって提供可能となる医療サービスの安全性・効果等に関する情報の報告を受け、併せてチーム医療を推進する上での課題等を検証する。 ○チーム医療普及推進事業 平成23年度に実施した「チーム医療実証事業」において、他の医療機関でも活用しやすく、かつ特に効果的な取組を実施した医療機関(20施設程度)に委託して、医師、看護師等地域の医療関係職種を対象としたワークショップを開催し、質の高いチーム医療の実践を地域の医療現場に普及・定着させる。	—	多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することで、医療の質の向上のみならず、効率的な業務の実施につながるものである。

(厚生労働省24( I -2-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標 I -2-2)				<b>担当部局名</b>	医政局医事課、歯科保健課、看護課		<b>作成責任者名</b>	医事課長 田原 克志 歯科保健課長 上條 英之 看護課長 岩澤 和子											
<b>施策の概要</b>	チーム医療や医師・歯科医師の臨床研修を推進すること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I -1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること														
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療従事者資質向上対策費 [平成24年度予算額: 15,494,851千円] (項) 医療提供体制基盤整備費 [平成24年度予算額: 25,000,000千円の内数]				<b>関連施策</b>	基本目標 I (安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策目標 I -2-1(今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連しています。														
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○ 近年、質が高く、安心して安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要があり、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、医老従事者の質の向上に向け、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。</p> <p>○ 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師について1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。 (根拠法令: 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2)</p> <p>○ 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。 (根拠法令: 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)</p>				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>											
					23年度	24年度														
1 医師研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	74%	平成20年度	前年度以上	毎年度	平成22年度以上	—	74%	平成21年度(平成22年度の結果は現在集計中)	○医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難。 ○しかし、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。 ○基準年度については、アンケート調査を開始した平成20年度に設定している。											
2 歯科医師研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	76%	平成22年度	前年度以上	毎年度	76%以上	—	76%	平成22年度	○医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難。 ○しかし、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが歯科医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。 ○基準年度については、アンケート調査を開始した平成20年度に設定している。											
3 看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	19,822人	平成18年度	前年度以上	毎年度	平成22年度以上	—	15,613人	平成21年度(平成22年度の結果は現在集計中)	○看護師等については、医師や歯科医師のように、免許取得後の臨床も含めた研修が義務付けられておらず、基本的には、医療機関内で実施する研修や、関係団体が実施する研修に自主的に参加することで、質の向上を図っている。このため、厚生労働省では、各種研修会等を実施する者に対して支援を行っている。 ○医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、各種研修会等を修了する看護師等が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。											
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>				<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
				<b>目標年度</b>																
—	—			—	—															
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度															
4 臨床研修指導医における講習会の修了者人数	4,627人	8,676人	6,772人	5,590人	—															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 臨床研修費補助金(医師) (昭和43年)	162億円	142億円	132億円	1	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。	—	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。
(2) 歯科臨床研修費補助金(平成9年度) 歯科医師臨床研修指導医講習会費(平成9年度)	29.2億円	22.4億円	22.7億円	2	(臨床研修費補助金) 臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医受け入れのための環境整備等に係る経費の補助。  (歯科医師臨床研修指導医講習会費) ① 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 歯科医師臨床研修を効果的かつ効率的に行うためには、指導歯科医の資質に担うところが大きく、その指導能力の向上を図ることが重要であるから、講習会の実施にかかる経費を補助する。(平成23年度廃止) ② プログラム責任者講習会 歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費を補助する。	—	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①歯科医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。
(3) 看護職員資質向上推進事業費 (①平成2年度、②平成6年度、③平成15年度、④平成12年度、⑤平成22年度)	4.9億円	3.5億円	医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数	3	①看護教員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を習得させる。 ②実習指導者の任にある者に、看護教育における実習の意義・役割を理解させ、教育的配慮ができるように必要な知識・技術を習得させる。 ③特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。 ④(短期研修)看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施する。(中期研修)二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折について看護職員を対象とした研修を実施する。 ⑤教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別(新任期、中堅期、ベテラン期)に応じた研修を実施する。	看護師等における講習会・研修会等の修了者人数:前年度以上	①看護教員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を習得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図る。 ②実習指導者の任にある者に、看護教育における実習の意義・役割を理解させ、教育的配慮ができるように必要な知識・技術を習得させる。 ③特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。 ④(短期研修)看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。(中期研修)二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的科学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象とした研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。 ⑤医療の高度化・国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別(新任期、中堅期、ベテラン期)に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資する。
(4) チーム医療実証事業(平成23年度限り) チーム医療普及推進事業(平成24年度)	—	3.6億円	0.8億円	—	○チーム医療実証事業 「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を踏まえた取組を実施する施設を指定し、指定施設から当該取組によって提供可能となる医療サービスの安全性・効果等に関する情報の報告を受け、併せてチーム医療を推進する上での課題等を検証する。  ○チーム医療普及推進事業 平成23年度に実施した「チーム医療実証事業」において、他の医療機関でも活用しやすく、かつ特に効果的な取組を実施した医療機関(20施設程度)に委託して、医師、看護師等地域の医療関係職種を対象としたワークショップを開催し、質の高いチーム医療の実践を地域の医療現場に普及・定着させる。	—	多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することで、医療の質の向上のみならず、効率的な業務の実施につながるものである。
(5) 実践的な手術手技向上のための研修事業 (平成24年度)	—	—	0.5億円	—	全国で数カ所の大学(医学部)をサージカルトレーニングセンターとして選定し、他大学や医療機関の医師も含めて受け入れて行う手術手技向上のための遺体の利用(サージカルトレーニング)の取組を支援するとともに、その効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。	補助件数 (6箇所)	ご遺体を利用した手術手技の修練(サージカルトレーニング)は、海外では広く行われている一方で、日本ではシミュレーターや動物等を使用して十分な練習を行うことが一般的である。サージカルトレーニングの取組を支援し、その効果や運営上の問題点等について整理・検討を行うことで、日本においてもサージカルトレーニングを広く普及させ、手技の向上による医療安全の向上を図るとともに、医療技術の向上や医療機器開発の促進に寄与する。

(厚生労働省24(Ⅰ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標Ⅰ-3-1)				<b>担当部局名</b>	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室、政策統括官付社会保障担当参事官室情報連携基盤推進室		<b>作成責任者名</b>	医療技術情報推進室長 福原 康之 情報連携基盤推進室長 須田 俊孝						
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の目標を柱に実施しています。 ・医療のIT化を推進する。 ・医療を始めとする社会保障分野全体の情報化・標準化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること									
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療情報化等推進費(一部) [平成24年度予算額:423,501千円] (項)医療情報化推進費(特別会計) [平成24年度予算額:9,950,250千円]				<b>関連施策</b>	-									
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、厚生労働省においては、平成19年3月に「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を策定し、これらの実現に向けて着実な取り組みを進めています。また、社会保障・税に関わる番号制度については、平成23年6月に政府与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税番号大綱」に基づき、内閣官房を中心に検討が進められており、平成24年2月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(通称:マイナンバー法案)」が国会に提出されました。医療等の分野については、機微性の高い個人情報について特段の措置を講ずることとしており、厚生労働省において検討を進め、平成25年の通常国会に特別法を提出することとされています。								<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>		24	25	26	27	28
										モ二	モ二	モ二	実績	モ二	
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>						
					23年度	24年度									
1 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	31.7%	平成20年度	31.7%以上	平成23年度	31.7%以上	-	31.7%	平成20年度	医療情報システムの普及状況を知る上での指標としては、厚生労働省統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」により把握している。3年ごとの調査であり、今回の調査は平成23年度についてである。						
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>										
2 医療等の分野における個人情報保護の特別法案の制定作業	次期通常国会に提出			平成25年度	「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府与党社会保障改革検討本部決定)において、「医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。」とされ、「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」(平成23年12月16日社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会決定)において、平成25年の通常国会に特別法案の提出を定めているため。										
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度										
3 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率(一般病院400床以上)	-	82.4%	-	-	調査中										
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>					
	22年度	23年度													
(1) 医療情報連携・保全基盤推進事業補助実績数(平成24年度)	-	-	950,250千円	1	医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関においてデータの相互閲覧を可能とするとともに、災害時等にはバックアップとしても利用可能となる医療情報連携・保全基盤を整備する。				10か所	当該事業を推進することにより、地域連携が可能となる地域が増え、医療のIT化の推進が見込まれる。					

(厚生労働省24(I-3-2))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標 I-3-2)	<b>担当部局名</b>	医政局総務課医療安全推進室	<b>作成責任者名</b>	医療安全推進室長 宮本 哲也
<b>施策の概要</b>	本施策は医療安全確保対策の推進を図るために実施します。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-3 利用者の視点にたった、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。 (項)医療安全確保推進費[平成24年度予算額:459,128,000円]	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める ・病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じる ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うこととされています。	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
			モニ	モニ	モニ	モニ	実績

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度			
1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数	578	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	578	平成22年度	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うため、事業参加医療機関の増加を図る。
2 診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 <small>※医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関に対して診療報酬を加算するもの</small>	30%	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	30%	平成22年度	入院患者にとって、より安全で効率的な入院医療の提供を一層推進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、診療報酬上で評価を行ったもの。 ※診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合＝「医療安全対策加算1」又は「医療安全対策加算2」届出医療機関／全国の病院数
3 医療安全に資する医療機器の購入による特別償却に係る医療機器販売件数	42,958	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	42,958	平成22年度	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 ※対象医療機器等:人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置(平成23年度に対象医用機器等から除かれた生体情報モニタ運動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台を除いた台数)
4 産科医療補償制度の審査件数	115	平成22年度	前年度同等	毎年度	前年度同等	前年度同等	115	平成22年度	産科医療補償制度の運営組織がより多くの事故原因等の分析をすることにより、医療安全の推進を図る。
5 都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターの設置数	372	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	372	平成22年度	都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるため、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされていることから、その設置を図る。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-	-	-	-

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 医療事故情報収集等事業 (平成16年度)	1億円	0.9億円	0.9億円	1、2、3	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う。	—	医療事故収集等事業を実施することによって、医療事故の発生予防・再発防止に寄与することを見込んでいる。
(2) 産科医療補償制度運営費 (平成20年度)	0.9億円	0.8億円	0.8億円	4	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための審査を行う。	—	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療補償制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与することを見込んでいる。
医療安全支援センター総合支援事業 (平成13年度)	0.3億円	0.2億円	0.2億円	5	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行う。	前年度同等の研修への参加者数	医療安全支援センター総合支援事業を実施することによって、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備が図られることを見込んでいる。
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 (平成17年度)	1.8億円	1.2億円	1.2億円	1、2、3	医療の質と安全・安心を高めていくため、診療の過程において予期し得なかった死亡や診療行為の合併症等での死亡に遭遇した場合に、臨床医や専門医等による解剖、死亡時画像診断を活用した事案調査及び医療機関から提出された調査報告書の検証を実施し、医療機関から調査依頼を受け付け、専門的、学際的な者による因果関係及び再発防止策を総合的に検討する。	—	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業を実施することにより、医療安全の推進が見込まれる。
(5) 患者安全推進(PSA)事業 (平成13年度)	0.03億円	0.02億円	0.02億円	1、2、3、4、5	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置付け、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行う。	—	患者安全推進(PSA)事業を実施することにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることを見込んでいる。
(6) 裁判外紛争解決制度活用推進協議会 (平成21年度)	0.04億円	0.03億円	0.03億円	1、2、3	医療紛争の裁判外による解決に向けた取り組みとして、医療界、法曹界や患者の立場を代表する者等による会議を開催し、情報共有や意見交換を行う。	—	医療事故等が発生した場合の紛争解決の手段のひとつである裁判外紛争解決機関を充実させ、同機関の活用を推進することによって、医療事故等の紛争が早期に解決されるとともに、安全な医療が提供されることを見込んでいる。

(厚生労働省24(I-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	政策医療を向上・均てん化させること(施策目標 I-4-1)	<b>担当部局名</b>	医政局国立病院課	<b>作成責任者名</b>	国立病院課長 片岡 佳和										
<b>施策の概要</b>	本施策は政策医療(国として担うべき医療)を推進するために実施しています。 ※なお、独法通則法に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの評価については、独法評価委員会で評価が実施されています。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること												
<b>予算書との関係</b>	本施策は予算書の以下の項に対応しています。 (項)独立行政法人国立病院機構運営費[平成24年度予算額:286億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター運営費[平成24年度予算額:82億円] (項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費[平成24年度予算額:51億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費[平成24年度予算額:48億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費[平成24年度予算額:5億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費[平成24年度予算額:73億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費[平成24年度予算額:1億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費[平成24年度予算額:44億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費[平成24年度予算額:5億円] (項)独立行政法人国立国際長寿医療研究センター運営費[平成24年度予算額:39億円]	<b>関連施策</b>	-												
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	歴史的・社会的な経緯等により民間等での対応が困難な医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべき(政策医療)ものとされています。 各国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療センター)及び国立病院機構においては、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っています。	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28											
モ二	モ二	実績	モ二	モ二											

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度			23年度	24年度			
1 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	1,010	平成22年度	前年度以上	毎年度	1,010	前年度以上	1,010	平成22年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において治験の実施件数を増加させることを目標としている。そのことから、治験の受入件数を施策の目標として、目標値を前年度以上とした。
2 発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された学術論文)	4,781	平成22年度	前年度以上	毎年度	4,781	前年度以上	4,781	平成22年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において臨床研究を推進することを目標としている。そのことから、発表論文数を施策の目標として、目標値を前年度以上とした。
3 研修会受入人数	258,267	平成22年度	前年度以上	毎年度	258,267	前年度以上	258,267	平成22年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。そのことから、研修会受入人数を施策の目標として、目標値を前年度以上とした。
4 ホームページアクセス件数	66,370,187	平成22年度	前年度以上	毎年度	66,370,187	前年度以上	66,370,187	平成22年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において情報の発信を行うことを目標としている。そのことから、ホームページアクセス件数を施策の目標として、目標値を前年度以上とした。
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
-	-		-		-				
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
-	-	-	-	-	-				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 独立行政法人国立病院機構運営費(平成16年度)	437億円 (437億円)	362億円	286億円	1.2,3,4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立病院機構運営費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(2) 独立行政法人国立がん研究センター運営費(平成22年度)	88億円 (88億円)	88億円	82億円	1.2,3,4	独立行政法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(3) 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費(平成22年度)	59億円 (59億円)	54億円	51億円	1.2,3,4	独立行政法人国立循環器病研究センターは循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(4) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費(平成22年度)	46億円 (46億円)	45億円	48億円	1.2,3,4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(5) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(平成22年度)	16億円 (0円)	23億円	5億円	1.2,3,4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(6) 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費(平成22年度)	85億円 (85億円)	75億円	73億円	1.2,3,4	独立行政法人国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(7) 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費(平成22年度)	7億円 (0円)	15億円	1億円	1.2,3,4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(8) 独立行政法人国立国立成育医療研究センター運営費(平成22年度)	50億円 (50億円)	47億円	44億円	1.2,3,4	独立行政法人成育医療研究センターは成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(9) 独立行政法人国立国立成育医療研究センター施設整備費(平成22年度)	—	—	5億円	1.2,3,4	独立行政法人成育医療研究センターは成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人成育医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(10) 独立行政法人国立国立長寿医療研究センター運営費(平成22年度)	35億円 (35億円)	36億円	39億円	1.2,3,4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅰ-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標Ⅰ-5-1)				<b>担当部局名</b>	健康局結核感染症課 健康局疾病対策課肝炎対策推進室	<b>作成責任者名</b>	結核感染症課長 正林 督章 肝炎対策推進室長 神ノ田 昌博														
<b>施策の概要</b>	本施策は公衆衛生の向上及び増進を図るために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 施策大目標Ⅰ-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費[平成24年度予算額:59,839,231千円の一部] (項)検疫所業務等実施費[平成24年度予算額:669,374千円]				<b>関連施策</b>	-																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ○ 肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進すること(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二
	24	25	26	27	28																	
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二																	
<b>測定指標</b>	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数(結核感染症課調べ)	32	平成23年度	47	平成28年度	-	35	32	平成23年度	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。施策目標を達成するためには、感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を整備する必要があることから、当該数値を測定指標とした。(感染症指定医療機関の指定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html</a> )													
予防接種の接種率(麻しん)(結核感染症課調べ)	94.5%	平成19年度	おおむね95%	毎年度	おおむね95%	おおむね95%	88.2%	平成22年度	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても当該目標の達成に向けて麻しん対策の充実を図ることとしていることから、当該目標を測定指標とした。(麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html</a> )													
2 予防接種の接種率(風しん)(結核感染症課調べ)	94.8%	平成19年度	おおむね95%	毎年度	おおむね95%	おおむね95%	88.2%	平成22年度	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。(麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html</a> )													
3 結核患者罹患率の推移(結核登録者情報調査年報集計結果による)	-	平成23年	15.0	平成27年	17.6	17.0	18.2	平成22年	結核患者数は年々減少しているものの、なお年間約2万3000人の新規患者が発生しており、対策の強化が必要とされている。こうした中、平成23年に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、具体的な目標として平成27年までに人口10万人対罹患率を15.0以下とすることとしたため、当該目標を測定指標とした。(平成22年度結核登録者情報調査年報集計結果 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html</a> )													
4 都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数(肝炎対策推進室調べ)	-	平成23年	47	平成28年	47	47	-	平成23年	肝炎対策基本指針(平成23年厚生労働省告示第160号)において、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる」とされたことから、当該計画等の策定状況を測定指標とした。(各自治体における肝炎対策に係る計画策定状況について(第7回肝炎対策推進協議会資料) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024fl-att/2r98520000024ft3.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024fl-att/2r98520000024ft3.pdf</a> )													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																	
5 予防接種法の改正作業	改正法案を国会に提出			平成24年度	先進諸国が積極的に接種を実施しているワクチンが我が国では定期接種に位置づけられていないという、いわゆるワクチン・ギャップの問題や、予防接種施策を総合的かつ恒常的に評価・検討する仕組みの問題が指摘されていること等を踏まえ、予防接種法を改正し、定期接種の対象疾病の追加及び新たな評価検討組織の設置等の措置を講ずる必要があるため測定指標とした。																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
-	-	-	-	-	-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	7.0億円 (6.9億円)	6.7億円	6.7億円	1	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助をする。	第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数:35	感染症指定医療機関は、感染症の患者を入院させる医療機関であり、国は、感染症法第62条第2項の規定に基づき、都道府県が第一種及び第二種感染症指定医療機関の運営について補助した経費の一部を補助するとともに、特定感染症指定医療機関の運営に係る経費の一部を補助しているものである。当該補助金の積極的な活用により、各都道府県において第一種感染症指定医療機関の設置が促進されると見込んでいる。
(2) 麻しん排除対策推進費 (平成21年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円	3百万円	2	麻しん発症地域における麻しんの発生経路等の調査・分析を行うとともに、その結果を広く周知する。	予防接種の接種率: おおむね95%	麻しんの排除を目的として、発症地域における発生経路等の調査・分析を行い、その結果を広く周知することで感染の拡大を予防するとともに、麻しんの予防意識を高めることで接種率の向上につながると見込んでいる。
(3) 感染症対策特別促進事業費 (昭和54年度)	4.6億円の うち4.0億 円 (4.6億円 のうち4.0 億円)	3.5億円の うち3.0億 円	3.2億円の うち2.7億 円	3	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助する。	結核患者罹患率:17.0	結核の確実な治療に資する直接服薬確認療法等に要する経費を補助することにより、新たな感染を予防し、患者罹患率を減少できると見込んでいる。
(4) 肝炎対策事業費 (平成18年度)	8.5億円の 内数 (4.9億円 の内数)	8.4億円の 内数	9.3億円の 内数	4	都道府県において実施される肝炎対策については、肝炎対策基本法第4条で規定されている地方公共団体の責務に基づくものであり、地域の特性に応じた各種の施策が着実に策定・実施されるために補助を行うものである。	都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数:47	各都道府県の肝炎対策協議会の開催にかかる経費を補助すること等により、各都道府県における肝炎対策に関する計画の策定を促進できると見込んでいる。

(厚生労働省24 ( I -5-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I -5-2)	<b>担当部局名</b>	健康局疾病対策課	<b>作成責任者名</b>	健康局疾病対策課長 山本 尚子
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)難病対策を推進すること (施策小目標2)ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3)エイズ対策を推進すること	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費 [平成24年度予算額:2.7億円] (大事項)感染症予防事業等に必要経費(一部) (項)特定疾患等対策費(全部) [平成24年度予算額:413億円] (大事項)特定疾患等対策に必要経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要経費	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、</p> <p>①調査研究の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進の各種施策を推進しています。</p> <p>○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。</p> <p>○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成24年厚生労働省告示第21号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、</p> <p>①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の施策を行うこととされています。</p>	<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
	24		25	26	27	28											
モニ	実績	モニ	モニ	モニ													

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度				23年度	24年度			
1 衛生行政報告令による特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数	706,720	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	706,720	平成22年度	特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であり、本事業の推進状況を測る指標として受給者証交付件数を目標値として設定している。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/10/dl/kekka7.pdf">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/10/dl/kekka7.pdf</a>
2 ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数	22,515	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	22,515	平成22年度	国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、当該数値を測定し、目標を前年度以上とした。
3 疾病対策課調べによる保健所等におけるHIV抗体検査件数(前年以上/毎年)	131,243	平成23年	前年以上	-	前年以上	前年以上	131,243	平成23年	HIV検査相談体制を充実させ、感染を早期に発見し、早期かつ適切に治療を行うことが国民の健康保持の観点から非常に重要であることから、検査相談体制の整備状況や普及啓発の効果を評価する指標として、当該指標を選定しています。 <a href="http://api-net.jfap.or.jp">http://api-net.jfap.or.jp</a>

測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
-	-	-	-	-	-				

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
-	-	-	-	-	-	-			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	275億円	280億円	350億円	1	原因が不明であって、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	特定疾患治療研究事業受給者証交付件数前年度以上	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(2) 難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	34百万円	27百万円	27百万円	1	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在や公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等の情報を収集、整理し、難病患者、家族及び医療関係者等に対して情報の提供を行う。
(3) 難病特別対策推進事業 (平成10年度)	904百万円	727百万円	762百万円	1	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(4) 特定疾患対策費 (昭和47年度)	30百万円	36百万円	36百万円	1	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施する。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(5) 特定疾患調査解析システム開発等経費 (平成14年度)	32百万円	8百万円	4百万円	1	①特定疾患治療研究対象者の申請の際に提出される臨床調査個人票(診断書)のデータを利用し、研究班における研究の促進を図る。 ②認定の際に特定疾患調査解析システムを参考に利用し、適正かつ全国統一的な判定、審査業務及び認定業務の省力化を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 都道府県の特定疾患対策協議会において、特定疾患調査解析システムを用いた特定疾患の一次判定を行うとともに、難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究班に対し臨床データの提供を行う。
(6) 特定疾患等患者支援等経費 (平成23年度)	—	20百万円	20百万円	1	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連
(7) 退所者等対策経費 (平成14年度)	31億円 (29億円)	31億円	30億円	2	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。	—	ハンセン病療養所退所者及び非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、給与金を支給する。
(8) 名誉回復事業 (平成14年度)	31百万円 (21百万円)	31百万円	31百万円	2	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。	—	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発やハンセン病の患者であった方々の名誉回復を図る。
(9) 国立ハンセン病療養所入所者家庭生活援護委託費 (昭和29年度)	46百万円 (25百万円)	42百万円	33百万円	2	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行います。	—	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者の援護を行う。
(10) ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	5.4億円 (5.4億円)	5.4億円	5.4億円	2	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館の運営を行います。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援を行います。 ③沖縄県におけるハンセン病の外來診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行います。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行います。	—	社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助やハンセン病の患者であった者等の名誉回復など、ハンセン病対策の推進を図る。
(11) 私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	2.4億円 (2.4億円)	2.4億円	2.2億円	2	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行います。	—	入所者に対する必要な療養を確保する。
(12) ハンセン病訴訟和解金 (平成13年度)	5.6億円 (1.1億円)	3.2億円	2.3億円	2	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては、平成13年7月23日の基本合意書、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日の基本合意書に基づき、和解一時金を支給します。	—	ハンセン病国家賠償訴訟における基本合意書に基づき、和解一時金を支給する。

(13)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	5.9億円 (3.1億円)	5.9億円	5.6億円	2	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給します。	—	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝する。
(14)	歴史的建造物等保存等経費 (平成23年度)	—	49百万円	2.3億円	2	ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、栗生楽泉園に重監房が設置されたことを紹介するなど、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発事業の一環として、「重監房再現・展示施設」を建設します。	—	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発やハンセン病の患者であった方々の名誉回復を図る。
(15)	HIV相談・検査関係業務 (平成11年度)	3.2億円	3.2億円	2.7億円	3	・保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行います。 ・国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整備します。【補助率1/2】	—	・保健所等において、利便性の高い無料・匿名の検査体制を整備することにより、HIV感染の早期発見・早期治療を図ります。
(16)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	2.8億円	3.7億円	3.6億円	3	HIV感染やエイズの発症予防のため、広く国民にエイズ予防の啓発を行うと同時に同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日などの利用者の利便性に配慮した検査・相談を行います。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行います。	—	・HIV／エイズに関する知識の普及や予防啓発を行い、検査件数の向上やHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者等という。」）に対する差別・偏見の解消を図るとともに、電話相談やカウンセリングを行い、感染者等の不安を解消し、生活の質を向上させます。
(17)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	4.4億円	3.8億円	3.4億円	3	・（補助率：1／2） 感染症法に基づくエイズ予防指針に基づき、各都道府県等において地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費に対して補助を行い、エイズ対策の促進を図ります。 ・（補助率：10／10） 地方ブロック治療拠点病院においてブロック内のエイズ治療拠点病院の医療従事者に対し、研修・講習を行うとともに調査研究等を実施し、エイズの総合的診療を行う体制を整備します。	—	・都道府県等において、エイズ医療従事者を養成するとともに、地域におけるHIV／エイズの普及啓発等を行うことにより、エイズ対策を総合的に推進します。
(18)	エイズ対策費 (平成13年度)	19百万円	11百万円	8百万円	3	①医療提供体制確保経費：各地区ごとにブロック会議（連絡会議）の開催 ②エイズ対策評価検討経費：エイズ予防指針進捗状況評価事業、関係省庁間連絡会議の開催	—	・ブロック毎に連絡会議を行い、各地域の実情に即した医療体制の整備を図るとともに、エイズ対策の実施状況等を評価し、更なるエイズ対策の充実を図ります。
(19)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	3百万円	3百万円	4百万円	3	都道府県からのHIV感染者、エイズ患者の報告をとりまとめ、状況を分析することで、今後のHIV感染、エイズの流行を阻止するための施策へ役立てます。	—	・HIV検査件数や新規HIV感染者・新規エイズ患者数の動向を把握・分析し、情報を還元するとともに検査の重要性を訴え、検査件数の向上を図ります。
(20)	HIV診療支援ネットワークシステム 運営事業 (平成22年度)	60百万円	24百万円	23百万円	3	エイズ治療・研究開発センター（ACC）及びエイズブロック拠点病院間のネットワークで結び、HIV感染者やエイズ患者（以下「患者等」という。）の状況、服薬記録等の診療情報を集計・データベース化し、共有します。	—	・HIV感染者・エイズ患者の健康状況や治療・投薬状況を集計・データベース化し、共有することにより、エイズ治療の向上を図ります。

(厚生労働省24(Ⅰ-5-3))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ-5-3)				担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室	作成責任者名	臓器移植対策室長 間 隆一郎				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。</li> <li>白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等</li> </ul>				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること						
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)移植医療推進費[平成24年度予算額(案):2,448,726千円]				関連施策	-						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。</p> <p>○造血幹細胞移植を推進するため、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存さい帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。</p>						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
	モ二	モ二	実績	モ二	モ二							
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	23年度	24年度						
臓器提供システム現登録者数 1((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	-	-	前年度以上	毎年度	-	前年度以上	95,068	22年度	臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供システムがある。この臓器提供システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。			
骨髄バンクドナー登録者数 2((公財)骨髄移植推進財団調べ)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	380,467	22年度	骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。			
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
-	-			-	-							
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。						
臓器提供者数 3((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	13	15	5	39	-	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。						
造血幹細胞移植件数 4((公財)骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ)	1,805	1,993	2,139	2,266	-	骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 臓器移植対策事業	7.8億円	7.2億円	6.7億円	1	<p>①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。</p> <p>②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。</p> <p>③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発を行う。</p>	<p>①臓器提供意思登録システム現登録者数：前年度以上 ②臓器提供件数：前年度以上 ③臓器移植件数：前年度以上</p>	<p>・臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供システムがある。この臓器提供システムの意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。</p> <p>・臓器提供件数及び臓器移植件数について、臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、臓器移植の現状把握に有用である。</p>
(2) 移植対策(造血幹細胞)事業	17億円	18億円	18億円	2	<p>①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄移植推進財団があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。</p> <p>②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。</p>	<p>①骨髄移植ドナー登録者数：前年度以上 ②非血縁者間骨髄移植実施数：前年度以上 ③非血縁者間さい帯血移植実施数：前年度以上</p>	<p>・骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。</p> <p>・骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。</p>
(3) 移植対策費	0.5億円	0.4億円	0.4億円	1	<p>・適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催</p> <p>・脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施</p> <p>・臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付</p> <p>・臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付</p>	<p>①臓器移植の普及啓発を目的とした全国の中学校への教育用パンフレットの送付 ②臓器等提供者への大臣感謝状贈呈</p>	<p>・臓器移植の普及啓発に際しては、早い時期から臓器移植に関する知識を身につけ、正しい知識を身につけることが必要である。全国の中学校への教育用パンフレットの配布を行うことで、臓器移植に対する正しい理解を促し、普及啓発をすすめることが期待できる。</p> <p>・臓器等提供者に対して、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。このような感謝状を通じ、臓器移植への理解とその崇高な心を讃える。</p>

(厚生労働省24(Ⅰ-5-4))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ-5-4)				<b>担当部局名</b>	健康局総務課指導調査室		<b>作成責任者名</b>	指導調査室長 岡山 健二												
<b>施策の概要</b>	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること															
<b>予算書との関係</b>	本施策は予算書の以下の項に対応しています。 (項)原爆被爆者等援護対策費 [平成24年度予算額:147,835,523千円]				<b>関連施策</b>	-															
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																	
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																	
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>												
					23年度	24年度															
被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等1に要する経費の交付について」に基づき各自治体から提出される事業遂行状況報告による)	前年度同程度	前年度	前年度同程度	-	72%	-	72%	平成22年度	被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。												
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																
-	-			-	-																
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度												
-	-		-		-		-		-												
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>												
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>																			
(1)原爆被爆者健康診断費交付金(昭和32年度)	28.4億円(26.6億円)	27.9億円	27.6億円	1	被爆者健康手帳所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。			(被爆者健康診断受診率:前年度同程度)	平成22年度の被爆者健康診断受診率は71.5%となっており、減少傾向にある。これは高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していること原因と考えられる。しかしながら過去5年間の受診率は75.5%となっており、高水準を維持している。今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図れると見込んでいる。												

(厚生労働省24(Ⅰ-6-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること(政策中目標Ⅰ-6-1)				<b>担当部局名</b>	医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室		<b>作成責任者名</b>	医薬食品局審査管理課長 赤川 治郎 医療機器審査管理室長 浅沼 一成					
<b>施策の概要</b>	本施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器の迅速な承認審査を推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」 施策大目標Ⅰ-6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること								
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品承認審査等推進費[平成24年度予算額:2,046,211,000円]				<b>関連施策</b>	-								
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うこととされ、また「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされています。</p> <p>また、平成23年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回提案決定会合において、「社会保障・税一体改革案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うこととされています。さらに、「社会保障・税一体改革案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、審査等の迅速化・高度化等を促進することとされています。</p> <p>※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいいます。</p>							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28	
実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ										
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>					
					23年度	24年度								
1 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	9か月	平成25年度	9か月	9か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされていること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を9か月とした。					
新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	12か月	平成25年度	12か月	12か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされていること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を12か月とした。					
2 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	10か月	平成25年度	15か月	13か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされていること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を10か月とした。					
新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	14か月	平成25年度	20か月	17か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされていること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を14か月とした。					
3 ドラッグ・ラグの解消	-	-	0か月	平成32年度	-	-	未集計	平成23年度	欧米と比較して、日本での医薬品の上市までの期間が長いという指摘があり、「新成長戦略」等においてドラッグ・ラグを早期解消することとされていることを踏まえ、当該数値を測定し、目標を0か月とした。					
4 デバイス・ラグの解消	-	-	0か月	平成25年度	-	-	未集計	平成23年度	欧米と比較して、日本での医療機器の上市までの期間が長いという指摘があり、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日策定)において、平成25年度までに新医療機器の審査期間を19か月短縮してデバイス・ラグを解消する目標を設定しているところであるが、「新成長戦略」等においてもデバイス・ラグの早期解消することとされているので、当該数値を測定し、目標を0か月とした。					
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>									
-	-			-	-									
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度									
5 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	12.3か月	15.4か月	11.9か月	9.2か月	-									
新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	20.7か月	22.0か月	19.2か月	14.7か月	-									
新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	15.7か月	16.1か月	13.9か月	15.1か月	-									
新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	20.0か月	21.3か月	19.3か月	20.5か月	-									
ドラッグ・ラグの解消	41か月	28か月	24か月	14か月	-									
デバイス・ラグの解消	14か月	23か月	36か月	22か月	-									

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 医薬品等承認審査費 (平成10年度)	14.74億円 (12.65億 円)	3.28億円	3.41億円	1, 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図るため、専門分野の学識経験者による医薬品等の承認基準等の作成、新薬等にかかる調査、情報収集等を行う。</li> <li>・ 日本発シーズの実用化に向けて、医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業を実施する。</li> <li>・ 国内未承認薬・適応外薬を解消するため、未承認薬等の医療上の必要性を検討し、承認に至るまでの方策について検討するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構における審査体制を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 9か月</li> <li>・ 新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 12か月</li> </ul>	<p>下記の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等についての承認前実地検査、ファーマコゲノミクスの調査・検討及び医薬品のリスク最小化管理方策のルール化に必要な情報収集を行う。</li> <li>・ 日本発シーズの実用化に向けて、産官学からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を選定した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する実質的・事務的な相談に応じる。</li> <li>・ 国内未承認薬・適応外薬の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構の審査体制の強化のための財源を措置する。また、海外主要国における医薬品の承認情報について、過去の承認情報を整理するとともに、新規の承認についてタイムリーにその内容を把握し、これを国内での当該医薬品の承認の有無と照らし合わせ、最新の未承認薬・適応外薬の状況を把握できるデータベースを構築する。</li> </ul>
(2) 医療機器審査体制基盤強化費 (平成17年度)	1.05億円 (0.82億 円)	1.31億円	1.87億円	1, 2	<p>医療機器の特性に応じた適切な施策を実施するため、医療機器の審査体制の充実化を図ることにより、有効性・安全性の高い医療機器を迅速に医療現場に提供することにより、国民の健康福祉の増進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 13か月</li> <li>・ 新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 17か月</li> </ul>	<p>下記の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 革新的な技術を用いた次世代医療機器について、審査における評価のポイント、課題等を検討会において整理することにより、評価指標を作成。</li> <li>・ 学会等からの要望を踏まえ、我が国では未承認だが欧米で使用されている医療機器について、検討会を通じて早期導入すべきものを選定。</li> <li>・ コンビネーション製品や細胞・組織加工製品等の先進的な製品に係る法規制のあり方の検討。</li> <li>・ 日米二国間協議や医療機器規制国際整合化会合(GHTF)等を通じ、医療機器同時開発・審査・承認の実現や国際調和した規制について検討。</li> <li>・ 医療機器の承認基準、認証基準、体外診断用医薬品の承認基準の策定等。</li> </ul>

(厚生労働省24 ( I - 6 - 2 ) )

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標 I - 6 - 2)</p>				<p>担当部局名</p>	<p>医薬食品局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>安全対策課長 俵木 登美子                  医薬品副作用被害対策室長 鳥井 陽一                  監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を実施しています。                  ・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、給付金請求のための提訴された訴訟について、迅速な訴訟手続きを行い、和解の可否について検討すること                  ・医薬品等の安全対策を推進すること                  ・医薬品等の品質確保の徹底を図ること                  ・GMP/QMS調査の国際的な整合化を図ること</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること                  施策大目標 I - 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようなること</p>														
<p>予算書との関係</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項) 医薬品安全対策等推進費 [平成24年度予算額: 3,485,225千円]</p>				<p>関連施策</p>	<p>—</p>														
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、フィブリノゲン製剤などの特定の製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給します。                  ・「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言等に基づき、国は、安全対策等の充実・強化を進めています。                  ・薬事法に基づき、製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っています。また、偽造医薬品を含む個人輸入等のリスク情報提供の収集と周知を図ります。                  ・GMPの査察当局による国際的な枠組みであるPIC/S加盟を目指します。また、「医薬品等制度改正検討部会」の報告に基づき、QMS調査の効率化を図るため、製品群ごとの調査の実施に向けた検討を行います。</p>				<p>政策評価実施予定                  時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>		<p>最新値</p>	<p>年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>											
<p>1 医薬品等副作用情報収集件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>前年度以上</p>	<p>—</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>57,556</p>	<p>平成22年度</p>	<p>医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速にかつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全確保対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することがきわめて重要である。安全性確保のための分析評価をするためには、より多くの情報収集をすることが重要であり、常に対前年以上の収集件数を旨とするとしている。</p>											
<p>2 医療情報データベースの設置病院数(平成23年度より実施)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>10病院</p>	<p>平成25年度</p>	<p>1病院</p>	<p>6病院</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>日本においては、医薬品の市販後の安全性情報は、企業等からの自発的な報告が主となっている。また、日本においては、薬剤疫学分野の研究者が少なく、調査・研究を支援する体制も十分でない状況であり、医薬品の市販後安全対策に資する薬剤疫学の基盤整備を図るため、医薬品の安全対策に活用するための医療情報データベースを整備することが重要である。医療情報データベースが設置される病院数を指標とし、事業計画を踏まえて、目標を平成23年度は1病院、平成24年度は6病院、平成25年度は3病院とした。</p>											
<p>3 個人輸入・指定薬物に関する注意喚起情報提供件数(製品数)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>偽造医薬品などを消費者が知らずに購入し、健康被害にあう事例が発生している現状があり、このため、消費者に対する注意喚起を効果的に行い、健康被害の発生を防止することが重要であるため、当該情報提供件数を指標とした。なお、当該事業は新規事業であるとともに、現在の統計指標がないため、目標値の設定は困難である。</p>											
<p>4 都道府県・PMDAでのGMP査察研修の実施回数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>5回</p>	<p>24回</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>都道府県のGMP担当者の査察の質の向上を図るため、今後、研修内容や研修実施体制を強化することとしているため、当該研修の実施回数を指標とした。</p>											
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>																
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、フィブリノゲン製剤などの特定の製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給することから、受給者数を目標値とするのは適切ではない。</p>														
<p>5 C型肝炎感染被害者に対する給付金の受給者数(平成19年度より実施)</p>	<p>108人</p>	<p>660人</p>	<p>661人</p>	<p>305人</p>	<p>—</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 医薬品等安全性情報収集費(平成9年)	0.1億円	0.09億円	0.08億円	1	医薬品・医療機器等安全性情報報告制度による報告数を増加させるため、医療機関、関係団体、都道府県等にパンフレットを送付し普及啓発に努める。	情報収集件数が前年度以上	医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速に、かつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することが極めて重要である。本事業により、医療関係者からの副作用等の報告が増加し、一層の安全対策を図ることができると思込んでいる。
(2) 医療情報データベース基盤整備事業(平成23年度)	—	3.7億円	3.1億円	2	医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報等の収集・分析体制を強化するため、全国10箇所の大規模病院に医療情報データベースを整備する。	6病院にデータベースを整備する	全国10箇所の大規模病院を医療情報データベースの拠点として整備することにより、医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報の収集・分析体制が強化され、医薬品の安全対策を推進することができると思込んでいる。
(3) 個人輸入・指定薬物等適正化対策事業(平成24年度)	—	—	1億円	3	個人輸入される偽造医薬品等の監視・取締りや啓発に活用するため、健康被害や医薬品等の不正な輸入に関する情報を収集するホットラインを設置するとともに、消費者に偽造医薬品等に関する注意啓発を行う。	・啓発HP及びホットラインの開設 ・協議会の開催	海外行政庁等の国際的な情報の収集やホットラインに寄せられた偽造医薬品等の情報を、製薬企業や関係行政機関からなる協議会で共有することにより、官民が連携して不正な医薬品等の流入・流通を防止することで、医薬品等の品質確保の強化を図ることができると思込んでいる。
(4) 医薬品等GMP対策事業(平成4年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	0.3億円	4	医薬品の品質の確保のための査察に関する国際的な枠組み(PIC/S)への加盟に向けて、加盟国との情報共有や都道府県による査察の質の向上と全国的な整合化を図るため、国やPMDA、都道府県による査察員の研修を充実させる。	・合同模擬査察等の開催数(3回) ・都道府県向けの専門分野別研修開催数(21回) ・GMP調査当局会議開催数(3回)	都道府県のGMP担当者の査察水準を向上させることで、医薬品等の品質確保を図り、PIC/Sへの加盟を実現できると見込んでいる。
(5) QMS調査制度の改正	—	—	—	—	QMS基準とISO13485の一層の整合化を図るとともに、QMS査察手法を現在の品目ごとから製品群毎にまとめる。	・QMS査察に関する法令等の改正	QMS基準の一層の国際整合化やQMS査察手法の見直し等により、QMS査察の効率化と質の向上を図ることができると思込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅰ-6-3))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策目標Ⅰ-6-3)				担当部局名	医薬食品局総務課		作成責任者名	総務課長 宮本 真司												
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施しています。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品適正使用推進費:医薬品の適正使用の推進に必要な経費(一部) [平成24年度予算額:202,076千円]				関連施策	-															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施しています。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																	
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
					23年度	24年度															
1 医薬分業率(全国・地域別)	-	-	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	63.1%	22年度	医薬分業率の増加を測定指標として目標値を、前年度以上として設定した。なお、医薬分業率については、地域の特性等様々な要因があることから、全国一律の数値としての設定は困難である。												
2 日本薬剤師会種別研修会が実施している研修・講習会受講者数	-	-	前年度以上	-	(100%以上/毎年度)	(100%以上/毎年度)	3200人	22年度	薬剤師研修を充実させることによって医薬品の適正使用を推進することを目標として測定指標を作成した。												
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
-	-		-		-																
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																
3 医薬分業率(全国)	57.2%	59.1%	60.7%	63.1%	-																
日本薬剤師会種別研修会が実施している研修・講習会受講者数	3684人	3328人	3332人	3200人	-																
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容													
	22年度	23年度																			
(1) 医薬品適正使用推進事業 (普及啓発に係る部分)	30百万円 (23百万円)	24百万円	12百万円	1	厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。		・啓発資材配布数(ポスター54000部、リーフレット95000部) ・医薬分業指導者協議会開催回数 1回の実施	国民への普及啓発を行い、医薬分業率を上昇させ、医薬品の適正使用を推進する。													

(厚生労働省24(I-7-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること(施策目標：I-7-1)				<b>担当部局名</b>	医薬食品局血液対策課	<b>作成責任者名</b>	医薬食品局 血液対策課長 三宅 智														
<b>施策の概要</b>	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-7 安全な血液製剤を安定的に供給すること(並列する施策目標無し)																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費 [平成24年度予算額:921,795,000円]				<b>関連施策</b>	—																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされています。</p> <p>①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施</p> <p>②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置</p> <p>③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成23年厚生労働省告示第63号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。</p>						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																		
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
					23年度	24年度																
1 安定供給に必要な血液量の確保状況	208万L	平成24年度	208万L	平成24年度	207万L	208万L	206万L (確保実績)	平成22年度	<p>毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。</p> <p>※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況などを勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、血液の確保量は増減するものである。</p>													
2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	95万L	平成24年度	95万L	平成24年度	95万L	95万L	99.6万L (確保実績)	平成22年度	<p>毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。</p>													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
—	—		—	—																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
—	—	—	—	—	—																	
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>													
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>																				
(1) 血液製剤対策事業 (昭和46年度)	4.7億円	3.7億円	3.5億円	1	安全な血液製剤の安定供給の確保等のための献血者健康増進事業及び献血推進基盤整備事業等に対する日本赤十字社への補助(補助率1/2)を行う。			毎年度、献血により確保すべき血液の目標量を確保する。	国内唯一の採血事業者である日本赤十字社に対して補助を行うことで、献血受入れの環境や献血者確保の向上が見込まれるため、施策目標の達成に寄与するものである。													
(2) 血液製剤対策等推進費 (昭和36年度)	0.8億円	1億円	0.8億円	1	医療に必要な血液製剤をすべて国内の献血で確保するための体制確保や血漿分画製剤の国内自給体制の確立及び品質の確保を図るほか、血液製剤の基礎的調査を行う。			毎年度、献血により確保すべき血液の目標量を確保する。	献血に関する正しい知識の普及、血液製剤の適正使用及び安全対策を推進することは、献血者確保の向上が見込まれるため、施策目標の達成に寄与するものである。													

(厚生労働省24(I-8-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標 I-8-1)				<b>担当部局名</b>	医政局経済課、医政局研究開発振興課 医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室		<b>作成責任者名</b>	経済課長 鎌田 光明 研究開発振興課長 佐原 康之 医薬食品局審査管理課長 赤川 治郎 医療機器審査管理室長 浅沼 一成														
<b>施策の概要</b>	新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進・治験環境の整備を図り、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品等研究開発推進費 [平成24年度予算額: 5, 440百万円] (項) 医薬品承認審査等推進費 [平成24年度予算額: 2, 046百万円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品の研究開発、治験環境の整備、承認審査の迅速化等を行うこととされています。 また、平成23年6月27日の政府・与党社会保障改革検討本部第4改正案決定会合において、「社会保障・税一体改革案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消や後発医薬品の使用促進を行うこととされており、加えて、「社会保障・税一体改革案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされています。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																			
実績	モニ	モニ	実績	モニ																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
1 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	1ポイント増 ① 20.2% ② 21.2%	平成22年度	国際共同治験への参加を増やすことによってドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消を図る。														
2 治験届出件数のうち医師主導治験の数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	5件減 ① 15件 ② 10件	平成22年度	医師主導治験によって、アカデミア発の新薬、新医療機器の開発や、難病など企業が手がけづらい分野の治験を促進する。														
3 新たに承認された第3項先進医療(高度医療)の件数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	11件増 ① 2件 ② 13件	平成22年度	高度医療の承認を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させる。														
4 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	1件減 ① 16件 ② 15件	平成22年度	特に開発が期待されている再生医療分野の研究を促進する。														
5 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))	-	-	30%	平成24年度	-	-	23%	平成23年度	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、後発医薬品の使用促進に取り組むこととしている。														
6 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	9か月	平成25年度	9か月	9か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を9か月とした。														
7 新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	12か月	平成25年度	12か月	12か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を12か月とした。														
8 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	10か月	平成25年度	15か月	13か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を10か月とした。														
9 新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	-	-	14か月	平成25年度	20か月	17か月	未集計	平成23年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を14か月とした。														
10 ドラッグ・ラグの解消	-	-	0か月	平成32年度	-	-	未集計	平成23年度	欧米と比較して、日本での医薬品の上市までの期間が長いという指摘があり、「新成長戦略」等においてドラッグ・ラグを早期解消することとされているので、当該数値を測定し、目標を0か月とした。														
11 デバイス・ラグの解消	-	-	0か月	平成32年度 (平成25年度)	-	-	未集計	平成23年度	欧米と比較して、日本での医療機器の上市までの期間が長いという指摘があり、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日策定)において、平成25年度までに新医療機器の審査期間を19か月短縮してデバイス・ラグを解消する目標を設定しているところであるが、「新成長戦略」等においてもデバイス・ラグの早期解消することとされているので、これを維持するよう当該数値を測定し、目標を0か月とした。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
-	-			-	-																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
-	-	-	-	-	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) グローバル臨床研究拠点整備事業 (平成21年度)	4.0億円	3.5億円	—	1	国際共同臨床研究を自ら実施、あるいは連携医療機関における研究を支援するための組織の設置等により研究実施体制を整備する。	—	外国との共同研究計画の作成、倫理審査手続き、契約等を一括して実施することにより、外国との実施タイムラグ減少を図る。
(2) 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 (平成23年度)	—	25.6億円	22.6億円	2	早期・探索的臨床試験等の国際水準の臨床研究及び医師主導治験を実施する体制を整備する。	拠点施設5か所の整備	必要な人員の雇上等、早期・探索的臨床試験を医師主導治験として実施するための体制の構築により、医師主導治験の推進を図る。
(3) 臨床研究中核病院整備事業 (平成24年度)	—	—	25.6億円	2	国際水準の臨床研究、医師主導治験及び市販後臨床研究の中核となる医療機関を選定し、当該医療機関が、国際水準の臨床研究等を実施・支援する体制を整備する。	拠点施設5か所の整備	必要な人員の雇上等、国際水準の臨床研究や医師主導治験を他の医療機関と共同で実施するとともに他の医療機関の実施を支援する体制の構築により、医師主導治験等の推進を図る。
(4) 後発医薬品使用促進事業 (平成19年度)	1.4億円	1.0億円	1.2億円	5	患者の経済的負担を軽減、医療保険財政の効率化の観点から、その使用を促進する。	後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)) 30%	後発医薬品に関する普及啓発や都道府県を通じた環境整備等の事業を実施することにより、患者や医療関係者が後発医薬品を安心して使用できるような環境づくりを図る。
(5) 医薬品等承認審査費 (平成10年度)	14.74億円 (12.65億円)	3.28億円	3.41億円	6,7,8,9	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図るため、専門分野の学識経験者による医薬品等の承認基準等の作成、新薬等にかかる調査、情報収集等を行う。</li> <li>日本発シーズの実用化に向けて、医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業を実施する。</li> <li>国内未承認薬・適応外薬を解消するため、未承認薬等の医療上の必要性を検討し、承認に至るまでの方策について検討するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構における審査体制を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 9か月</li> <li>新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 12か月</li> </ul>	<p>下記の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等についての承認前実地検査、ファーマコゲノミクスの調査・検討及び医薬品のリスク最小化管理方策のルール化に必要な情報収集を行う。</li> <li>日本発シーズの実用化に向けて、産官学からなる懇談会を設置し、相談対象範囲等を選定した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する実質的・事務的な相談に応じること。</li> <li>国内未承認薬・適応外薬の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構の審査体制の強化のための財源を措置する。また、海外主要国における医薬品の承認情報について、過去の承認情報を整理するとともに、新規の承認についてタイムリーにその内容を把握し、これを国内での当該医薬品の承認の有無と照らし合わせ、最新の未承認薬・適応外薬の状況を把握できるデータベースを構築する。</li> </ul>
(6) 医療機器審査体制基盤強化費 (平成17年度)	1.05億円 (0.82億円)	1.31億円	1.87億円	6,7,8,9	医療機器の特性に応じた適切な施策を実施するため、医療機器の審査体制の充実化を図ることにより、有効性・安全性の高い医療機器を迅速に医療現場に提供することにより、国民の健康福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 13か月</li> <li>新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 17か月</li> </ul>	<p>下記の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>革新的な技術を用いた次世代医療機器について、審査における評価のポイント、課題等を検討会において整理することにより、評価指標を作成。</li> <li>学会等からの要望を踏まえ、我が国では未承認だが欧米で使用されている医療機器について、検討会を通じて早期導入すべきものを選定。</li> <li>コンビネーション製品や細胞・組織加工製品等の先進的な製品に係る法規制のあり方の検討。</li> <li>日米二国間協議や医療機器規制国際整合化会合(GHTF)等を通じ、医療機器同時開発・審査・承認の実現や国際調和した規制について検討。</li> <li>医療機器の承認基準、認証基準、体外診断用医薬品の承認基準の策定等。</li> </ul>

(厚生労働省24(Ⅰ-9-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標Ⅰ-9-1)	<b>担当部局名</b>	保険局総務課	<b>作成責任者名</b>	保険局総務課長 木下賢志
<b>施策の概要</b>	本施策は次の事項を柱に実施しています。 ・保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること ・保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとする	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-9 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療保険給付諸費: 医療保険給付に必要な経費全部 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部) 医療保険制度の推進に必要な経費(全部) (項) 保険医療機関等指導監督実施費: 保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費	<b>関連施策</b>	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標9(国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること)の施策目標2(生活習慣病対策や長期入院の是正などにより中長期的な医療費の適正化をはかること)は、適正で安定的な医療保険制度を構築するための施策という点で、評価対象施策と目的を同じにしています。		

<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○健康保険法(大正11年法律第70号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することとされています。</li> <li>・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。</li> </ul> <p>○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、市町村に対し、医療給付費等の一定割合を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して調整交付金を交付することとされています。</li> <li>・国は、国保組合に対し、医療給付費等の一定割合を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。</li> </ul> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付に要する費用の額の約25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。</li> </ul> <p>これらによって、安定的・効率的な医療保険制度の運営を図っています。</p>	<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績	実績	モ二	モ二	モ二
	24		25	26	27	28											
実績	実績	モ二	モ二	モ二													

	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度					
各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政の状況を参照するため
健康保険組合(経常収支)	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	76.5%	22年度	-
1 市町村国保	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	52.4%	22年度	-
国保組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	57.6%	22年度	-
後期高齢者広域連合	-	-	財政運営期間の総収支差が黒字	財政運営期間(二年度)	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(24・25年度)の総収支差が黒字	-	22年度	-

各医療保険制度の経常収支	—	—	—	—	—	—	—	—	医療保険者ごとの財政の状況を参照するため
健康保険組合	—	—	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	▲4,154	22年度	—
市町村国保	—	—	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	294	22年度	—
2 国保組合	—	—	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	▲296	22年度	—
後期高齢者広域連合	—	—	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	▲95	22年度 (速報値)	—
全国健康保険協会	—	—	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	▲2,540	22年度	—
各医療保険制度における保険料(税)の収納率	—	—	—	—	—	—	—	—	医療保険者ごとの財政の状況を参照するため
健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	22年度	—
市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	88.6%	22年度	—
3 国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	22年度	—
後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.1%	22年度 (速報値)	—
全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	96.3% (96.5%)	22年度 ※()書きは、納期限が延長された被災5県の2月保険料を除いた収納率	—

	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者数の割合	—	—	—	—	—	—	—	—	保険者による後発医薬品の勧奨状況を参照するため
4	健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	18.6%	21年度	—
	市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	12.4%	22年度	—
	国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	8.0%	22年度	—
	後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	40.4%	23年度	—
	全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	100% (船員保険被保険者及び法第3条第2項被保険者は除く。)	22年度	—
	レセプトの電子化に対応している保険者数の割合	—	—	—	—	—	—	—	—	保険者によるレセプトの電子化の対応状況を参照するため (※レセプトの電子化に対応している保険者数の割合の算出に当たっては、市町村国保、国保組合、後期高齢者医療広域連合については、一部項目のみ電子化している保険者を除いている。)
5	健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	94.9%	22年度	—
	市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	0.0%	22年度	—
	国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	0.0%	22年度	—
	後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	0.0%	22年度	—
	全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	100.0%	22年度	—
6	社会保険診療報酬支払基金における審査支払平均手数料(オンライン)分	—	—	前年度以下(平成27年度には80.00円以下)	毎年度	前年度以下(平成23年度実績:85.50円)	前年度以下(平成24年度実績:83.50円)	90.24円	22年度	審査支払機関の事務が適正で効率的であることを参照するため (※「平成24年度手数料体系の見直し」社会保険診療報酬支払基金2011年12月26日 URL: <a href="http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/seikyushiharai_05.html">http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/seikyushiharai_05.html</a> )
7	レセプトの電子化率	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	87.4%	22年度	審査支払機関における事務の効率化となるように状況を参照するため
	<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
	—	—			—	—				
	<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	—	—	—	—	—	—				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 老人医療保険給付諸費	37,744億 円 (40,554億 円)	42,294億 円	42,283億 円	1・2	○ 後期高齢者医療制度の運営の安定化を図るために、国庫負担を行う事業(後期高齢者医療制度給付諸費)を実施しています。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。
(2) 国民健康保険助成費	3兆3336億 円 (3兆3334 億円)	3兆4238億 円	3兆2565億 円	1・2	○ 中高年や無職者が多いといった構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、医療保険の運営の安定化を図るために、国庫負担を行う事業(国民健康保険助成費)を実施しています。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。
(3) 全国健康保険協会助成費	10,455億 円 (10,455億 円)	11,512億 円	11,794億 円	1・2	○ 全国健康保険協会に対して、保険給付等に要する費用について、補助を行います(全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、全国健康保険協会老人保健医療費拠出金補助金、全国健康保険協会災害臨時特例補助金、全国健康保険協会事務費負担金)。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。
(4) 健康保険組合助成費	64億円 (56億円)	117億円	52億円	1・2	○ 健康保険組合が行う健康保険事業の円滑な運営を図るため、保険財政の基盤が脆弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付等に要する費用について国庫補助を行う事業(健康保険組合給付費等臨時補助金、健康保険組合災害臨時特例補助金、健康保険組合事務費負担金)を実施しています。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。
(5) 特別調整交付金(普通調整交付金減額解除分)	— (41億円)	—	—	3・4	国民健康保険の安定的な運営を図る上で、重要な意義を持つ保険料収納率向上を促すために、国が保険者に対して以下の事業を実施。 ・市町村国保の、前年度または当年度の保険料(税)の収納率が一定以下の場合に普通調整交付金を減額するとともに、翌年度において保険料(税)の収納率が一定以上向上した場合に、特別調整交付金を交付。	—	特別調整交付金により、保険料収納率向上に寄与する。
(6) 診療報酬情報提供サービス	0.4億円 (0.4億円)	0.5億円 (0.4億円)	0.3億円	7	保険医療機関、保険薬局が電子レセプトで診療報酬を請求するためには、医療費改定、薬価改定等に迅速に対応する必要があり、改定内容について電子媒体等でのタイムリーな情報の提供が求められています。 そのため、各種制度改正情報や診療報酬点数表などの情報の提供を行うとともに電子レセプト作成のためのマスター情報の提供をホームページで行うものです。	—	診療報酬情報提供サービス

(厚生労働省24(Ⅰ-9-2))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標Ⅰ-9-2)	<b>担当部局名</b>	保険局総務課医療費適正化対策推進室	<b>作成責任者名</b>	保険局総務課医療費適正化対策推進室長 鈴木建一		
<b>施策の概要</b>	本施策は次の事項を柱に実施しています。 ○医療保険者における特定健康診査・特定保健指導を実施すること	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療費適正化推進費:特定健康診査・特定保健指導に必要な経費(全部)	<b>関連施策</b>	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標9(国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること)の施策目標9-1(適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること)は、本施策目標と同一の大目標のもとにある施策目標であり、相互に関連しています。				
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防の観点から内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務付け、中長期的な観点から医療費の適正化を推進しています。	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
			モニ	モニ	モニ	モニ	実績

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度			
1 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の人数	—	—	前年度以下(平成24年度において平成20年度と比べ10%以上の減少)	毎年/平成24年度	前年度以下(平成24年度において平成20年度と比べ10%以上の減少)	平成20年度と比べ10%以上の減少	5,963,011人	平成22年度(速報値)	高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画(厚生労働省告示第四百四十二号)に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html</a>
特定健診実施率	—	—	—	—	—	—	—	—	高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画(厚生労働省告示第四百四十二号)に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html</a>
市町村国保	—	—	前年度以上(平成24年度に70%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に70%以上)	平成24年度に70%以上	32.0%	平成22年度(速報値)	—
国保組合	—	—	前年度以上(平成24年度に70%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に70%以上)	平成24年度に70%以上	38.6%	平成22年度(速報値)	—
2 健康保険組合	—	—	前年度以上(平成24年度に70%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に70%以上)	平成24年度に70%以上	67.6%	平成22年度(速報値)	—
全国健康保険協会	—	—	前年度以上(平成24年度に70%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に70%以上)	平成24年度に70%以上(平成23年度事業計画においては66.2%)	34.5%	平成22年度(速報値)	—

特定保健指導実施率	-	-	-	-	-	-	-	高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画(厚生労働省告示第四百四十二号)に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02a.html</a>	
3 市町村国保	-	-	前年度以上(平成24年度に45%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に45%以上)	平成24年度に45%以上	20.9%	平成22年度(速報値)	-
3 国保組合	-	-	前年度以上(平成24年度に45%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に45%以上)	平成24年度に45%以上	7.7%	平成22年度(速報値)	-
健康保険組合	-	-	前年度以上(平成24年度に45%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に45%以上)	平成24年度に45%以上	14.8%	平成22年度(速報値)	-
全国健康保険協会	-	-	前年度以上(平成24年度に45%以上)	毎年/平成24年度	前年度以上(平成24年度に45%以上)	平成24年度に45%以上(平成23年度事業計画においては40.5%)	7.3%	平成22年度(速報値)	-
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
4 全国医療費適正化計画の策定作業	全国医療費適正化計画の策定			平成24年度中(平成25年度から第二期開始)	高齢者の医療の確保に関する法律第八条に基づく全国医療費適正化計画は本施策目標(生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ることを実行するための基本的な方針であるため。				
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
-	-	-	-	-	-				
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>	<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>		
(1) 特定健康診査・保健指導負担(補助)金	22年度 224億円 (218億)	23年度 220億 (214億)	255億	1・2・3	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	-	保険者への国庫補助を通じて生活習慣病対策や長期入院の是正等による中長期的な医療費の適正化に寄与している。		

(厚生労働省24(I-10-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標 I-10-1)				<b>担当部局名</b>	健康局がん対策・健康増進課保健指導室		<b>作成責任者名</b>	保健指導室長 尾田 進														
<b>施策の概要</b>	本施策は、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-10 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域保健対策費〔平成24年度予算額:15百万円の内数〕				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>○地域保健法(昭和22年法律101号) 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的扶助を与えることに努めなければならない。</p> <p>3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>○地域保健法施行令(昭和23年政令77号) 第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。</p>							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
					23年度	24年度																	
市町村保健師数 1(地域保健・健康増進事業報告による)	20,707	平成21年度	対前年度以上	-	平成22年度以上	平成23年度以上	20,246	平成22年度	<p>・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努めるとともに、保健師自身の資質向上に努める必要がある。 (※平成22年度については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村が含まれていない。)</p> <p>地域保健・健康増進事業報告 URL: <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&amp;tstatCode=000001030884&amp;requestSender=dsearch">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&amp;tstatCode=000001030884&amp;requestSender=dsearch</a></p>														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
2 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(告示)の改正作業	地域保健法に基づく基本的な方針の改正			平成24年度	<p>地域保健法第4条により、厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならないこととされている。指針に定める事項として、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上に関する基本的事項を定めることとされており、市町村合併の進展や健康危機管理事業の発生など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応するよう、今般改正を行う予定としている。</p>																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
3 保健師未設置又は1人配置市町村数	45市町村	40市町村	29市町村	29市町村	-	<p>・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要がある。 (※平成22年度については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村が含まれていない。)</p>																	
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>														
	22年度	23年度																					
(1) 地域保健活動普及等経費(平成5年度)	23百万円の内数	20百万円の内数	15百万円の内数	1	・国による自治体保健師を対象とした「保健師中央会議」等を実施。			-	地方自治体が常勤保健師の確保に努めるよう周知を図るとともに、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力を養うなど保健師の資質向上を図る。														

(厚生労働省24(I-10-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること(I-10-2)				<b>担当部局名</b>	健康局がん対策・健康増進課		<b>作成責任者名</b>	がん対策・健康増進課長 木村 博承						
<b>施策の概要</b>	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること									
<b>予算書との関係</b>	本予算は、予算の書の以下の項に対応しています。 (項)健康増進対策費【平成24年度予算額:17,159,472千円】				<b>関連施策</b>	-									
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	生活習慣の改善については、栄養、運動、休養など9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を平成12年から推進しており、平成14年には、健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法が制定され、同法に基づき健康対策を総合的に推進しています。さらに、平成20年から「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「すこやか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っています。また、がん対策については、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に推進しています。								<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>		24	25	26	27	28
									モニ	モニ	実績	モニ	モニ		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>						
					23年度	24年度									
1 肥満者の割合 (20~60歳代男性の肥満者の割合) (出典:国民健康・栄養調査)	31%	平成22年	28%	平成34年度	-	-	31%	平成22年	ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。また、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、本目標値を設定した。						
2 日常生活における歩数 (出典:国民健康・栄養調査)	20~64歳 男性 7,841歩 女性 6,883歩 65歳以上 男性 5,628歩 女性 4,585歩	平成22年	20~64歳 男性 9,000歩 女性 8,500歩 65歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩	平成34年度	-	-	20~64歳 男性 7,841歩 女性 6,883歩 65歳以上 男性 5,628歩 女性 4,585歩	平成22年	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた目標値を設定した。						
3 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (出典:人口動態調査)	人口10万 対92.4人	平成17年	人口10万 対73.9人	平成27年度	-	-	人口10万 対84.3人	平成22年	がん対策推進基本計画(平成19年6月閣議決定)に基づく。 (がん対策推進基本計画のURL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0615-1a.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0615-1a.pdf</a> )						
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>										
4 健康増進法に基づく基本的な方針(告示)の改正作業	健康増進法に基づく基本的な方針を改正			平成24年度	平成12年度に開始した「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の運動終期が平成24年度までであり、平成25年度以降の新たな国民健康づくり運動を策定する必要がある。当該運動については、健康増進法第7条に基づく基本的な方針に位置づけて設定する。										
5 がん対策推進基本計画の変更作業	がん対策推進基本計画(変更案)を平成24年6月までに閣議決定			平成24年度	がん対策推進基本計画(平成19年6月に閣議決定)は、がん対策基本法第9条第7項で「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」と規定されているため。										

(参考)測定指標	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	—		—		—		—		—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容			
	22年度	23年度								
(1) 健康増進事業	12.9億円	12.3億円	9.2億円	1,2,3	健康教育、健康相談や、がん検診などの健康診査などを実施する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	糖尿病、脂質異常症、喫煙に関する個別教育を行うことや、がん検診などの各種検診を実施することにより、肥満者の増加を抑制し、がん、糖尿病などの生活習慣病の予防を図る。			
(2) 健康的な生活習慣づくり重点化事業(糖尿病予防戦略事業)	0.4億円	0.4億円	0.9億円	1	運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進する。また、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施する。	肥満者の割合の減少	健康的な生活習慣づくり重点化事業を実施することにより、健全な食習慣と運動習慣の形成と、周囲による支援の促進や食生活の改善を継続的に進められる環境整備などが図られ、肥満者の増加抑制に寄与することが見込まれる。			
(3) 「Smart Life Project」の推進	0.5億円	0.7億円	0.9億円	2	国民の生活習慣を改善し、健康寿命の延伸を目的とし、「適度な運動」等に焦点をあて展開している国民運動であり、プロジェクトの趣旨に賛同する企業・団体等を増やし、企業・団体等による啓発活動を通じて、より多くの人々の行動変容を促すためのイベントなどの取組を進める。	1,000社(団体)の参画	歩数の増加がNCD発症・死亡リスクの減少に繋がることが大規模前向き研究のメタ解析で示唆されていることから、歩数の増加は生活習慣の改善及び健康寿命の延伸に寄与する。			
(4) がん検診推進事業	88.9億円	116.3億円	104.9億円	3	受診勧奨事業の方策の1つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。	がん検診受診率: 50%	働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる女性特有のがん検診と大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの軽減を図る。			
(5) がん診療連携拠点病院機能強化事業	34.3億円	35.8億円	32.3億円	3	がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。	がん医療の均てん化 (拠点病院の指定)	がん医療水準の向上と地域格差の是正を図ることで、死亡リスクの軽減を図る。			
(6) たばこ対策促進事業	0.5億円	0.4億円	0.4億円	3	喫煙が関与する生活習慣病は、生活習慣を改善することにより病気の発症や重症化を予防することができるため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止(講習会等)等を行うことにより、生活習慣の改善による健康増進を図る。	喫煙率の減少	たばこの健康に及ぼす悪影響の知識の啓発等を行うことで、がんを始めとした生活習慣病の発症や重症化を予防を図る。			

(厚生労働省24(I-11-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること(施策目標I-11-1)		担当部局名	大臣官房厚生科学課 健康危機管理対策室		作成責任者名	室長 小澤 時男				
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること		政策体系上の位置付け	基本目標I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 健康危機管理を推進すること							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康危機管理推進費:健康危機管理の推進に必要な経費(全部) [平成24年度予算額:57百万円]		関連施策	-							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としています。 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
	実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					23年度	24年度					
1 健康危機管理調整会議の定期開催件数	月2回	毎年度	月2回	毎年度	-	-	23回 100%	平成22年度	健康危機管理体制を着実に整備するためには、定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが有効と考えられるから。		
2 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率	前年度以上	23年度・24年度	前年度以上	毎年度	-	-	89%	平成22年度	地域における健康危機管理を担う拠点組織の管理者として、保健所長等の研修を行うことは人材育成の観点から有効であるから。		
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
-	-		-	-							
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
-	-	-	-	-	-						
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容		
	22年度	23年度									
(1) 健康危機管理体制の整備	0.1億円	10.08億円	0.08億円	-	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部局間の横断的かつ緊密な連携及び短時間で的確な政策調整を行う。また、世界健康安全保障講堂グループ(GHSAG)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図る。			・健康危機管理調整会議の定期開催件数:月2回 ・健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率:前年度以上	定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機管理体制を着実に整備することができる見込んでいる。また、地域における健康危機管理を担う拠点組織の管理者として、保健所長等の研修を行うことは人材育成の観点から有効であり、健康危機管理体制の整備に有効であると見込んでいる。		

(厚生労働省24(Ⅱ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標:Ⅱ-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>医薬食品局 食品安全部</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>企画情報課長 吉岡 てつを</p>												
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の事項を柱に実施しています。                  ・食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること                  ・食品等に関する規格基準の設定を推進すること                  ・健康食品の安全対策を推進すること                  ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること                  施策大目標1 食品等の安全性を確保すること</p>														
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項)食品等安全確保対策費 [平成24年度予算額:1,313,740千円]                  (項)輸入食品検査業務実施費 [平成24年度予算額:1,803,980千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>X-2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(再掲)                  X I-3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(再掲)</p>														
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。                  平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置されました。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の策定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っています。                  なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。</p>				<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二																
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>											
<p>1 食品中の放射性物質検査の基準値超過率</p>	<p>—</p>	<p>平成23年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>—</p>	<p>前年度以下/ 毎年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>東京電力(株)福島第一原発の事故に伴い、食品中の放射性物質汚染という事態が生じた。厚生労働省では、事故後速やかに暫定規制値を設定し、厚生労働省の定めたガイドラインを踏まえ、都道府県等で検査を実施している。平成24年度4月より、新たな基準値が施行することとなったが、今後とも中長年にわたり、検査を続ける必要がある。                  このため、本指標値については、都道府県等において出荷段階での必要な検査が実施されているかを検証するため、流通段階での食品の検査についての基準値超過率をもって指標として設定する。                  (参考)                  ・食品中の放射性物質の検査 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html">http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html</a></p>											
<p>2 大規模食中毒の発生件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>過去5年の発生件数の平均と同水準以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度</p>	<p>過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度</p>	<p>4件</p>	<p>平成22年度</p>	<p>食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要がある。(大規模食中毒については、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒(食品衛生法施行規則第77条。))                  本指標値については、食中毒が性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値をたてることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最小件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。                  ・食中毒統計 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html</a></p>											
<p>3 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以下/毎年度</p>	<p>前年度以下/毎年度</p>	<p>701件</p>	<p>平成22年度</p>	<p>都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要がある。                  本指標値については、営業施設の基準を遵守する施設割合をはかる指標として設定したものであり、毎年度前年度以下の件数を目標値とする。                  ・衛生行政報告例(政府統計の窓口)                  URL: <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469</a></p>											
<p>4 輸入食品モニタリング検査達成率</p>	<p>100%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>100%</p>	<p>平成24年度</p>	<p>100%/毎年度</p>	<p>100%/毎年度</p>	<p>104%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率(供給熱量ベースの総合食料自給率)は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存するという現状があり、輸入食品監視指導計画により規定されたモニタリング計画の実施において、各検査所は割り当てられた検査件数について年間計画を立て検査を実施することとされているので、各検査所の検査実施件数を調査し、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。                  平成23年度 輸入食品監視指導計画: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/keikaku/11_jpn.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/keikaku/11_jpn.html</a>                  平成22年度 輸入食品監視指導結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf</a></p>											

5	輸入食品の規格基準等の違反件数	—	—	前年度以下	毎年度	前年(度)以下/ 毎年(度)	前年(度)以下/ 毎年(度)	1376件	平成22年度	輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導することとしている。輸入段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び違反の可能性が高い食品に対し輸入の都度検査を実施する検査命令により安全性を確保している。本目標値については、これらの取組を踏まえ、毎年度前年度以下の件数を目標値とする。 平成23年度 輸入食品監視指導計画: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/keikaku/11_jpn.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/keikaku/11_jpn.html</a> 平成22年度 輸入食品監視指導結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf</a>	
6	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上/ 毎年度	前年度以上/ 毎年度	21品目	平成21年度	制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬のうち、現在まで400以上の農薬について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。	
7	国際汎用添加物の指定	—	—	12ヶ月以下	毎年度	—	評価結果から指定までの所要月数 12ヶ月以下	20ヶ月	平成22年度	行政刷新会議「規制・制度改革」において手続の簡素化が求められ、平成23年4月8日に「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」が閣議決定された。手続のより一層の迅速化を図るため、直近の所要月数(平成22年度平均:20か月)を下回り、かつ合理的に実施可能な月数を目標値として設定した。	
8	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	—	—	90%	平成27年度	60%以上/ 平成23年度	90%以上	55.6%	平成21年度	第2次食育推進基本計画(平成23年度～平成27年度)において定められた目標値である。食育基本計画は、食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成している。第2次食育推進基本計画 <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2011/pdf_file/b1sho2.pdf">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2011/pdf_file/b1sho2.pdf</a>	
測定指標		目標			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
—		—			—						
(参考)測定指標		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:食品安全部企画情報課		2434	1688	1839	1167	1650					
食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 10 (厚生労働省ホームページ: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html</a> )		7	4	0	0	11					
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要			達成手段の目標(24年度)	施策目標達成への寄与の内容	
		22年度	23年度								
(1) 輸入食品の検査に必要な事業(平成11年度)		2029	—	1804	4	・モニタリング検査の実施状況について、毎月点検を行い、達成状況を踏まえ検査所に対して必要な指示を行う。 ・輸入状況等の変化により、検査所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあつては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じてモニタリング計画の見直しを行う。			モニタリング計画の達成率:100%	輸入食品の検査に必要な事業を実施することにより、輸入食品等の一層の安全性確保が図れるものと思料する。	

(厚生労働省24(Ⅱ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1)				<b>担当部局名</b>	健康局水道課		<b>作成責任者名</b>	水道課長 石飛 博之												
<b>施策の概要</b>	本施策は安全で質が高く災害に強い水道を確保するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること															
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 【一般会計】(項)水道安全対策費(全部)[平成24年度予算額:144,117千円] (項)水道施設整備費(全部)[平成24年度予算額:20,081百万円] 【復興特別会計】(項)水道施設整備費(全部)[平成24年度予算額:17,566百万円]				<b>関連施策</b>	-															
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要です。水道法(昭和32年法律第177号)及び水道ビジョン(厚生労働省健康局平成16年6月策定(平成20年7月改定))に基づき、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めています。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																	
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																	
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>												
					23年度	24年度															
1 地域水道ビジョン策定状況(健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施))	30%	平成20年度	①100% ②前年度以上	①平成25年度 ②毎年度	64%	82%	46%	平成22年度	水道ビジョンに示す安心、安定、持続、環境及び国際という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「地域水道ビジョン」を策定することが重要であるため。 地域水道ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a>												
2 水質基準適合率(「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.90%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	99.97%	平成21年度	水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため。												
3 耐震化計画策定率(健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施))	22.0%	平成21年度	①100% ②前年度以上	①平成25年度 ②毎年度	61.0%	80.5%	22.0%	平成21年度	耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、すべての水道事業者等が計画を策定し、内容の充実を図ることが重要であるため。												
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																
4 新水道ビジョンの策定作業	新水道ビジョンの策定を平成24年度内に策定			平成24年度	水道ビジョンについては、平成16年6月に策定、平成20年7月に改訂し、我が国の水道が果たすべき役割と目標を定め、その達成に向けた取組を行ってきているところであるが、策定から7年が経過し、水道を取り巻く環境にも変化が生じていることを受け、取組の内容について見直しの必要が生じている。このような背景をふまえ、現行の水道ビジョンの進捗状況のレビューを行うとともに、レビューの結果及び近年の水道を取り巻く状況に鑑み、平成24年度中を目途に新たな水道ビジョンを策定する。																
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																
-	-	-	-	-	-																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 水道施設整備費補助事業	(535億円) 784億円	515億円	376億円	2,3	地方公共団体が施行する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4) ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4,定額) ・ダム等の水道水源施設整備事業 ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新など水道施設耐震化事業 等	補助採択件数:924件	水道施設の整備に対する補助を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・高度浄水施設整備による水質基準適合率の向上 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上を図ることができる見込んでいる。
(2) 水道施設耐震化推進事業	—	—	15百万円	3	耐震診断モデル事業を実施し、耐震化の底上げが必要な中小規模事業者による具体的な耐震化計画策定方を整理する。	モデル事業の実施: 2~3件	中小規模事業者における耐震診断モデル事業の実施により、耐震化計画策定率の低い中小規模事業者において、どのような点が隘路となっているか、またどのようにすればそれを解決して計画策定が可能となるかの知見が蓄積されるため、その内容を可能な範囲で公表したり、今後の施策に活かしたりすることにより、一層の耐震化計画策定率の向上に寄与すると見込んでいる。
(3) 効率的な更新計画検討事業	—	—	12百万円	3	アセットマネジメントを実施していない事業者が、実施の上で隘路となっている事項を洗い出し、その事項を踏まえた簡易ツールを作成する。	アセットマネジメント簡易ツールの作成	アセットマネジメントに取り組んでいない事業者が取り組めるよう簡易ツールを作成することで、計画的な更新を後押しし、水道事業者の耐震化計画策定や水道施設の耐震化率向上に寄与すると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅱ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-3-1)	担当部局名	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施しています。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する ・違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 [平成24年度予算額: 1,210,083千円]	関連施策	-		

<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p> <p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。 厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <p>①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚醒剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。</p> <p>(根拠法令) ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号)</p>	<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p> <table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28							
モニ	モニ	モニ	モニ	実績							

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度			
1 指定薬物の新規指定数 【単位:件】	5	平成19年度	-	-	5	20	18	平成23年度	・違法ドラッグの流通実態を直接的に評価する指標は存在しませんが、指定薬物の新規指定数は、新規乱用物質の流通実態、及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用実態を一定程度反映するものと考えられることから、参考に記載した。
2 薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 【単位:人】	15,175 12,211 2,375	14,720 11,231 2,867	15,417 11,873 3,087	14,965 12,200 2,367	-	
主な薬物の押収量 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	359.0 560.4	402.6 415.7	369.5 224.8	310.6 195.6	-	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 麻薬・覚せい剤等対策費 (昭和38年度)	1億円 (1億円)	1億円	0.9億円	1.2	<p>1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修</p> <p>2. 野生大麻・けしの除去</p> <p>3. 国民運動として開催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動の地区大会開催</p> <p>4. 違法ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備</p> <p>5. 再乱用防止対策講習会の開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬取締職員研修の開催(1箇所)</li> <li>・麻薬取締協議会・麻薬職員会議の開催(7箇所)</li> <li>・不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット等の配布(14万部)</li> <li>・麻薬・覚せい剤乱用防止地区大会の開催(6箇所)</li> <li>・麻薬・指定薬物の指定(20物質)</li> <li>・違法ドラッグ(指定薬物)試買(30製品)</li> <li>・違法ドラッグ(指定薬物)分析法の作成(20物質)</li> <li>・違法ドラッグ(指定薬物)標準品の整備(20物質)</li> <li>・薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会の開催(5箇所)</li> </ul>	<p>麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。</p> <p>不正大麻・けし撲滅運動用パンフ及び通報を促すポスターを配布し、不正大麻・けしの発見・通報を通じた抜去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。</p> <p>薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物に対する正しい知識を普及することで、薬物に対する潜在的な需要を減少させるとともに、麻薬・覚せい剤等を利用しない意識を改めて醸成させることができるため。</p> <p>違法ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している違法ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、違法ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。</p> <p>再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。</p>
麻薬等対策推進費(広報経費) (2)(昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	1億円 (1億円)	1億円	1億円	1.2	<p>1. 麻薬・覚せい剤、違法ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。</p> <p>2. 薬物乱用防止普及啓発推進事業費 小学校高学年の保護者、高校生及び未成年労働者等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。</p> <p>3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止キャラバンカー運行管理事業の実施(792箇所)</li> <li>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用パンフレット等の配布(140万部)</li> <li>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用ポスターの配布(12万部)</li> <li>・麻薬・覚せい剤乱用防止運動用パンフレット等の配布(24万部)</li> <li>・麻薬・覚せい剤乱用防止運動用ポスターの配布(6万部)</li> <li>・全小学校6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本の配布(118万部)</li> <li>・全高校3年生に薬物乱用防止啓発読本の配布(111万部)</li> <li>・青少年への薬物乱用防止啓発読本の配布(26万部)</li> <li>・「ご家族の薬物問題でお困りの方へ(家族読本)」の配布(3万部)</li> </ul>	<p>特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への認識の不十分さから、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。</p> <p>家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。</p>

(厚生労働省24(Ⅱ-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)		<b>担当部局名</b>	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	<b>作成責任者名</b>	審査管理課化学物質安全対策室長 長谷部 和久										
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の目標を柱に実施しています。 ・ 毒物・劇物の適正な管理を推進すること ・ 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること ・ 家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保すること		<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 政策大目標Ⅱ-4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること												
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)化学物質安全対策費[平成24年度予算額:481,841,000円]		<b>関連施策</b>	-												
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	生活環境で使用されている化学物質について、 ①急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ③有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) により、化学物質による人の健康被害を防止することを目標としている。				<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28												
モ二	実績	モ二	モ二	モ二												
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>							
					23年度	24年度										
1 毒物劇物営業者等立入調査における改善率	-	-	-	-	-	-	72.90%	平成22年度	・目標値については、一概に増加又は減少したことをもって毒物・劇物の適正な管理の推進の達成度を測ることは困難であることから、設定していません。							
2 家庭用品試買等調査における違反率	-	-	-	-	-	-	0.52%	平成22年度	・目標値については、一概に増加又は減少したことをもって家庭用品等の身の回りの化学物質の安全性の確保状況を測ることは困難であることから、設定していません。							
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>												
3 化学物質の安全性点検	20試験		毎年	化学物質安全性点検にかかる国際的な取り組みとして、平成17年度から21年度までにOECDへ26物質の化学物質の安全性試験結果の報告を行った。今後も同程度の貢献(年間5物質程度の報告)を行うためには、ヒト健康関連の試験項目として基本的に4試験が必要であるため、5物質×4試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。												
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度											
4 ・改善率(毒物劇物監視指導について(立入検査の違反改善状況報告のお願い)より)	65.8%	78.8%	78.3%	72.9%	未集計 (H24.8予定)	・毒物・劇物の適正な管理の推進について、直接的に評価する指標は存在しませんが、毒物劇物営業者等立入調査における改善率については、毒物・劇物の適正な管理の推進を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としています。										
・違反率(家庭用品試買等調査より)	0.43%	0.40%	0.52%	0.52%	未集計 (H24.12予定)	・家庭用品に含有する化学物質の安全性の確保状況について、直接的に評価する指標は存在しませんが、市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、家庭用品の安全性の確保状況を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としています。										

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 毒物劇物取締施行費 (昭和48年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.4億円	0.4億円	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物及び劇物への新規指定又は解除</li> <li>本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価</li> <li>毒物劇物業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物及び劇物への新規指定又は解除検討件数: 10件</li> </ul>	毒物劇物が指定等されることにより、それら毒劇物の管理の推進が期待される。
(2) 家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.5億円	0.5億円	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討</li> <li>健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成</li> <li>家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品規制基準設定のための製品調査: 1物質</li> </ul>	規制対象の候補物質について市場の製品中含有量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられるため。
(3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費 (昭和49年度)	4.5億円 (3.7億円)	4.6億円	4億円	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施</li> <li>3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理</li> <li>海外の規制当局との国際協調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存化学物質安全性情報公開: 300物質(累計)</li> </ul>	化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。

(厚生労働省24(Ⅱ-5-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること(施策目標Ⅱ-5-1)					<b>担当部局名</b>	健康局生活衛生課	<b>作成責任者名</b>	生活衛生課長 堀江 裕				
<b>施策の概要</b>	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等、並びに多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。					<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-5 生活衛生の向上・増進を図ること						
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)生活衛生対策費[平成24年度予算額:2,416,395千円]					<b>関連施策</b>	-						
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	○国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場営業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業)について、衛生水準の確保及び振興等を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)) ○多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
	モ二	モ二	モ二	モ二	実績								
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
					23年度	24年度							
1 振興計画の業種別認定率 (健康局生活衛生課調べ)	別紙参照	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	別紙参照	平成22年度	振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことであり(認定を受けた事業については、融資・税制について優遇)、生活衛生関係営業の振興を図る上で重要なものである。多くの組合でこの計画が作成されており、業種別に見ると全ての都道府県で作成されている業種もある一方、半数程度の都道府県でしか作成されていない業種もあり、計画未作成組合を解消できるよう、振興計画の業種別認定率を前年度以上とすることを目標値とした。				
2 日本政策金融公庫貸付件数 (日本政策金融公庫調べ)	12,081件	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	10,118件	平成23年度	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって、重要な支援措置であり、難しい経済状況下ではあるものの、貸付件数を前年度以上とすることを目標値とした。				
3 クリーニング師研修受講率 (全国生活衛生営業指導センター調べ)	32.0%	第7クール(平成19~21年度合計)	64.0%(第7クールに比し、倍増)	第8クール(平成22~24年度)	-	-	32.0%	第7クール(平成19~21年度合計)	クリーニング師研修は、クリーニング師の資質の向上、知識の習得、技術の向上により、質の高いクリーニングサービスの提供を確保し、国民の生活水準の向上に資することを目的としているが、クリーニング業法で受講が義務づけられているにもかかわらず、近年受講率が減少傾向にあり、制度の信頼性が問われている。消費者への適切な対応を促す観点から、今後2年間で受講率を倍増させることを目標値とした。				
4 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (衛生行政報告例による)	別紙参照	平成22年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	別紙参照	平成22年度	興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理について、管理基準に適合していない特定建築物を減少させることを目標値とした。また、都道府県・保健所設置市の特定建築物への立入検査等の実施率に大きな格差があることが明らかになったので、併せて、格差の緩和が進むよう取り組む。 衛生行政報告例 URL: <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&amp;tstatCode=000001031469&amp;requestSender=dsearch">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&amp;tstatCode=000001031469&amp;requestSender=dsearch</a>				
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>								
-	-			-	-								
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度								
-	-	-	-	-	-								

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金 (平成23年度)	なし (23年度から開始)	724百万円	797百万円	1、2、3	(財)全国生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業(生衛業)全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。 また、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。 さらに、生衛法の規定に基づき、生衛業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。	・(振興計画の認定件数:前年度以上) ・(日本政策金融公庫による生衛業への貸付:前年度以上) ・都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導件数:前年度以上 ・都道府県生活衛生営業指導センターによる研修会等の開催件数:前年度以上	<指標1:振興計画の業種別認定率> 生活衛生同業組合(連合会)が実施する、振興計画未作成の組合が振興計画を作成することに寄与する事業に対して補助金を交付することにより、業種別認定率の向上を図る。 <指標2:日本政策金融公庫貸付件数> 都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導や研修会を通じて生活衛生関係業者に公庫の低利融資の活用を促すことにより、貸付件数の向上を図る。 <指標3:クリーニング師研修受講率> 生活衛生同業組合(連合会)が実施する、クリーニング師研修受講率向上に寄与する事業に対して補助金を交付することにより、受講率の向上を図る。 ・都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導や研修会を通じてクリーニング業営業者に対して研修受講を促すことにより、受講率の向上を図る。
(2) 生活衛生金融対策費 (平成11年度)	1,452百万円 (1,452百万円)	3,646百万円	1,587百万円	2	<補給金> 生活衛生関係営業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減するため、利ざやの減少分を補給するものである。 現下の厳しい経済情勢の中で、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。 <出資金> 経済・雇用状況等に鑑み、緊急経済対策の一環として金融対策によって景気の下支えを図る生活衛生資金融資に要する資金である。	・生活衛生貸付の貸付実績:前年度以上 ・生活衛生貸付の貸付件数:前年度以上	低利の政策金融を維持するために不可欠な補給金や出資金を確保することにより、貸付件数の向上を図る。
(3) 生活衛生等関係費 (平成4年度)	34百万円 (31百万円)	32百万円	33百万円	4	<建築物環境衛生管理対策推進事業> 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行う。 <保健所等担当者研修会等経費> 一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図る。 <生活衛生等指導費> 特定建築物所有者に指導等を行う環境衛生監視員に対する研修会を実施し、平常時の監視、監査、指導、助言等に関する専門的かつ実務的な知識と技術の習得を図る。	(建築物環境衛生管理基準への不適合率:前年度以下)	・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。 ・保健所等担当者研修会等経費や生活衛生等指導費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、研修に参加した者による建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導がなされることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。

(厚生労働省24(Ⅲ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労働条件政策課、賃金時間室、監督課		<b>作成責任者名</b>	労働条件政策課長 田中誠二 賃金時間室長 本多紀恵 監督課長 達谷窟庸野														
<b>施策の概要</b>	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費[平成24年度予算案額:1,114,298千円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。 また、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図ります。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ																			
<b>測定指標</b>	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 <sup>1</sup>	-	-	前年度以上	平成24年度	前年度以上	前年度以上	95%	平成22年度	個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要です。このための手段の一つとして、労働契約法等に関するセミナー事業の実施により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、前年度以上の実績となるよう目標値を定めています。														
市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 <sup>2</sup>	-	-	80%	平成24年度	80%	80%	93%	平成22年度	最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしています。したがって、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要です。この周知の実施状況を図る指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を選定の上、過去5年の実績状況に基づいて、掲載割合が8割以上となるよう目標値を定めています。														
<b>測定指標</b>	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
-	-			-	-																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの) <sup>3</sup>	272億円	196億円	116億円	123億円	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 労働条件の確保・改善に必要な軽 費(平成21年度)	12億円	-	11億円	1,2	<p>① 最低賃金制度推進費 最低賃金制度と改定された最低賃金額について、インターネット企画広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動を行う。</p> <p>② 最低賃金調査等経費 中小零細企業又は事業所の賃金の実態等を把握するため、最低賃金基礎調査(一般統計調査)を行う。また、中央検討委員会、地域調査委員会及び業種調査委員会を設置し、地域・業種における賃金実態調査を行い、最低賃金の引上げのための課題の検討を行う。</p> <p>③ 労働契約法等活用支援事業 個別労働紛争が防止され、労働者の保護が図られるよう、労働者・事業主等を対象としたセミナーを全国各地で開催することにより、労働契約の基本的なルール等について、周知、啓発を行う。</p> <p>④ 賃金制度改善指導等経費 学識経験者、賃金等労務管理専門家、事業主団体関係者等による委員会を開催し、モデル賃金制度の作成を行う。また、賃金制度の整備・改善に意欲を持つ中小企業及び中小企業事業主団体を対象に、賃金アドバイザーによりモデル賃金制度を活用したセミナーの開催による普及を行う。</p>	- (セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合:前年度以上)	<p>・測定指標1関連</p> <p>・労働者・事業主等の労働契約の当事者に対し、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供を行うことで、労働契約の基本的なルールについての理解が深まり、個別労働紛争の未然防止に寄与すると考えられる。</p>
						- (市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合:80%)	<p>・測定指標2関連</p> <p>・最低賃金制度及び改定された最低賃金額についての周知啓発活動等を行うことにより、最低賃金制度の周知を図ることができる。</p>

(厚生労働省24(Ⅲ-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労働条件政策課賃金時間室		<b>作成責任者名</b>	賃金時間室長 本多則恵														
<b>施策の概要</b>	本施策は、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るために推進しています、				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費[平成24年度予算案額: 3,524,549千円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	最低賃金額については、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。これに基づいて、最低賃金の引上げの影響が大きい地域及び業種の中小企業事業主が、雇用の削減や賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを図ることができるよう支援します。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
					23年度	24年度																	
1 相談窓口(最低賃金相談支援センター)の設置数	-	-	47箇所	平成24年度	-	-	47箇所	平成23年度	最低賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、労働条件管理などの相談対応に応じる相談窓口を設置することにしてはいますが、平成23年度に引き続き、都道府県ごとに最低賃金相談支援センターを設置することを目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。														
2 業種別団体助成金の交付決定団体数	-	-	15団体	平成24年度	-	-	11団体	平成23年度	最低賃金の引上げの影響が大きい13業種を対象に、その業種の全国規模の団体が業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に対する助成を行うことにはしていますが、平成23年度以上の実績で、予算案上の上限である15件の利用を目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。														
3 業務改善助成金の交付決定件数	-	-	5000件 (1件あたり 50万円)	平成24年度	-	-	402件	平成23年度	事業場内で最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げるための計画を策定し、その取組を実施した中小企業事業主に対する助成を行うことにはしていますが、1件あたり50万円で計算した場合の予算案上の上限となる件数を目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
	-	-	-	-	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業 への支援事業(平成23年度)	-	-	35億円	1.2.3	<p>① 地域中小企業相談等事業 中小企業の経営改善の指導を行う中小企業団体等への委託により、最低賃金引上げに向けて生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁等の事業と連携し、ワン・ストップで対応する相談窓口を全国に設け、相談、専門家派遣等を実施する。</p> <p>② 業種別団体補助事業 時間給800円未満の労働者数が多く、最低賃金の引上げの影響が大きい業種の全国規模の業界団体が、業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査の取組等を行う場合に、その経費を助成(上限20,000千円)する。</p> <p>③ 中小企業業務改善等補助事業 事業場内で最も低い時間給(時間換算額)を計画的に800円以上に引き上げる賃金引上げ計画を策定し、1年で40円以上の引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業事業主に対し、その経費の2分の1を助成(上限1,000千円)する。</p>	相談窓口(最低賃金相談支援センター)の設置数:47箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1関連</li> <li>・生産性の向上等の経営改善に取り組む最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業事業主の相談等に対応し、的確なコンサルティングを行う事により、賃金引き上げに結びつけることができ、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>
						業種別団体助成金の交付決定団体数:15団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標2関連</li> <li>・業種別団体助成金により、業界全体として賃金底上げの支援を図り、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>
						業務改善助成金の交付決定件数:5000件(一件あたり50万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3関連</li> <li>・業務改善助成金により事業場内最低賃金の額が引き上げられることから、波及効果として地域の他の事業場や同業種の事業場の賃金の底上げが見込めることにより、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(Ⅲ-2-1))

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること (施策目標Ⅲ-2-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>労働基準局安全衛生部</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>計画課長 高崎 真一 安全課長 田中 正晴 労働衛生課長 椎葉 茂樹 化学物質対策課長 半田 有道</p>												
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅲディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること。 施策大目標Ⅲ-2安全安心な職場づくりを推進すること</p>														
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>この施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)安全衛生対策費【平成24年度予算額:16,168,868千円】</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標10(妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること)の施策目標(安全安心な職場づくりを推進すること)は同一のものである。</p>														
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)と新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少をはかるため、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。 また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務づけることで、労働者の健康確保を図る。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場での危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であることから、その取組を促進する。</p>				<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																
<p><b>測定指標</b></p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>		<p>最新値</p>	<p>年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>											
<p>1 労働災害発生件数 (休業4日以上死傷者数)</p>	<p>119,291</p>	<p>平成20年</p>	<p>83,503</p>	<p>平成32年</p>	<p>前年と比して5%以上減少させること</p>	<p>前年と比して5%以上減少させること</p>	<p>107,759</p>	<p>平成22年</p>	<p>日本の労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少傾向にある。しかし、近年はこの減少率が鈍化傾向にあることから、更なる減少を実現するためにも、取組を強化する必要がある。このような状況の中、平成22年6月18日閣議決定された「新成長戦略」の工程表に「労働災害発生件数を3割減」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられたことに基づいて目標設定している。</p>											
<p>2 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合</p>	<p>33.6%</p>	<p>平成19年</p>	<p>100%</p>	<p>平成32年</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>国内の自殺者数は、平成23年まで14年連続で3万人を超え、このうち約8,200人が労働者で、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は2,700人に達している。また、強いストレス等を感じる労働者は約6割にのぼり、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。しかし、事業所でのこころの健康対策(メンタルヘルス対策)は取り組みが遅れているため、これを一層推進していく必要がある。このような状況の中、平成22年6月18日閣議決定された「新成長戦略」の工程表に「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合:100%」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられたことに基づいて目標設定している。</p>											
<p>3 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所の割合</p>	<p>46%</p>	<p>平成19年</p>	<p>受動喫煙のない職場の実現</p>	<p>平成32年</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>2005年の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の発効から7年を経て、国際的な動向として規制の強化が進んでいる。その中で日本でも受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景に、労働者の意識が向上しているが、事業者が職場を「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」にしている割合は低く、依然として十分な受動喫煙対策が講じられているとは言い難い状態にある。このような状況の中、平成22年6月18日閣議決定された「新成長戦略」の工程表に「受動喫煙の無い職場の実現」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられたことに基づいて目標設定している。</p>											
<p><b>測定指標</b></p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>-</p>	<p>-</p>			<p>-</p>	<p>-</p>															
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>															
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 安全衛生施設整備等経費 (平成24年度)	328百万円 (302百万円)	465百万円 (未集計)	274百万円	1	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査と国土交通省による実態調査等によって、重要度・緊急度等を調査した上で、施設をしっかりと運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施する。平成24年度は、日本で唯一、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している「日本バイオアッセイ研究センター」(以下「センター」という。)の施設整備等を実施する。	センターの吸入実験装置等の整備と建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うことで、化学物質の有害性を事前に把握し対策を講じることが可能となるため、国内の労働災害、職業性疾病の予防につながり、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(2) 産業医学振興経費 (昭和53年度)	5,317百万円 (5,182百万円)	5,453百万円 (5,453百万円)	4,998百万円	2,3	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資する。	産業医研修事業受講者数を25,000人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上に) 産業医資格取得希望者のための研修参加者を550人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上に) (産業医数を毎年20名以上純増させる)	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しているため、法律に基づき事業場での労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務となっている。産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成と産業医の資質向上研修への補助をすることで、産業医学の振興を図り、測定指標2, 3に寄与すると見込んでいる。
(3) 労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	2,047百万円 (1,971百万円)	1,844百万円 (1,844百万円)	1,516百万円	1,2,3	労働災害の防止を目的として設立された労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。	(安全衛生の個別指導を実施し、指導の結果、改善に取り組んだ事業場の割合を85%以上とする。)	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。各種労働災害防止協会が事業主の自主的な取り組みを側面から支援することで、測定指標1, 2, 3に寄与すると見込んでいる。
(4) 日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	-	-	6百万円	1	年に1度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施し、安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議等を行う。 また、政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。	政策対話とシンポジウムを1回以上開催する	中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分のため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(5) 安全から元気を起こす戦略の推進 (平成24年度※組み替え新規)	-	137百万円 (109百万円)	168百万円	1	平成23年4月に取りまとめられた、企業での安全活動を活性化する戦略(「安全から元気を起こす戦略」)を以下(1)~(5)によって具体化し、実行することで、現場の安全力の維持・向上を図る。 (1)あんぜんプロジェクトの推進 (2)災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 (3)機械のリスクアセスメント等の促進 (4)災害事例の労働災害防止活動への活用促進 (5)次代の安全の中核を担う人材育成	災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修会を90回以上開催し、累計1800名以上に研修を行う。 (研修後のアンケートで、役に立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする)	「安全から元気を起こす戦略」を具体化し、実行していくことで、社会問題になりつつある、景気や厳しい企業競争のしわ寄せが、企業あるいはその取引先での安全の軽視につながって労働災害を誘発するという事態を防止するとともに、事業場の安全力の維持・向上を図り、測定指標1に寄与すると見込んでいる。

(6)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	-	75百万円 (73百万円)	62百万円	1	建設業と造船業で発生率の高い、墜落・転落災害について、両業種での防止措置の徹底を図る必要があることから、建設業について、手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務等を実施するとともに、造船業について、統括安全衛生責任者等に対する教育研修会等を行う。	建設業での手すり先行工法等の普及・定着のための現場に対する指導・支援を、年間200事業場以上に対して行う。(指導・支援を実施した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする)	建設業では、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占めることから、平成21年に省令改正し、足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたが、手すり先行工法の普及率は未だ31%である。当該事業の実施によって安全な足場の普及を一層図ることで、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(7)	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	-	228百万円 (227百万円)	300百万円	1	東日本大震災に係る復旧工事について、異業種からの新規参入する労働者の増加、大量の工事が隣接したエリアで輻輳して行われることが想定され、労働災害の多発が危惧される。このため、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットフォームを被災地3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施する。	復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を年間1150事業場以上に対して実施する。(建設業への新規参入者に対する安全衛生教育支援の実施の結果、役に立った旨の回答する者の割合を80%以上とする。)	平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くなるという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要した。東日本大震災では、本事業の実施で災害発生率を抑制し、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(8)	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	-	-	33百万円	1	平成22年の陸上貨物運送事業での労働災害が大きく増加したことから、荷役作業での墜落災害防止対策の充実・徹底すべく、荷主向け荷役設備設置事例の紹介や、増加傾向にある陸運業に従事する50歳以上の高齢労働者に配慮した走行計画の作成手法等マニュアルの作成、研修会の実施等交通労働災害防止対策を実施する。	研修会を合計28回以上開催し、累計840名以上に対して研修を行う(研修後のアンケートで、役立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする)	陸上貨物運送事業では、平成22年の死傷災害件数は13,040人と対前年で246人(+1.9%)増加している。この増要因である荷役作業中の墜落や転倒等の事故、高齢労働者の死亡災害等を当該事業の実施によって抑制することで、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(9)	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 (平成24年度)	-	-	11百万円	1	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育への支援、林業店社が作業計画を作成するに際して安全衛生の専門家による支援等を行う。	事業場支援の実施件数を190件以上行う。(支援対象事業者に対するアンケート調査で、役立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする)	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、特に、死亡災害については、ここ数年40人程度で推移していたものが、平成22年は59人と大幅に増加した。この内訳を見ると、被災者で経験年数3年未満の者のうち約87%が50歳以上の者であるなど、他業種から林業に新たに参入した者による災害が目立つことから、こうした労働者を使用する事業者を対象として本事業を実施することで、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(10)	技能講習修了証明書発行等一元管理事業	-	147百万円 (90百万円)	103百万円	1	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録者令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条と25条、並びに登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	技能講習修了者のデータ入力を80万件以上行う。	現在、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関も含めると全国で約3千機関ある。修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるというような労働者への不利益が生じる。また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、建設工事等では、一人の労働者が車両系建設機械やフォークリフトの運転、玉掛けなど複数の技能講習を修了している場合も多い。このため、一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。このため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備することで、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(11)	地域産業保健事業 (平成5年度)	2,376百万円 (2,229百万円)	2,023百万円 (未集計)	2,116百万円	2	産業医の選任が義務づけられていない常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場での労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、定期健康診断後の対応等や長時間労働者に対する面接指導を実施する。	健康相談利用者数を74,740人以上とする 事業場訪問を8,890回以上行う	職場での産業保健活動は産業医が中心となって行われているが、常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場では、産業医の選任が義務づけられていないため、労働者の健康管理等が十分に行われていない。また、国内ではこうした事業場が全体の約97%を占めている。そのため、こうした事業場に対し産業医業務を提供することで、測定指標2に寄与すると見込んでいる。

(12)	じん肺有所見者に対する普及啓発事業 (昭和49年度)	2百万円 (0.5百万円)	10百万円 (4百万円)	3百万円	1	企業の衛生管理者等を対象に、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発のための研修を実施する。	研修を7回以上、合計300人以上に対して行う。 (研修後のアンケートで、「有意義である」「概ね有意義である」と回答した者の割合を、全回答者数の80%以上とする。	「じん肺有所見者に対する教育指針」を、粉じん作業を行う事業場に対して普及・定着させることで、事業場のじん肺予防対策の一層の推進をめざし、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(13)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	903百万円 (903百万円)	1,053百万円 (未集計)	1144百万円	1	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断の実施を行う。	手帳所持者の健康診断実施率を平成23年度の実績以上とする。	健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施を通じて、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進する。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(14)	じん肺診断技術研修事業 (昭和49年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1	じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定を行う地方じん肺診査医に対し、管理区分決定のための診査をしっかりと行うため研修を実施し、必要な技術を習得させる。	研修を1回行う。 (研修後のアンケートで、「有意義である」「概ね有意義である」と回答した者の割合を、全回答者数の80%以上とする。	地方じん肺診査医に対する研修を実施することで、地方じん肺診査医の技術の向上と標準化を促し、じん肺管理区分決定が全国斉一的に行われるようにする。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(15)	メンタルヘルス対策支援センター事業 (平成20年度)	494百万円 (456百万円)	1,286百万円 (1,270百万円)	1263百万円	2	事業者、産業医等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援等を実施し、事業者の取り組みメンタルヘルス対策を総合的に支援する。	訪問支援件数を18760件以上とする(相談した結果、有効、有用であった旨の割合を、全回答者の90%以上とする。)	職業生活等での強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っている。このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっていた。心の健康対策に取り組んでいない事業場では、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)などの理由で取組が十分に進んでいない状況にある。 このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することによって、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図り、測定指標2に寄与すると見込んでいる。
(16)	職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業 (平成21年度)	65百万円 (60百万円)	68百万円 (66百万円)	61百万円	2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医、労働者等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供する。	サイトへのアクセス数を40万件以上とする。 (サイト利用者のアンケートで、有効、有用であった旨の回答の割合を、全回答者の90%以上とする。)	職業生活等での強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っている。このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっていた。心の健康対策に取り組んでいない事業場では、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)などの理由で取組が十分に進んでいない状況にある。 このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することによって、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図り、測定指標2に寄与すると見込んでいる。
(17)	ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業 (平成17年度)	32百万円 (14百万円)	160百万円 (104百万円)	97百万円	2	産業医等を対象としてストレスに関連する症状・不調の確認の進め方等について研修を行う。	研修の実施を47回以上行う。 (研修後のアンケートで、有効、有用であった旨の回答の割合を、全回答者の90%以上とする。)	職業生活等での強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っている。このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっていた。心の健康対策に取り組んでいない事業場では、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)などの理由で取組が十分に進んでいない状況にある。 このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することによって、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図り、測定指標2に寄与すると見込んでいる。
(18)	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 (平成11年度)	432百万円 (407百万円)	216百万円 (216百万円)	105百万円	1	小規模事業場での安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、更に、自主的、継続的に安全衛生活動計画の策定のための支援を行うことで、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図る。 (本事業は、平成23年度以降の事業では新規団体は追加せず、最後に支援を開始した平成22年度新規団体が3年目となる平成24年度をもって廃止することとしている。平成24年度事業では、当該平成22年度新規団体(支援3年目となる団体)のみを対象に事業を行うこととしている。)	運営委員会と構成事業場会議を計2回以上開催する。 (事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上とする。)	各団体で運営委員会と構成事業場会議を開催し、団体ごとに適した安全衛生活動計画を策定することで、安全衛生水準の向上に寄与する取組を実施する。 また、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業で、その目標を達成することによって、援助の対象としている中小企業の事業場団体の労働災害発生件数を減少させることができるため、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(19)	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金 (平成9年度)	76百万円 (76百万円)	28百万円 (28百万円)	11百万円	2	産業医の選任が義務づけられていない常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。 (平成22年度以降段階的廃止となっている。22年度から利用している事業場に対して経過措置として24年度まで助成を行っている事業である。)	—	職場での産業保健活動は産業医が中心となって行われているが、常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場では、産業医の選任が義務づけられていないため、労働者の健康管理等が十分に行われていない。また、国内ではこうした事業場が全体の約97%を占めている。そのため、こうした事業場に対し産業医の選任を促すことで、労働者の健康管理等の充実が図られ、測定指標2に寄与すると見込んでいる。

(20)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	95百万円 (95百万円)	185百万円 (185百万円)	206百万円	—	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。 (資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」で、当該融資制度を廃止した。現在残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額189百万円を回収する。	—
(21)	外部専門機関の整備・育成等事業 (平成23年度)	—	9百万円 (2百万円)	17百万円	2	事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健サービスを提供する外部専門機関の創設に向けた支援として、先進的な活動を行っている医療機関等を調査し好事例集を作成するとともに、外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行う。	研修会の開催回数を8回以上とする。 (研修後のアンケートで、満足であった旨の回答の割合を、全回答者の70%以上とする。)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化しているため、産業医の個人的な知識や能力に依存するのではなく、事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健活動を行うことで、労働者の健康管理等の充実が図られ、測定指標2に寄与すると見込んでいる。
(22)	職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務 (平成23年度)	—	12百万円 (12百万円)	25百万円	3	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は実地指導等を行い、労働者の健康を保持する観点からしっかりとした受動喫煙防止対策が講じられるよう支援する。	全国で電話相談を564件以上、実地指導等を94件以上実施する。 (実地指導については、指導後のアンケートで、「参考になった」旨の回答を80%以上の事業場から受ける)	全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度現在46%(当該助成金制度の対象業種以外の事業場を含む)であるが、受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由として、14.9%(平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)の事業者が「どのように取り組めばよいか分からない」と回答しているため、当該事業による電話相談と実地指導等によって、測定指標3に寄与すると見込んでいる。
(23)	じん肺症例に関する調査 (平成23年度)	—	2百万円 (2百万円)	2百万円	1	平成22年に開催した「じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会」報告書で、今後知見の収集が必要とされた事項(じん肺の合併症にかかる検査方法等)について、調査研究で知見の収集を行う。	—	調査で得られた知見を、じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の、判断の精度の更なる向上や、今後のじん肺の予防や健康管理に関する施策に活用することで、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(24)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	—	91百万円 (46百万円)	108百万円	3	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計と風速計の貸出しを行い、たばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することによって、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行う。	全国で測定機器を1128件以上貸出する。	受動喫煙防止対策として、職場の浮遊粉じん濃度を測定していないとする事業者が79.3%、喫煙室等に向かう気流の風速を測定していないとする事業者は88.7%(いずれも平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)となっている。このような機器については、一般の事業場での使用頻度は高くなく、測定機器は高価であることから、当該測定機器を無料で貸し出すことにより、事業場での効果的な受動喫煙防止対策を行うための現状把握や必要な措置の実施を促進し、測定指標3に寄与すると見込んでいる。
(25)	受動喫煙防止対策助成金 (平成23年度)	—	282百万円 (未集計)	563百万円	3	旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業を対象に、受動喫煙による健康への悪影響から労働者の健康を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって受動喫煙防止対策を推進する。	全国で当該助成金を470以上の事業場に支給する。	全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度現在46%(当該助成金制度の対象業種以外の事業場を含む)であるが、飲食店、宿泊業での全面禁煙又は空間分煙の実施率は34%と対策が遅れていることから、当該業種に、助成金制度によって、喫煙室の設置等の取組を支援することで、受動喫煙防止対策の一層の促進を図り、測定指標3に寄与すると見込んでいる。
(26)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	—	89百万円 (14百万円)	580百万円	1	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく線量等管理データベースを構築し、運用と管理を行う。 また、以下①～③を行う。 ①指定緊急作業での実効線量が50mSvを超える者で申請があった者に対し「指定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」を交付する。 ②被ばく線量に応じて健康診断等を実施する ③健康相談窓口を各都道府県に設置し、指定緊急作業従事者等からの相談に応ずる	指定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の交付率を95%以上とする。	データベースを構築し、運用と管理していくことで、指定緊急作業従事者等の健康状態を離職後を含めて長期的に管理することが可能となり、当該労働者のその後の健康が確保され、安心して働くことができる職場づくりを推進する。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(27)	ストレス症状を有する者に対する面接指導制度の周知 (平成24年度)	—	—	82百万円	2	ストレス症状を有する者に対する面接指導制度の具体的実施方法等について、事業者等に対し周知広報、説明会等を行う。 (ストレス症状を確認し、必要な者に対して面接指導等を実施することを事業者が義務づける労働安全衛生法の改正法案が平成24年4月時点で継続審議中につき、未契約となっている。)	—	ストレス症状を確認し、必要な者に対して面接指導等を実施することを事業者が義務づける労働安全衛生法の改正法案を平成23年12月に国会に提出し、現在継続審議となっている。 メンタルヘルス対策の強化につながる当該制度の円滑な導入に資することから、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図り、測定指標2に寄与すると見込んでいる。
(28)	化学物質管理支援事業 (平成12年度)	136百万円 (136百万円)	106百万円 (100百万円)	61百万円	1	化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類の実施とGHSに対応したモデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成や相談窓口開設による化学物質管理に関する情報提供・相談対応等を行う。	160以上の化学物質のGHS分類を実施する。 対応した相談の件数を150件以上にする。	化学物質の表示・文書(SDS)に係る情報収集、化学物質管理に関する相談対応、化学物質管理に係る人材育成等について支援することで、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づく事業場での自律的な化学物質管理を促進して化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1に寄与すると見込んでいる。

(29)	職場における化学物質のリスク評価推進事業 (平成17年度)	81百万円 (81百万円)	89百万円 (78百万円)	64百万円	1	厚生労働大臣が告示する物質(労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告の対象物質)を取り扱う事業場で、ばく露実態調査を行うとともに、告示対象物質についてのばく露測定手法の検討を行う。 また、労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害性ばく露作業報告の対象物質として厚生労働大臣が告示する物質のうち、委託者が指示する物質について、有害性評価書を作成等を行う。	事業場での化学物質のばく露実態調査を10物質以上実施する 1物質以上の有害性評価書を作成し、また、5物質以上アップデートする。	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等によって、有害化学物質管理対策の一層の推進を図ることで、化学物質による労働災害の防止を図り、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(30)	ナノマテリアルの有害性等調査事業 (平成21年度)	179百万円 (167百万円)	111百万円 (111百万円)	302百万円	1	以下の①～③を実施することでナノマテリアルの発がん性等の有害性を調査する。 ①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集 ③ナノマテリアルの有害性調査に関するOECD等の国際会議への出席	遺伝毒性試験を8物質以上実施する。 国際会議に1回以上出席する。 長期がん原性試験(2年間のうちの1年目)を実施する。	現在、ナノマテリアルの労働者への生態影響は未知であることから、労働者のばく露形態を想定した吸入試験による長期のがん原性試験の実施等によってナノマテリアルの有害性を調査し、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(31)	化学物質の有害性評価事業 (平成12年度)	845百万円 (845百万円)	850百万円 (850百万円)	825百万円	1	実験動物(マウスとラット)を数百匹用いて、長期間化学物質にばく露させ、化学物質の発がん性等の有害性を調査する。	試験が終了する予定の2物質について試験結果を公表する	OECDテストガイドラインに基づき、予備試験と本試験(マウスとラットを合計800匹用いて2年間ばく露を行う。)を行い、化学物質の発がん性等の有害性を調査することで、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(32)	石綿解体工事従事作業員へ向けた石綿粉じん有害性周知事業 (平成23年度)	-	17百万円 (7百万円)	16百万円	1	今後、増加することが見込まれる石綿含有建築物の解体作業等での健康被害を発生させないためにも、実態把握を行うとともに、事前調査や除去作業がしっかり行われるよう、対策の更なる徹底のための周知を行っていく。 (平成24年4月の段階で未契約のため詳細は未定)	-	石綿障害予防規則に基づくばく露防止対策が実施されることで、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(33)	呼吸用保護具の性能の確保のための買い取り試験 (平成12年度)	24百万円 (24百万円)	22百万円 (22百万円)	22百万円	1	市場に流通する国家検定に合格した防じんマスクと防毒マスク(以下「呼吸用保護具」という。)の買い取り試験を実施し、呼吸用保護具の性能の確保を図ることを目的とする。	現在市場に流通している、24年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	有害な作業環境中で使用する呼吸用保護具である防じんマスクと防毒マスクについて、型式検定合格型式のうち市場に流通しているものを調査して把握し、買い取り試験の実施を通じて、型式検定合格時の品質を維持しているかを確認する。品質が維持された呼吸用保護具を使用することで、健康障害の防止が期待でき、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(34)	作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業 (平成22年度)	20百万円 (12百万円)	17百万円 (12百万円)	12百万円	1	現場での測定の実施、検討会の開催等を通じて、個人ばく露測定方法の検討と測定結果の評価方法、現在の作業環境測定(場の測定)との比較検討を行い、各測定方法の有効性を検討する。	-	作業環境を把握するために、空気中の有害物質の濃度を測定する方法を検討し、測定した結果に基づき作業環境の改善を行うことで、健康障害の防止が期待できる。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。
(35)	新たな作業環境測定方法の実証的検証 (平成24年度)	-	-	9百万円	1	作業環境測定の測定結果の評価指標としての管理濃度は、その時々々の知見に基づき見直しを行っているが、年々低い濃度基準となっていく傾向にあるとともに、粒子径の大きさ又は水溶性か否か等によって生体への影響が異なるため、管理濃度もそのような条件等を付しての改正の検討が必要である。 このようなことから、現在の作業環境測定基準に定めている方法では、今後、測定と分析が困難になる可能性があるため、新たな知見に基づく管理濃度に対応した測定方法と分析方法について、国内外の文献を調査するほか、調査した方法を作業環境測定で活用できるようアレンジするために実証的に検証する。	-	作業環境を把握するために、空気中の有害物質の濃度を測定する方法を検討し、測定した結果に基づき作業環境の改善を行うことで、健康障害の防止が期待できる。もって、測定指標1に寄与すると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅲ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労災補償部補償課	<b>作成責任者名</b>	補償課長 河合 智則														
<b>施策の概要</b>	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を行うこと																
<b>予算書との関係</b>	(項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:785,784,478千円] (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部)[平成24年度予算額:10,272,903千円] (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:7,209,969千円] (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:14,603,356千円]				<b>関連施策</b>	—																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実施します。						<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																		
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	—	—	前年度以下	平成24年度	前年度以下	前年度以下	190日	平成22年度	迅速な労災保険給付が行われているかを測定するのに適した指標であるため。迅速な労災保険給付を着実に推進するため、各年度の処理日数を前年度以下にすることを目標値とした。													
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	—	—	230日	平成24年度	前年度以下	230日	258日	平成22年度	迅速な労災保険給付が行われているかを測定するのに適した指標であるため。審査期間を短縮することを目指し、平成23年12月26日に精神障害の認定基準を作成しているが、認定基準策定後間もないことや、認定基準策定前の案件が残っていることを勘案し、当面の目標として、230日(前年度比約10%減)とした。													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																	
—	—			—	—																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
—	—	—	—	—	—																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	796,954 百万円 (744,457 百万円)	793,061 百万円	783,222 百万円	1.2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うための経費。	—	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、被災労働者の保護を図る。
職務上年金給付等交付金に必要な (2) 経費 (平成21年度)	7,799 百万円 (7,799 百万円)	8,245 百万円	7,210 百万円	1.2	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることになったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うことになった。また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	—	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によって、全国健康保険協会が支給するとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てることで、労働災害に被災した労働者に対し、迅速かつ適正な災保険給付を行い、被災労働者の保護を図る。
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	4,936 百万円 (4,837 百万円)	13,492 百万円	14,876 百万円	1.2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な経費(業務上外の認定に要する費用(専門医への謝金、調査旅費等)、労災保険給付システムの賃貸借料に係る経費等)。	—	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、被災労働者の保護を図る。

(厚生労働省24(Ⅲ-3-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>労働基準局労災補償部労災管理課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>労災管理課長 木暮 康二</p>													
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、                  ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、                  ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、                  ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、                  などの諸事業を行っています。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること                  政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>															
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:157,163,395千円]                  (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:8,229,838千円]                  (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:2,662,245千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>															
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、                  ・第1条にて、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること                  ・第2条の2にて、「労働者災害補償保険は、&lt;中略&gt;業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。</p>						<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
24	25	26	27	28																	
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																	
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>												
<p>労災保険の社会復帰促進等事業 1のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>前年度以上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>70.4%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>社会復帰促進等事業は、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査し、合目的性と効率性を確保するために各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しているため、当該目標を設定した。</p>												
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>																	
<p><b>(参考)測定指標</b></p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>																
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 社会復帰促進等事業に関する検討会等経費	5 (0)	5	6	1	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年度精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催すること等により各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(2) 外科後処置費	49 (30)	52	36	1	労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関で手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(3) 義肢等補装具支給経費	3,006 (2,311)	2,688	2,573	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合、その費用を本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(4) 特定疾病アフターケア実施費	3,412 (3,180)	3,449	3,352	1	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給や検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(5) 社会復帰特別対策援護経費	397 (417)	443	433	1	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(6) CO中毒患者に係る特別対策事業経費	421 (421)	441	442	1	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(7) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	12 (11)	12	11	1	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,530円、最低保障額56,720円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,400円、最低保障額42,540円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,270円、最低保障額28,360円） （※いずれも平成23年度の月額）	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(8) 労災就労保育援護経費	78 (68)	74	66	1	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難だと認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。

(9) 労災就学援護経費	2,811 (2,652)	2,826	2,870	1	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難だと認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生…12,000円(一人月額) ②中学生…16,000円(一人月額) ③高校生等…18,000円(一人月額) ④大学生等…39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(10) 労災保険相談員設置費	853 (776)	914	789	1	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等や被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(11) 特別支給金経費	120,165 (107,824)	117,915	117,487	1	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。  ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随する : 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随する : 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から31日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金 : 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(12) 労災ケアサポート事業経費	854 (854)	699	634	1	全国の労災年金受給者とその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供と養成	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(13) 休業補償特別援護経費	0 (2)	2	2	1	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないとされているが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(14) 長期家族介護者に対する援護経費	24 (27)	49	51	1	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。

(15) 労災特別介護施設設置費	210 (198)	461	89	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(16) 労災特別介護援護経費	2,269 (2,269)	2,116	1,959	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)で、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(17) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費	3,322 (3,322)	4,095	2,922	1	労災指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(18) 労災援護金等経費	18 (7)	16	10	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(19) 石綿関連疾病診断技術研修事業	23 (19)	23	22	1	石綿関連疾患の診断、石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、こうした診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要なことから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域でのばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断、臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(20) 業務上疾病に関する医学的知見の収集	16 (7)	16	16	1	脳・心臓疾患について、国内外の医学文献を収集、医学専門家により構成する医学文献検討委員会(以下「検討委員会」とする。)でレビュー対象とすべき医学文献を決定し、レビューを作成、レビュー対象文献の原文、翻訳、日本語のサマリーについて報告する。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(21) 石綿確定診断等事業	25 (13)	18	17	1	石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を持つ機関等で、以下の事項を実施する。 ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体、石綿繊維計測等の実施。	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。

(22) 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	100 (84)	101	79	1	<p>①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物の4疾患について、総合評価落札方式による一般競争入札により、各疾患毎に委託先を選定。</p> <p>当該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行うとともに、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、対象疾患に係る取組成果を報告書に取りまとめ、提出してもらう。</p>	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(23) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費	9,477 (9,477)	9,049	8,230	1	<p>アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院で臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。</p> <p>なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、計画的にセンター数を1/3以下にする他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。</p>	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。
(24) 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	2,494 (2,493)	3,194	2,662	1	<p>アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院で臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。</p> <p>なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、計画的にセンター数を1/3以下にする他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。</p> <p>上記施設の施設、機器の整備を行っている。</p>	決定次第記載予定	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を実施している。

(厚生労働省24(Ⅲ-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労働条件政策課		<b>作成責任者名</b>	労働条件政策課長 田中誠二													
<b>施策の概要</b>	本施策は、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図ること																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 仕事生活調和推進費[平成24年度予算案額:1,210,675千円]				<b>関連施策</b>	-																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図ります。 また、新たな情報通信技術戦略に基づき、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進します。						<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																		
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合	-	-	100%	平成32年	前年以上	前年以上	46.3%	平成23年	・労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定しています。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、以下「行動指針」という。)で、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を平成32年までに100%とすることになっています。													
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	-	-	5%	平成32年	前年以下	前年以下	9.3%	平成23年	・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要がありますが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定しています。なお、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)と行動指針において、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成22年の10%から平成32年までに5割減とすることになっています。 ・総務省「労働力調査」 URL: <a href="http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</a>													
3 年次有給休暇取得率	-	-	70%	平成32年	前年以上	前年以上	48.1%	平成22年	・労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠ですが、年次有給休暇の取得率は5割を下回る水準で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定しています。なお、新成長戦略と行動指針では、年次有給休暇の取得率を平成32年までに70%とすることになっています。 ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</a>													
4 特別な休暇制度普及率	-	-	-	-	前年以上	前年以上	51.0%	平成23年	・労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせる必要がありますが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要です。この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定しています。 ・厚生労働省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」													
5 在宅型テレワーカー数	-	-	700万人	平成27年	前年以上	前年以上	320万人	平成22年	・IT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、その就業者数の拡大を指標として設定しています。なお、「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日策定)で、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標が定められています。 ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/">http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/</a>													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																	
-	-			-	-																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
-	-	-	-	-	-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 仕事と生活の調和の推進に必要な 軽費(平成18年度)	11億円	-	12億円	1~5	<p>① 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定の改善のために、参加事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し、その経費を助成(上限6,000千円)する。</p> <p>② 職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、労働時間等設定改善委員会の設置や年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を盛り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成(上限1,000千円)する。</p> <p>③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動やボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、または裁判員制度での裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成、導入等状況・意識のあり方等に関する調査を行う。</p> <p>④ テレワーク相談センター事業 テレワーク相談センターに専門相談員を配置し、直接訪問や電子メール、電話によるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談・助言等を行う。</p> <p>⑤ テレワーク・セミナー実施事業 全国7箇所でのセミナーの実施により、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。</p>	<p>- (労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合:前年以上)</p>	<p>・測定指標1関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、労使間の話し合いの機会を整備することにより、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合を高める効果がある。</p>
						<p>- (週労働時間60時間以上の雇用者の割合:前年以下)</p>	<p>・測定指標2関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、所定外労働の削減のための措置をとることにより、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を削減させる効果がある。</p>
						<p>- (年次有給休暇取得率:前年以上)</p>	<p>・測定指標3関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、年次有給休暇の取得促進のための措置をとることにより、年次有給休暇の取得率を高める効果がある。</p>
						<p>- (特別な休暇制度普及率:前年以上)</p>	<p>・測定指標4関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、特に配慮を必要とする労働者についての措置にも取り組めることになっている。また、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業で、セミナーの開催等を通して周知啓発を推進することにより、特別な休暇制度普及率を高める効果がある。</p>
					<p>- (在宅型テレワーカー数:前年以上)</p>	<p>・測定指標5関連 ・テレワーク相談センターの設置による相談対応やテレワークセミナーの実施により、企業等有するテレワーク導入に関する疑問点等の解消を図ることにより、在宅型テレワーカーの増加に寄与すると考えられる。</p>	

(厚生労働省24(Ⅲ-4-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(Ⅲ-4-2)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>勤労者生活課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>勤労者生活課長:木原亜紀生 労働金庫業務室長:能登清和</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施しています。 (1)中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること (2)勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (3)労働金庫の健全性のための施策を推進すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 施策の概要(1) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成24年度予算額:2,039,598,000円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成24年度予算額:6,370,531,000円] 施策の概要(2) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成24年度予算額:883,000円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成24年度予算額:573,000円] 施策の概要(3) 一般会計(項)厚生労働本省共通費[平成24年度予算額:9,093,000円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>-</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>施策の概要(1) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、こうした従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。 施策の概要(2) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。 施策の概要(3) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。</p>						<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																		
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																		
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数</p>	-	-	(平成22年度からの累積) 1,943,000	平成24年度	405,600人	332,600人	439,272人	平成22年度	<p>中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とした制度である。中小企業では、大企業に比べて依然として退職金制度が普及していない状況である。したがって、この制度の普及促進を図ることは本施策目標の達成のため重要である。このため、この事業については、より多くの中小企業の従業員が事業の対象となることが重要であるため、測定指標として新規加入被共済者数を設定した。 目標値については、適格退職年金制度からの移行による増加分を考慮し、前中期目標期間の平均加入数を上回る数で設定したものである。(平成24年度の目標値については、適格退職年金制度からの移行が23年度で終了することを考慮して定めた。)</p>													
<p>2 勤労者財産形成促進制度の利用件数</p>	-	-	前年度以上	平成24年度	前年度以上	前年度以上	9,636,847件	平成22年度	<p>勤労者財産形成促進制度は、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、貯蓄や持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を促進することを目的としている制度である。したがってこの制度の活用促進を図ることはこの施策目標の達成のため重要である。このため、測定指標として、制度の利用件数を設定し、前年度以上の目標値とした。</p>													
<p>3 全労働金庫に対する検査実施率</p>	-	-	50%	平成24年度	50%	50%	57%	平成22年度	<p>労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動とこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関である。その業務の健全かつ適切な運営を確保するための検査の実施はこの施策目標の達成のため重要である。 金融実態に応じた的確な検査を実施するため、金融庁が行っている地域銀行等への検査周期と同程度の2年に1回の周期で検査を実施するよう目標値を設定した。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>-</p>	-			-	-																	
<p><b>(参考)測定指標</b></p>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
<p>-</p>	-	-	-	-	-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度)	89.9億円	88.1億円	84.1億円	1	<p>①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。</p> <p>② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。</p>	①在籍被共済者が前年度を上回る	①中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。

(厚生労働省24(Ⅲ-6-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>政策統括官付労政担当参事官室 中央労働委員会事務局総務課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>労政担当参事官 荒木 祥一 総務課長 川口 達三</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次のことを推進するために実施している。 ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-6 安定した労使関係等の形成を促進すること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>例:本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)労使関係等安定形成促進費(一般会計)【平成24年度予算額:382百万円】 (項)労使関係安定形成促進費(特別会計)【平成24年度予算額:419百万円】</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされています。  ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。とされています。  ○国際労働関係事業は、アジア、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的とする。 ※根拠法令:雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第15号</p>				<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二
	24	25	26	27	28																	
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二																	
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合</p>	—	—	75%	平成24年度	50%	75%	88%	平成22年度	<p>中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうか直接的に確認できると考えている。 過去5か年度の目標値が50%であったことから、最新値も踏まえ、本年度においては75%を目標とした。 労使関係総合調査(労働組合活動実態調査) URL: <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001035091&amp;cycode=0">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001035091&amp;cycode=0</a></p>													
<p>2 新規申立事件の終結までの平均処理日数</p>	—	—	1年6か月以内	平成24年	1年6か月以内	1年6か月以内	385日	平成23年	<p>不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められる現状があり、労働組合法第27条の18に基づき、平成23～25年に係る審査の期間の目標の達成の指標として、「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする」と定められているので、当該数値を測定し、目標を1年6か月以内とした。</p>													
<p>3 申立てから1年6か月以上係属している事件数</p>	—	—	0件	平成24年	0件	0件	4件	平成23年	<p>不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められる現状があり、労働組合法第27条の18に基づき、平成23～25年に係る審査の期間の目標の達成の指標として、「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする」と定められているので、当該数値を測定し、目標を0件とした。</p>													
<p>4 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合</p>	—	—	100%	平成24年	100%	100%	100%	平成23年	<p>労働争議のあっせん、調停、仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が求められている現状があり、当該数値を測定し、目標を100%とした。</p>													
<p>5 国際労働関係事業による研修を受けた研修生の人数の割合(実績/計画)</p>	—	—	80%	平成24年度	80%	80%	97%	平成22年度	<p>国際労働関係事業は、海外の研修生に対して日本の労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせる技術協力(ODA事業)という意義を持ちながら、研修生への普及啓発により、我が国からの進出企業の取引の安定や、海外における労使紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用にも与える悪影響や雇用の縮小を回避する意味も持っている。 海外における多国籍企業の労使紛争が頻発する中、研修受講者が増えることで海外における労使関係が安定的になり、日本国内における労使関係も安定的になることが期待されるため、本目標を設定した。目標値としては過去の実績を考慮して80%とした。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>(参考)測定指標</p>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	—																
<p>—</p>	—	—	—	—	—	—																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 安定した労使関係等の形成の促進 に必要な経費(平成20年度)	389百万円 (327百万 円)	377百万円	382百万円	1,2,3,4	労働者の団結権等の保護及び集団的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。	新規申立事件の終結までの平均処理日数:1年6か月以内	本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が図られた結果、新規申立事件の終結までの平均処理日数が、平成23年(最新値)で385日と目標を達成しているところである。 事件の迅速な処理が進むことは、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。
(2) 国際労働関係事業 (平成14年度)	447百万円 (384百万 円)	436百万円	419百万円	1,5	国際労働関係事業は発展途上国を中心とする各国の労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるもの。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、講義やディスカッション、団体交渉や労使協議のロールプレイング等を通じて我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせるもの。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。 本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。	本事業による研修を受講した研修生の人数の割合(実績/計画):80%  (本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合:90%)	国際労働関係事業の実施により、日本の労働法制及び労使慣行等について理解を深めた発展途上国等からの研修生が、所属する母国の労働組合及び企業において、本事業で学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定策を活用する割合が、平成20年度では85%であったところ、平成22年度(最新値)では90%に上昇してきているところである。 本事業の継続的な実施により、発展途上国において日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定策を普及することは、同国に進出する我が国事業者の現地組織における労使関係を安定的にし、また、現地企業の労使紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用の安定への悪影響を回避する効果があると考えられることから、日本国内の労使関係の安定にも寄与するものとする。

(厚生労働省24(Ⅲ-7-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲ-7-1)				<b>担当部局名</b>	大臣官房地方課労働紛争処理業務室		<b>作成責任者名</b>	労働紛争処理業務室長 山本博之														
<b>施策の概要</b>	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-7 個別労働紛争の解決の促進を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(項)個別労働紛争対策費 [平成24年度予算額:84,338千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)個別労働紛争対策費 [平成24年度予算額:715,490千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)個別労働紛争対策費 [平成24年度予算額:715,482千円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。 都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																
-	-	-	23年度	24年度	-	-	-																
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	90%		平成24年度		平成13年10月の制度施行以来、景気回復期・悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである(P平成23年度実績=総合労働相談件数約(P)万件(前年比(P)%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)%増)、助言・指導申出受付件数約(P)件(同(P)%増))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。 また、単年度で助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 ※ 集計中のため(P)表示。 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>																		
2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	90%		平成24年度		平成13年10月の制度施行以来、景気回復期・悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである(P平成23年度実績=総合労働相談件数約(P)万件(前年比(P)%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)%増)、あっせん申請受理件数約(P)件(同(P)%増))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんの特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。 また、単年度であっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 ※ 集計中のため(P)表示。 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
3 総合労働相談件数 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	集計中																		
4 民事上の個別労働紛争相談件数 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>	197,904	236,993	247,302	246,907	集計中																		
5 助言・指導申出受付件数 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>	6,652	7,592	7,778	7,692	集計中																		
6 あっせん申請受理件数 (P)平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html</a>	7,146	8,457	7,821	6,390	集計中																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	1,562 (1,473)	1,642	1,515	—	全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国383箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行っている。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。	・助言・指導手続終了 件数に占める処理期 間1ヶ月以内のもの の割合 90%以上 ・あっせん手続終了件 数に占める処理期間 2ヶ月以内のもの の割合 90%以上	総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進を図ることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して快適に働くことができる環境整備の確立への効果が期待できる。

(厚生労働省24(Ⅲ-8-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労災補償部労働保険徴収課		<b>作成責任者名</b>	労働保険徴収課長 美濃 芳郎														
<b>施策の概要</b>	本施策は、労働保険料の収納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ デーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:1,517,160千円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図ります。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																			
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
1 労働保険料収納率	-	-	前年度以上	平成24年度	前年度以上	前年度以上	97.5%	平成22年度	・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。														
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	-	-	前年度以上	平成24年度	前年度以上	前年度以上	39,328件	平成22年度	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組み等を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
-	-			-	-																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
-	-	-	-	-	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 滞納整理費 (昭和47年)	97582 (61,097)	105,804	143,494	-	滞納事業場に対する納入督促及び滞納処分等の実施。	労働保険料収納率 97.5%	滞納事業場に対する納入督促及び滞納処分を行うことにより、労働保険料収納率を上げることができると見込んでいる。
(2) 未加入事業場適用促進費 (昭和47年)	404520 (227,638)	694,399	717,096	-	労働保険の適用事業でありながら未加入となっている事業場に対する加入 勧奨、職権成立等の実施。	未手続事業一掃対策 により労働保険に加入した事業場数 39,328事業場	①関係行政機関や関係団体等との連携による未手続事業の把握 ②業種別団体等と連携した周知啓発、加入勧奨方策の検討 ③未手続事業主への加入勧奨、指導の実施 以上により、未加入事業場の労働保険加入を促進することができると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅳ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること(施策目標Ⅳ-1-1)	<b>担当部局名</b>	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課	<b>作成責任者名</b>	首席職業指導官 北條 憲一 需給調整課長 田畑 一雄										
<b>施策の概要</b>	本施策は、以下3点のことを推進するために実施しています。 ①公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること ②労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること ③官民の連携により労働力需給機能を強化すること	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること												
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:80,980千円]  労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:67,668,367千円]	<b>関連施策</b>	-												
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。</p> <p>・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号))</p> <p>・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。</p>			<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28											
モ二	モ二	実績	モ二	モ二											

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度					
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	-	-	28%以上	平成24年度	27%以上	28%以上	25.6%	平成22年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。
2 雇用保険受給者の早期再就職割合	-	-	26.5%以上	平成24年度	24%以上	26.5%以上	24.9%	平成22年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	-	-	26%以上	平成24年度	27%以上	26%以上	30.0%	平成22年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。
しごと情報ネットの利用者がこれを 4 通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	-	-	35%以上	平成24年度	35%以上	35%以上	29.3%	平成22年度	早期の再就職等労働力需給のミスマッチ解消を図るため、求人者が求める仕事探し、就職するための手段となることを目的として「しごと情報ネット」を運営していることから、しごと情報ネットを利用した者が実際に行動を起こす割合を測定指標とし、その割合が35%以上であることを毎年度の目標値として設定。
5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	-	-	20,000所以上	平成24年度	20,000所以上	20,000所以上	19,738所	平成23年度	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の就業確保の環境を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数が一定以上数となることを目的とする。
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
-	-		-		-				
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
-	-	-	-	-	-				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 人材銀行運営費 (昭和42年度)	5.8億円 (5.4億円)	5.8億円	1.9億円	1.3	人材銀行において、管理職・専門・技術職に特化して職業相談・職業紹介等を行い、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界の要求する経営管理者、技術者等の充足を図る。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(2) ハローワークプラザ運営費 (平成11年度)	16億円 (14億円)	20億円	22億円	1.3	ハローワークプラザを設置し、求職者が求人情報等を簡易かつ効率的に閲覧することが出来る求人検索機を設置するとともに、職業相談、職業紹介等を実施する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(3) マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)	21億円 (18億円)	22億円	23億円	1.3	子供連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供など、子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施している。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(4) キャリア交流事業費 (平成15年度)	7億円 (4億円)	2億円	1.2億円	1.3	キャリア交流プラザを設置し、中高年ホワイトカラー求職者等を対象に、集中的に(支援期間4か月)セミナー・ガイダンス、経験交流、キャリア・コンサルティング等を実施し、再就職の促進を図る。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(5) 福祉人材確保重点プロジェクト推進費 (平成21年度)	14億円 (11億円)	15億円	16億円	1.3	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、非正規労働者総合支援センター等において、他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者を中心に、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(6) 非正規労働者総合支援事業推進費 (平成20年度)	33億円 (24億円)	31億円	30億円	1.3	非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、非正規労働者の多い地域に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援「正規就労支援プログラム」と、専門家による心理相談・生活支援制度に係る相談及び地方自治体とも連携した生活・住宅相談等を一体的に実施する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(7) 訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費 (平成21年度)	65億円 (57億円)	111億円	106億円	1.3	ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、1. 職業訓練関連情報の収集・提供、2. 就職支援施策の収集・提供、3. キャリア・コンサルティングの実施、4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受付、確認等を実施する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(8) 長期失業者等総合支援事業費 (平成23年度)	—	0.8億円	5.8億円	1.3	離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、ハローワークが実施する職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(9) 震災被災者就職支援対策費 (平成23年度)	—	18億円	11億円	1.3	被災地域のハローワークを中心に、出張職業相談を実施するとともに、ハローワークにおいて担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施する。また、求人開拓推進員を配置し、特別求人開拓として、積極的に求人確保するとともに、開拓した求人等を対象に合同就職面接会を開催する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、被災地を中心により一層の就職の促進が図られるため、施策目標の達成の一助となる。
(10) 失業給付受給者等就職援助対策費 (—)	14億円 (12億円)	8億円	6.9億円	1.2,3	失業等給付受給者は長年雇用され、求職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者へ委託して、求職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。また、高ストレス状態にある者については、鬱病となる危険が高いことから、求職者の健康状態等の確認、メールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施する。ハローワークにおいては、求人開拓推進員による失業等給付受給者のニーズを踏まえた求人開拓を実施するなど、長期失業に陥ることがないよう再就職支援を行う。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(11) 再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	37億円 (34億円)	40億円	38億円	1.2,3	主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、早期再就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。

(12) 求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	—	48億円	47億円	1.3	ハローワーク等に求人開拓推進員を配置し、事業所を訪問すること等による求人の開拓を行い、増加する求職者数に対応した求人の量的確保や個々の求職者のニーズにあった個別の求人確保を図る。また、求人充足を図るための相談・助言を通じて、求人・求職のマッチングを推進する。	決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職促進が図られ、施策目標の達成に直結する。
(13) 求人情報等提供機能強化推進費 (昭和62年度)	1.24億円 (1.08億円)	0.68億円	0.62億円	4	1. 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を実施 2. 求人情報誌、インターネットサイト等で求人情報を提供する民間求人情報提供事業者に対し、求人情報の適正化のための指導・援助を実施 3. 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」の運営を実施	決定次第記載予定	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を通じ、労働市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供し、もって、早期の再就職等労働者の雇用の安定及び需給調整機能の強化に資する。
(14) 労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費 (平成23年度)	—	8.12億円	7.85億円	5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先、請負事業主及び発注者等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ・派遣労働者への説明会及び相談会の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化 ③ 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用	決定次第記載予定	派遣元・先や派遣労働者を集めた説明会や相談会の開催を通じ、改正法を円滑に施行することで、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の雇用の安定を図るという目的を達成する。
(15) 職業紹介事業指導援助費 (昭和62年度)	0.76億円 (0.46億円)	0.67億円	0.65億円	—	職業紹介事業における制度の周知及び法令遵守を徹底するため以下の事業を実施。 ・都道府県労働局職員に対する現状における問題点の認識、課題の共有等を図るため全国担当者会議を開催。 ・就職困難者を対象とした無料職業紹介事業を行う事業者等の職業紹介従事者に対する職業紹介技法や労働関係法令等に関する研修会の実施。 ・職業紹介事業者に対する個別指導援助業務の実施及び新規許可事業者を対象に事業の適正運営等を徹底させるためのセミナーを実施。 ・職業紹介事業許可マニュアルの作成	決定次第記載予定	今般の雇用失業情勢を踏まえ、国内労働市場における需給調整機能を更に向上させるためには、官民相まった適切な労働力需給調整機能の強化が図られるような環境の整備が重要であり、民間の職業紹介事業者に対し、全国斉一的な指導監督を行うとともに、トラブル防止や苦情への対処等に係る事業主自らの積極的な取組を援助し、民間の労働力需給調整機能を適正かつ円滑に運営させることにより、求職者の雇用機会の確保、雇用の安定を実現する。
(16) 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費 (平成19年度)	0.29億円 (0.21億円)	0.27億円	0.24億円	—	請負事業適正化・雇用管理改善推進事業 ・ガイドライン等を活用した請負事業主及び発注元事業主に対する適正化・雇用管理改善に関する相談支援 ・請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の実施 ・製造請負事業改善推進協議会の開催	決定次第記載予定	全国規模の団体で構成する製造請負事業改善推進協議会等を通じて、ガイドライン及びチェックシートの情報提供を行うとともに、請負事業主及び発注者による請負事業の適性化及び雇用管理の改善の取組みを支援する。
(17) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 (平成20年度)	103.93億円 (78.26億円)	106.25億円	97.58億円	—	派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額)することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。	決定次第記載予定	派遣切りによって、派遣期間の終了等を契機に、派遣労働者の解雇・雇い止めが多発していることに鑑み、派遣労働者の雇用の安定という観点から、派遣期間終了後、派遣労働者が派遣先に直接雇用されるようにする。
(18) 労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費 (平成23年度)	—	0.53億円	0.79億円	—	○労働者派遣事業の実態調査 改正労働者派遣法の付帯決議で指摘されている登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方についての検討やいわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度についての見直しに資するため、労働者派遣を行っている企業等に対してアンケート調査等を実施する。	決定次第記載予定	労働者派遣の実態を適切に把握し、派遣労働者の保護と雇用の安定等を図るための適切な支援策・対応策等につなげる。

(厚生労働省24(Ⅳ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標Ⅳ-2-1)</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>職業安定局雇用開発課 職業安定局地域雇用対策室 職業安定局建設・港湾対策室</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>雇用開発課長 水野 知親 地域雇用対策室長 宮本 悦子 建設・港湾対策室長 福士 亘</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、以下4点のことを推進するために実施しています。 ①雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること ②中小企業等の雇用管理の改善を支援すること ③事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること ④離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p>	<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p>		
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)高齢者等雇用安定・促進費(一部)[平成24年度予算額:10,072千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)地域雇用機会創出等対策費:地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:264,706,671千円]</p>	<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>		

<p><b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要があります。 このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。  【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金・・・雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金・・・雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)・・・旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 建設雇用改善助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条</p>	<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28													
モニ	実績	モニ	モニ	モニ													

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度				23年度	24年度			
<p>受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立 1 から1年経過後に ①雇用している労働者 ②事業継続割合</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>①2人以上 ②95%以上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>①2人以上 ②95%以上</p>	<p>①2人以上 ②95%以上</p>	<p>①2.16 ②97.8%</p>	<p>平成23年度</p>	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である受給資格者創業支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金によって支援された失業者の自立が、その場限りのものとなっていないか、雇用機会が創出されているのかを評価するために設定したものの。 ①雇用している労働者数の平均は、直近の平成23年度調査時では2.16人であり、本年度も同水準を維持するため、2人以上を目標とする。 ②事業を継続している割合は、直近の平成23年度調査時では97.81%であった。95%以上の事業所が事業を継続していれば、本助成金により大部分の事業所が事業を継続できたと判断できることから、95%以上を目標とする。</p>
<p>中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けた事業所と支給を受けていない事業所における平均雇用増加数の差</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>2.4人以上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>2.3人以上</p>	<p>2.4人以上</p>	<p>—</p>	<p>平成23年度</p>	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である中小企業基盤人材確保助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金を活用して基盤人材を雇い入れることにより、経営基盤が強化され、その波及的効果として雇用が増加していることを確認するため、基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差を目標とする。</p>
<p>中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>35%以上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>35%以上</p>	<p>35%以上</p>	<p>54%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である中小企業人材確保推進事業助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金の活用により、構成中小企業者の雇用管理の改善が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率(ハローワークにおける求人充足率の23年度上半期実績は29.1%)を一定程度上回ることを目標とする。</p>

4	平成24年度の4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率	—	—	90%	平成24年度	85%	90%	94%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策指標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策指標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を目標に設定した。 この目標数値については、過去のサンプル調査の結果、助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合（雇用維持率）が88.5%だったことを踏まえ設定したところであるが、当該サンプル調査の対象が409人と非常に少なく、そのまま目標値とするには信頼性に欠けるため危険率も含めて設定した。 なお、平成24年度については、これまでの実績を踏まえ、目標値の引き上げを行った。
5	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合	—	—	40%以上	平成24年度	40%以上	40%以上	26%	平成22年度	【施策指標の選定理由】 施策指標の達成手段である労働移動支援助成金（再就職支援給付金）の目標が達成されているかを測定することが、施策指標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成22年度雇用動向調査によると調査対象の約4割が1か月以内に再就職をしていることから、本助成金の目標を4割以上として設定する。
6	（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率	—	—	49%以上	平成24年度	45%以上	49%以上	60.6%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策指標の達成手段である産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策指標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成23年度の成立率は60.6%と高い実績になったが、これは東日本大震災やタイ洪水等による影響から復旧に係る生産体制を整えるため、自動車関連の出向受入成立が増加したことによるもので、平成24年度においては、当該自動車関連の受入が一巡し、生産体制は平準化することが想定される。 また、平成23年11月以降は円高の影響や家電業界の事業再編等による送付件数の増加の懸念がある。 このような状況の中、平成24年度は成立件数が減少し送付情報が増加することが想定されることから、過去5年間の実績を平均として算出した上で「出向・移籍の成立率49%以上」とした。
7	実践型地域雇用創造事業の利用求職者の就職件数	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	平成24年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／26年度	平成26年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	—	—	本事業は、事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数を上回ることを目標とする。なお、本事業は平成24年度からの事業となっており、現時点で目標を数値で表すことは困難。
8	建設雇用改善助成金があったことにより教育訓練又は雇用管理改善の取組を実施することができた事業主等の割合	—	—	80%	平成24年度	80%	80%	98%	平成22年度	建設雇用改善助成金の支援措置により、中小建設事業主等が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組の推進を図るため、当該助成金を活用した事業主等に対するアンケート調査により当該数値を測定し、目標を80%とした
9	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	—	—	80%	平成24年度	80%	80%	85%	平成22年度	港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、当該事業の効率的な活用を行うことで、港湾労働者の雇用の安定を図るため当該数値を測定し、目標を80%とした。
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
—		—			—	—				
（参考）測定指標		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
—		—	—	—	—	—				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 受給資格者創業支援助成金 (平成13年度)	14億円 (23億円)	24億円	27億円	1	雇用保険の受給資格者(被保険者期間が5年以上であるものに限る。)自らが事業を開始、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を1名以上雇用した場合、創業にかかる費用の1/3(150万円を限度とする。)を助成する。また、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇用した場合は、創業に係る費用に50万円を上乗せする。	決定次第記載予定	受給資格者創業支援助成金により失業者の自立が支援され、また当該創業事業所に労働者が雇用されることで雇用が創出され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(2) 中小企業基盤人材確保助成金 (平成15年度)	34億円 (38億円)	29億円	13億円	2	中小企業の事業主が、健康・環境分野および関連するものづくり分野への新分野進出等(創業や異業種進出)に伴い、経営基盤を強化するための人材(基盤人材)を、新分野進出等に係る業務に就くために雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた場合、基盤人材の賃金相当額の一部に相当する額として一定額を助成する。	決定次第記載予定	中小企業基盤人材確保助成金により成長分野等に進出する中小企業において基盤人材の雇用が促進され、雇用が増加し、雇用創出や雇用管理改善が図られるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(3) 中小企業人材確保推進事業助成金 (平成3年度)	8億円 (6億円)	4億円	4億円	3	健康・環境分野および関連するものづくり分野の事業を営む中小企業を構成する事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成する。	決定次第記載予定	中小企業人材確保推進事業助成金により成長分野の事業を営む中小企業において雇用管理改善が促進されるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(4) 雇用調整助成金 (昭和56年度)	1,346億円 (329億円)	976億円	252億円	4	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	決定次第記載予定	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(5) 中小企業緊急雇用安定助成金 (平成20年度)	5,912億円 (2,921億円)	1,016億円	1,781億円	4	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	決定次第記載予定	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(6) 労働移動支援助成金(再就職支援 給付金) (平成13年)	7億円 (8億円)	4億円	3億円	5	再就職援助計画の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介会社に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に、当該委託に要する費用の1/2(対象労働者が55歳以上の場合は2/3)(1人あたり40万円を限度)の額を支給する。	決定次第記載予定	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)により事業活動の縮小した事業所において離職を余儀なくされる労働者の再就職が支援され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(7) 産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	24億円 (22億円)	20億円	20億円	6	出向等による円滑な労働移動を促進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能な状況等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供	決定次第記載予定	産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(8) 重点分野雇用創造事業費 (平成21年度)	2,000億円	4,010億円	0	—	成長分野として期待される、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究に分野(重点分野)において、次の雇用までの雇用機会を創出するとともに地域ニーズに応じた人材育成を行う。 また、震災等の影響による失業者等の、当面の雇用・就業機会を創出すること及び被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢に関わりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先進的な雇用復興を支援する。	本事業は、平成27年度末までの事業であり、単年度で成果を求めものではない。	重点分野雇用創造事業を実施することにより、震災等の影響による失業者等の雇用機会が創出されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(9) 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	11百万円 (8.7百万円)	10.1百万円	10.1百万円	—	公共職業安定所に職業相談員を配置し、県外への就職希望者に対し、情報提供、指導・相談などを行い、県外への就職を促進するための取り組み、若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。	決定次第記載予定	沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職が促進されるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。

(10) 地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金) (平成13年度)	37億円 (44.7億円)	50.4億円	64.2億円	—	雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して施設等の設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成する。	決定次第記載予定	地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)により、雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(11) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金) (平成17年度)	1.8億円 (1.2億円)	3.0億円	2.8億円	—	沖縄県内に事業所を設置又は整備し、当該事業所において沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3名以上、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給	決定次第記載予定	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(12) 地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金) (平成20年度)	7.9億円 (86.1億円)	16.7億円	65億円	—	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて支援を行う。	決定次第記載予定	地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)により、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において創業する事業主に対し支援を行うことで当該事業所への雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(13) 通年雇用奨励金 (昭和43年度)	67.1億円 (48.6億円)	54.6億円	52.1億円	—	積雪寒冷地において季節的業務に就く者(季節労働者)を通年雇用した事業主に対して、当該労働者に支払った賃金等について助成。	決定次第記載予定	通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(14) 試行雇用奨励金(季節労働者) (平成19年度)	0.12億円 (0.6百万円)	0.06億円	0.02億円	—	季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進。	決定次第記載予定	試行雇用奨励金(季節労働者)により、季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れる事業主による当該労働者の雇用確保が推進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(15) 沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	0.29億円 (0.23億円)	0.18億円	0.18億円	—	沖縄県内の若年者の職場定着を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター(新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者)制度導入のための実践的な講習等を実施する。	決定次第記載予定	沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(16) 季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	11.7億円 (6.0億円)	11.3億円	11.3億円	—	国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取り組みを支援するものであり、通年雇用化を図る事業(通年雇用促進支援事業)に係る計画を策定した市町村等からなる協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定所に専門の相談員を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓等を行う等きめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して行う。	決定次第記載予定	季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(17) 地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	1.9億円 (1.3億円)	1.2億円	1.0億円	—	送出地の地方就職支援コーナーを拠点とする広域職業紹介機能と受入地におけるU・Iターンに係る情報発信機能の有機的な連携を図り、送出地と受入地が一体的にU・Iターンへの支援をすることにより、首都圏等から地方圏への人材の労働移動を促進し、当該地域の雇用の活性化を図る。	決定次第記載予定	地方就職希望者活性化事業を実施することにより、U・Iターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(18) 実践型地域雇用創造事業 (平成19年度)	55億円 (39億円)	51億円	62億円	7	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。(平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」として実施)	決定次第記載予定	実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(19) 建設雇用改善助成金 (昭和51年)	35.1億円 (39.8億円)	43.8億円	47.5億円	8	建設事業主等が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善のための事業を行う場合に当該事業に要した経費等に対して助成を行う	決定次第記載予定	建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金を支給し、建設事業主による雇用改善等の取組を進めることで、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。
(20) 港湾労働者就労確保支援事業 (平成11年)	0.9億円 (0.8億円)	0.8億円	0.8億円	9	①港湾労働者に対する技能訓練 ②港湾運送事業主に対する相談援助	決定次第記載予定	我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理改善が急務となっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。

(厚生労働省24(IV-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標IV-3-1)</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>職業安定局高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 職業安定局派遣・有期労働対策部 若年者雇用対策室 就労支援室 外国人雇用対策課 職業安定局雇用開発課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>高齢者雇用対策課長 辻田 博 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 若年者雇用対策室長 久知良 俊二 就労支援室長 伊藤 正史 外国人雇用対策課長 山本 麻里 雇用開発課長 水野 知親</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、以下の4点を推進するために実施しています。 ①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること ②障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること ③若年者の雇用の安定・促進を図ること ④就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p>	<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>		
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項) 高齢者等雇用安定・促進費 : 高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要経費(全部) [平成24年度予算額: 12,001,982千円] : 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) [平成24年度予算額: 10,320,013千円]  労働保険特別会計雇用勘定 (項) 高齢者等雇用安定・促進費: 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) [平成24年度予算額: 169,573,263千円]</p>	<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>		

<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。 また、公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、65歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、制度的な対応を検討するとともに、企業の取組に対して必要な支援等を行っていきます。 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の運用 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化等を実施しています。 また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。</p>	<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td></td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績(WG)		モ二	モ二	モ二	モ二
	24	25	26	27	28														
実績(WG)		モ二	モ二	モ二	モ二														

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			23年度	24年度	年度	年度	
1 労働力調査における60～64歳の就業率	-	-	57%以上	平成24年度	-	57%	57%	平成22年度	高齢者等職業安定対策基本方針(平成21年4月1日、厚生労働省告示第252号)に基づき目標値を設定している。
2 訪問個別指導(シルバー人材センター連合本部)	16件以上	平成23年度	16件以上	平成24年度	16件以上	16件以上	100%	平成23年度	指導件数については、「高齢者雇用安定法第46条の規定による厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託すること等により、シルバー人材センター事業の円滑かつ適正な実施を確保するため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導等を行うこと。」としており、現在指定されている法人「(社)全国シルバー人材センター事業協会」により、47都道府県に一つずつある運合に対し、3年間で1巡するよう目標とした。
3 公共職業安定所における就職件数(障害者)	52,931件以上	平成22年度	-	-	前年度実績(52,931件)以上	前年度実績以上	52,931件	平成22年度	障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日:障害者施策推進本部決定)にて、平成20年度から平成24年度の目標として、「ハローワークを通じた障害者の就職件数:24万件」を掲げていることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。また、平成23年度の具体的な目標値については、過去最高であった平成22年度の件数を少なくとも超えることを目標とした。
4 障害者の雇用率達成企業割合	47%	平成22年度	-	-	47%以上(平成24年6月1日現在)	48%以上(平成25年6月1日現在)	45.3%	平成23年6月1日現在	障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日:障害者施策推進本部決定)にて、「障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の推進」を掲げていることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。また、平成23年度の具体的な目標値については、前年度の数値を踏まえ、それを上回る数値とした。
5 障害者トライアル雇用事業の開始者数	-	-	-	-	9,000人以上	-	10,650人	平成22年度	障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日:障害者施策推進本部決定)にて、「トライアル雇用の推進」が掲げられていることから、トライアル雇用を測定指標として設定した。また、平成23年度の具体的な目標値としては、開始者数では予算に基づく数値とするともに、常用雇用移行率では前年度実績を踏まえた数値とした。
6 障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率	86.4%	平成22年度	-	-	86%以上	-	86.4%	平成22年度	

7	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	-	-	-	-	60%以上	60%以上	-	-	障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日:障害者施策推進本部決定)にて、「精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る」と掲げていることから、精神障害者への就労支援の測定指標を設定した。また、平成23年度の具体的な数字については、新規の施策であるため、ひとまず60%とした。
8	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	24万人以上	23年度(達成見込み)	24万人以上	24年度	24万人以上	24万人以上	244,316人	22年度	フリーター数は増加傾向にあり、いったんフリーターとなってしまうと、正規雇用での就職が困難となり、フリーターから離脱できない者も依然として多数存在する。このため、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、フリーター等の正規雇用を進める必要がある。24年度の目標設定については、23年度達成見込み数及び24年度の事業内容(廃止事業・拡充事業)等を勘案し、算出した。
9	学卒ジョブサポーターの支援による ①正社員就職者数 ②開拓求人数	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	23年度(達成見込み)	①11万9千人以上 ②12万9千人以上	24年度	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	①11万9千人以上 ②12万9千人以上	59,903人	22年度(9~3月)	新卒者の就職環境は非常に厳しく、ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援・求人開拓により、一人でも多くの新卒者が週就職出来るよう取組を促進する必要がある。24年度の目標設定については、23年度達成見込み数及び24年度の事業拡充等を勘案し、算出した。
10	特定就職困難者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	平成24年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	3.0% (5.0%) (上段は助成金対象者の、下段は雇用保険被保険者の事業主都合割合)	平成22年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である特定就職困難者雇用開発助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
-		-			-	-				
(参考)測定指標		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
-		-	-	-	-	-				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 高齢者雇用指導推進経費 (平成24年度)	—	—	9億円	1	高齢者雇用状況報告の集計・分析、高齢者雇用確保措置の導入等に関する指導・助言等のための経費。	決定次第記載予定	65歳までの高齢者雇用確保措置の導入を進めることにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。
(2) 希望者全員65歳雇用確保達成事業 (平成24年度)	—	—	8.2億円	1	希望者全員が65歳まで働ける制度の普及・促進を積極的に図るため、事業主団体に委託し、傘下の企業等を対象に集団的な指導・助言を行う。	決定次第記載予定	希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を進めることにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。
(3) 中高年齢者トライアル雇用奨励金 (平成15年度)	3.2億円 (4.5億円)	5.2億円	5.3億円	—	トライアル雇用によって常用就職が期待される者として公共職業安定所長が指名した45歳以上の求職者を公共職業安定所の紹介により、常用雇用への移行を前提として試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用者1人当たり1月4万円を支給する(支給期間は3か月を限度)。	決定次第記載予定	そのままでは直接の常用雇用が難しいケースについて、トライアル雇用を実施することにより、企業と常用就職を希望する中高年齢者相互の理解を深め、常用雇用の機会拡大を図ることができることから、中高年齢者の安定した雇用の確保に寄与する。
(4) 定年引上げ等奨励金 (平成19年度)	55.4億円 (37.1億円)	119億円	116.4億円	1	65歳以上の定年企業等及び「70歳まで働ける企業」の取組を行った事業主に対して助成金を支給する。	決定次第記載予定	65歳以上の定年企業等及び「70歳まで働ける企業」の普及等により、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。
(5) 高齢者就業機会確保等事業 (昭和55年度)	115億円 (114.4億円)	91.9億円	92億円	2	定年退職後等において臨時・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対し、地域社会の日常生活に密着した仕事を把握・提供し、高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出・地域社会の活性化を図る	—	シルバー人材センター連合等の運営及び指導・援助を行う経費であり、定量的な活動指標を設定することが困難である。
(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年)	—	—	—	—	職業リハビリテーション、障害者雇用率制度等により、障害者の雇用確保を図る。	—	身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図る。
(7) 障害者試用雇用奨励金 (平成11年度)	9.9億円 (10.0億円)	8.6億円	8.8億円	5及び6	実際の職場に障害者を短期の試用雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用に対する理解を積極的に促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極めることにより、一般雇用への移行を促進する。試用雇用は3か月間とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。ハローワークの紹介により、試用雇用を実施する事業主に対しては、奨励金(1人当たり月4万円)を支給する。	決定次第記載予定	障害者雇用のきっかけづくりを目的とした短期の試用雇用を実施し、一般雇用の移行を促進することで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(8) 精神障害者等ステップアップ奨励金 (平成20年度)	2.1億円 (0.59億円)	2億円	1.2億円	7	精神障害者及び発達障害者は就業が可能であっても、直ちには一般被保険者の適用となる20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害等の特性を理解する必要があることから、精神障害者等の障害特性に応じた支援策として、1週間の就業時間20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指す。奨励金は短時間就業を実施している期間中、対象障害者1人当たり月2万5千円を支給する。	決定次第記載予定	短期間の障害者の試用雇用を通じ、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試用雇用終了後に常用雇用への移行を見込むことで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(9) 働く障害者からのメッセージ発信事業 (平成20年度)	0.3億円 (0.1億円)	0.3億円	0.2億円	—	障害者本人及び家族等を対象とした講習会や職業的自立に向けた講習会、経験交流会の開催、メッセージ集の作成・配布、ピアカウンセラーによる相談等を行うことにより、障害者又はその家族、支援関係者の「働く」ことへの理解を深め、障害者の職業的自立を促進する。	決定次第記載予定	働く障害者を支援する支援するネットワークを構築、強化するとともに、障害者が働くことへの関係者等の意識を改革し、障害者の職業的自立を促進することで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(10) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 (平成21年度)	0.04億円	0.04億円	0.1億円	—	労使、障害者関係団体等の有識者からなる研究会において、労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方等について検討を行う。	—	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るために、障害者雇用促進法制においてどのような措置を講ずべきかについて、考え方の整理を行う。
(11) 医療機関等との連携による精神障害者等の就労支援の実施 (平成19年度)	0.4億円 (0.06億円)	0.4億円	0.4億円	7	医療機関等を利用している精神障害者及び発達障害者で、就職意欲は高いものの、就職活動に向けた準備が整っていない者の就職活動に伴う緊張や不安が大きいために現実に就職に結び付くことが困難な者を対象に、ハローワークの職員が医療機関等を訪問して、就職活動に関する知識や方法についてガイダンスを行う。	決定次第記載予定	ハローワークの職員が医療機関等に訪問し、就職活動の知識や方法についてガイダンスを実施し、精神障害者等の就職活動に向けた準備を整える等により、障害者の雇用の促進等を図っている。
(12) 障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金 (平成20年度)	7億円 (2.4億円)	2.5億円	2.5億円	—	ハローワークの紹介により、初めて対象障害者を雇用した事業主に対して、奨励金(100万円)を支給する。	決定次第記載予定	障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害又は精神障害者を雇用した場合に奨励金を支給することで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(13) 特例子会社等設立促進助成金 (平成20年度)	8.3億円 (4.7億円)	6.1億円	9.3億円	—	対象障害者を10人以上雇用する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成を行う。	決定次第記載予定	比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のため、障害者を新たに雇用する事業主に対して助成金を支給し、安定的な障害者雇用を保障するとともに、地域における障害者雇用の拡大を図ることで、障害者の雇用の促進等を図っている。

(14) 発達障害者雇用開発助成金 (平成21年度)	1.6億円 (0.09億円)	0.6億円	0.6億円	-	発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成(大企業の場合50万円(短時間労働者は30万円)、中小企業の場合135万円(短時間労働者の場合90万円))を行う。	決定次第記載予定	発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成を行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することで障害者の雇用の促進等を図っている。
(15) 難治性疾患患者雇用開発助成金 (平成21年度)	1.3億円 (0.5億円)	1.5億円	1.5億円	-	難治性疾患患者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成(大企業の場合50万円(短時間労働者は30万円)、中小企業の場合135万円(短時間労働者の場合90万円))を行う。	決定次第記載予定	難治性疾患患者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成を行い、難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(16) 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 (平成14年度)	37億円 (33億円)	43億円	43.5億円	-	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	決定次第記載予定	就業やそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行うことで、障害者の雇用の促進等を図っている。
(17) 障害者雇用促進関係経費 (平成19年度)	6.5億円 (5.2億円)	7.1億円	6.9億円	-	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、ハローワークの障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の一層の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労支援アドバイザーによる助言を実施。	決定次第記載予定	障害者雇用率制度の厳格な運用、及び障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することにより、障害者の就職促進を図る。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の一層の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける。さらに、障害者を積極的に多数雇用している企業、障害者雇用促進に著しく貢献した団体又は個人及び職業更正について成果の著しい障害者に対し厚生労働大臣表彰を行い、その努力を讃えるとともに、障害者の職業的自立の喚起と、障害者の雇用に関する国民の理解を一層深める。これらにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図る。
(18) 障害者等の職業相談経費 (平成18年度)	24.2億円 (21.6億円)	28.8億円	29.1億円	3及び7	ハローワークにおいて、障害者の就職促進、職場定着を図るために、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行うとともに、精神障害者に対するカウンセリング機能の充実・強化のため、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者トータルサポーターとして配置を行う。	決定次第記載予定	障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施及び精神障害者の求職者に対して専門的なカウンセリング等の実施により、障害者の雇用の促進を図る。
(19) 障害者雇用状況等の調査 (平成52年度)	0.5億円 (0.2億円)	0.6億円	0.6億円	-	障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。	-	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。
(20) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (平成18年度(一部19年度))	2.5億円 (2.0億円)	3億円	3.1億円	-	○若年コミュニケーション能力要支援プログラム(平成19年度から実施) 発達障害者等コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者に対してついで、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、専門的な相談・支援を実施する。 ○発達障害者就労支援者育成事業(平成18年度から実施) 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う。	決定次第記載予定	ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、支援機関や事業主等への啓発周知事業を実施することで、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。
(21) 精神障害者雇用安定奨励金 (平成22年度)	1.8億円 (0.003億円)	3.2億円	1億円	-	精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに行った企業に対し助成。 ○精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合 雇用1人当たり年180万円を上限、委嘱1人当たり1回1万円 ○社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合 履修に要した費用の2/3(上限50万円) ○社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させた場合 講習に要した費用の1/2(1回5万円を上限、年5回を上限) ○在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合 配置した在職精神障害者1人当たり25万円	決定次第記載予定	精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対して奨励金を支給することで、精神障害者の雇用促進及び職場定着を図る。
(22) 障害者雇用促進のための意識改革形成促進事業 (平成22年度)	0.09億円 (0.08億円)	0.09億円	0.09億円	-	事業主を対象として、障害者雇用についての専門相談窓口を設置し、経営の専門家が障害者雇用に関する理解の促進、経営的管理の側面からの障害者雇用の配置や生産性の向上方法等、特例子会社の設立や障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える障害者雇用に関する種々の相談を受け付け、優良雇用事例を踏まえた助言等を行うことにより事業主の障害者雇用の理解を深める。	決定次第記載予定	障害者の雇用促進を図るためには、普段から社会(企業、養護学校、障害者福祉施設、保護者、障害者本人、一般国民等)に対して普及啓発をしていくことが必要であり、国が行う企業等への指導だけでなく民間団体等による普及啓発とを併せて効果的に行い、障害者雇用についての理解を求めいくことで、障害者の雇用の促進等を図っている。

(23) 重度障害者等多数雇用施設設置 等助成金 (平成23年度)	-	6億円	4億円	-	次のいずれの要件も満たすとともに、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対して、障害者のため施設・設備等の設置・整備に要する費用について助成する。①事業所における重度障害者(重度以外の身体障害者を除く。以下同じ)を新規に10人以上雇入れ、かつ、その数と継続して雇用している重度障害者との合計数が15人以上であること。②事業所の全労働者に占める重度障害者の割合が20%以上であること。	決定次第記載予定	比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のため、新たに障害者を雇用する事業所を設立した事業主に対して助成金を支給し、安定的な障害者雇用を保障するとともに、地域における障害者雇用の拡大することで、障害者の雇用の促進を図っている。
(24) 職場支援従事者配置助成金 (平成23年度)	-	2.4億円	5.4億円	-	重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、助成を行う。支給額は、1か月につき職場支援従事者1人当たり3人を上限とする対象労働者の数に、大企業の場合3万円(短時間労働者は1.5万円)、中小企業の場合4万円(短時間労働者の場合2万円)を乗じた額を支給する。	決定次第記載予定	重度知的障害者又は精神障害者を新たに雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に助成を行い、これらの者の雇用を促進するとともに職場定着を図ることがで、障害者の雇用の促進を図っている。
(25) 精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及 (平成23年度)	-	0.07億円	0.04億円	-	平成21年度及び平成22年度に実施した企業における精神障害者の雇用・定着のノウハウを構築する精神障害者雇用促進モデル事業の事例集を作成するとともに、6ブロックにおいて当該モデル事業の企業担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。	決定次第記載予定	事業主等を対象にしたセミナーの開催などを通じ、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの理解を深め、普及させることで、精神障害者の雇用促進を図る。
(26) フリーター等正規雇用化支援事業 (平成24年度からは「フリーター等支援事業」) (平成17年度)	12億円 (11億円)	17億円	20億円	8	不安定な就労を繰り返す概ね40歳未満のフリーター等に対して、ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者性により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。 ※平成24年度から対象者を40代前半まで拡充して実施予定。	決定次第記載予定	ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者性により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施することにより ○ハローワークの職業紹介により正規雇用化に結びついたフリーター等の数 24万人以上という施策目標達成に寄与する。
(27) 新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	78億円 (59億円)	127億円	112億円	9	学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活に着いての講習、新卒者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うジョブサポーターを公共職業安定所に配置する等により、中高生に対する円滑な就職を実現する。 また、新規大学卒業予定者・未就職卒業者等を対象に、就職関連情報の提供、就職支援セミナー、就職面接会等のほか、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。	決定次第記載予定	学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活に着いての講習、新卒者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うジョブサポーターを公共職業安定所に配置する等により ①正社員就職者数:12万4千人以上 ②開拓求人数:12万9千人以上 という施策目標達成に寄与する。
(28) 外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	5.7億円 (4.6億円)	6.0億円	6.2億円	-	①我が国での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的な職業相談・紹介を行うとともに、これら外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪に外国人雇用サービスセンターを設置し、求人者、求職者双方に対するサービスを実施。 ②外国人求職者の多い公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳を配置 ③日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日前の日系人に対する情報提供等の実施。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(29) 日系人集住地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の強化 (平成21年度)	23億円 (21億円)	18億円	13億円	-	日系人をはじめとする外国人労働者については、派遣・請負といった不安定な雇用形態で働く者が多く、一旦失業した場合には、これまでの職業経験の蓄積や言語面の問題などから日本企業で広く安定的な職業に就くためのスキルを身につけているとは言えず、日本人労働者に比べて特に脆弱な立場に置かれていることから、日系人が集住する地域を管轄している公共職業安定所において、①ワンストップサービスによる市町村と連携した情報提供・相談体制の整備、②外国人専門の相談・援助拠点の整備、③通訳・相談員による現行庁舎内の相談体制の強化及び求人開拓の実施、④将来的にも日本で安定雇用できるよう民間企業に委託して就労準備研修を実施している。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(30) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.5億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものである。 ①巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導 ②外国人看護師等からの相談・苦情等への対応 ③受入れの枠組みに係る国内説明会の実施 ④受入れ施設から提出された定期報告等を厚生労働省に提出 ⑤その他の必要な事業	-	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(31) 雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	0.8億円 (0.6億円)	0.8億円	0.8億円	-	①日本企業における留学生や専門的・技術的分野の外国人労働者の適切な活用を促進するため、企業意識や労務管理の在り方について検討し、その成果及び活用の好事例等を広く周知することで、留学生や専門的・技術的分野の外国人労働者の国内就職市場の拡大・環境整備を図る。 ②外国人労働者の再就業の促進及び雇用管理の改善を図るために外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。	-	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(32) 難民就職促進費 (昭和55年度)	0.17億円 (0.17億円)	0.25億円	0.28億円	-	「条約難民」及び平成22年度から5年間のパイロットケースとして受け入れている「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する

(33) 母子家庭の母等に対する就労支援事業費 (平成14年度)	0.5億円 (0.13億円)	0.4億円	0.3億円	-	母子家庭の母等の就労支援を行うため、試行雇用事業を実施するとともに、地域就労支援策情報の提供を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(34) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業 (昭和61年度)	0.25億円 (0.21億円)	0.26億円	0.25億円	-	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の職業安定所との連携によって行う。また、試行雇用奨励金は、日本の社会・雇用慣行に不慣れな中国帰国者のうち常用雇用を希望する者を、安定所の紹介によって、求人事業主に一定期間試行雇用してもらい、その中で本人の適性や業務遂行可能性を見きわめるとともに、求職者と求人者の相互理解を促進することを通じて、常用雇用への移行を図ることを目的とするものである。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(35) 刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	1.9億円 (1.71億円)	2.5億円	2.6億円	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後においては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、ハローワークによる担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(36) アイヌ地区住民就職促進費 (昭和50年度)	0.17億円 (0.09億円)	0.09億円	0.13億円	-	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(37) 在日韓国・朝鮮人等就職差別解消啓発指導費 (平成3年度)	0.06億円 (0.01億円)	0.06億円	0.06億円	-	在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保を図るため、事業主の在日韓国・朝鮮人の就職問題に関する正しい理解と認識の形成及び公正な採用選考システムの確立のために必要な知識の習得を目的とした事業主等啓発説明会の実施、在日韓国・朝鮮人の採用選考において不適切な事業を惹起し又はそのおそれのある事業所に対する個別指導の実施、事業主をはじめ社会一般が在日韓国・朝鮮人の就職問題について正しい理解と認識を深めるための広報活動の実施により、指導・啓発を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(38) 公正採用選考等推進費 (平成10年度)	2.7億円 (1.4億円)	2.6億円	2.5億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(39) 住居・生活総合支援事業費 (平成21年度)	11.6億円 (10.1億円)	13.1億円	-	-	住居や生活に困窮する求職者等の方に対し、ハローワークの住居・生活相談窓口を中心に、①利用者(被災者含む)に対する住居・生活支援に関する総合相談、②第二のセーフティネット施策及び生活保護制度に関する制度説明、③第二のセーフティネット施策に関する要件確認、④第二のセーフティネット施策及び関連施策の実施機関への誘導といった支援を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(40) 日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	5.3億円 (5.1億円)	8.2億円	5.1億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。また、日雇労働者を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給する。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(41) ホームレス等に対する就労支援事業 (平成12年度)	6.8億円 (6.7億円)	7.2億円	6.9億円	-	ホームレスや住居喪失不安定就労者の就労・職場定着を図るため、ホームレス自立支援センター等へ出張して職業相談・職業紹介を行い、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、求人開拓推進員を配置して求人開拓・求人情報等の収集、社会的偏見をなくするための事業主に対する啓発活動等を行う。 また、ホームレス等の就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等の就業支援やホームレス自立支援センター等に入室しているホームレスを試行雇用した事業主に対する奨励金の支給を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(42) 「福祉から就労」支援事業費 (平成23年度)	-	28.1億円	24.1億円	-	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等の就労による自立を図るため、地域ごとに、労働局・ハローワークと自治体が締結する協定等を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援等を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(43) 生活・就労総合支援事業費 (平成23年度)	-	2.2億円	26.2億円	-	被災求職者等を対象に住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を行うほか、必要に応じ、協定等に基づき、ハローワークと自治体が連携して就労支援を行う。	決定次第記載予定	高齢者等の就業率等の向上に寄与する
(44) 特定就職困難者雇用開発助成金 (昭和56年)	369億円 (391億円)	371億円	390億円	10	高齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の照会により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。	決定次第記載予定	特定就職困難者雇用開発助成金により高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇い入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与する者と考えられる。

(厚生労働省24(IV-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること				<b>担当部局名</b>	職業安定局雇用保険課	<b>作成責任者名</b>	雇用保険課長 土田 浩史														
<b>施策の概要</b>	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給します。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費〔平成24年度予算額:1,779,020,408千円〕				<b>関連施策</b>	-																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td></td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	実績	モニ	
	24	25	26	27	28																	
実績	モニ	モニ	実績	モニ																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
					23年度	24年度																
1 収入額	-	-	-	-	-	-	20,467	平成22年度	セーフティネットとして財政が安定していることが必要であるため、収入額、支出額、積立金残高を指標としている。 収入・支出・積立金残高のバランスから安定的に運営されているか否かということ判断するため、定量的な目標値を設定することは困難。													
2 支出額	-	-	-	-	-	22,481	平成22年度															
3 積立金残高	-	-	-	-	-	55,746	平成22年度															
4 不正受給の件数	-	平成23年度	前年度以下	平成24年度	前年度(8,174件)以下	前年度以下	8,174	平成22年度	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため、不正受給の件数が前年度以下となることを目標としている。													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
5 収入額	-		-	セーフティネットとして財政が安定していることが必要であるため、収入額、支出額、積立金残高を指標としている。 収入・支出・積立金残高のバランスから安定的に運営されているか否かということ判断するため、定量的な目標値を設定することは困難。																		
6 支出額	-		-																			
7 積立金残高	-		-																			
8 不正受給の件数	前年度以下		平成24年度	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため、不正受給の件数が前年度以下となることを目標としている。																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
9 収入額	22,214	22,896	20,508	20,467	-																	
10 支出額	14,917	15,907	22,481	18,221	-																	
11 積立金残高	48,832	55,821	53,870	55,746	-																	
12 不正受給の件数	7,346	7,101	8,442	8,174	-																	
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>													
	22年度	23年度																				
-	-	-	-	-	-			-	-													

(厚生労働省24(IV-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること (施策目標IV-5-1)				<b>担当部局名</b>	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課 求職者支援室 職業能力開発局能力開発課		<b>作成責任者名</b>	求職者支援室長 田中 佐智子 能力開発課長 志村 幸久											
<b>施策の概要</b>	本施策は、以下のことを推進するために実施しています。 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること														
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)就職支援法事業費〔平成24年度予算額:115,083,658千円〕				<b>関連施策</b>	緊急人材育成支援事業(平成21年7月～平成23年9月)														
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令:職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等				<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
24	25	26	27	28																
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	基準年度	<b>目標値</b>	目標年度	<b>年度ごとの目標値</b>		最新値	年度	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>											
1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率	-	-	60%(基礎コース) 70%(実践コース)	平成24年度	23年度	24年度	-	-	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため。 ※平成23年10月から制度を開始したところであり、訓練終了3か月後の就職率を算出することはできない。そのため、基準値となる就職率も存在しない。											
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			目標年度	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
-	-			-	-															
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度											
-	-		-		-		-		-											
<b>達成手段 (開始年度)</b>	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	<b>達成手段の概要</b>				達成手段 の目標 (24年度)	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>										
(1) 求職者支援制度に必要な経費	-	638億円	1,150億円	1	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。				決定次第記載予定	①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率について、基礎コースで60%、実践コースで70%という目標の達成に寄与する。										

(厚生労働省24(V-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	多様な職業能力開発の機会を確保すること(施策目標V-1-1)				<b>担当部局名</b>	職業能力開発局総務課		<b>作成責任者名</b>	総務課長 土屋 喜久					
<b>施策の概要</b>	本施策は、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること								
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業能力開発強化費 [平成24年度予算額: 3,457,992千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業能力開発強化費 [平成24年度予算額: 53,175,478千円]				<b>関連施策</b>	基本目標V (労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-2(働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること)及び施策大目標V-3(「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること)は、職業能力開発を行う点、職業能力評価を行う点で、評価対象施策と関連しています。								
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められています。 また、同法第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度~27年度)において、ジョブ・カードの普及促進、職業能力評価基準の改善・普及促進、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業の支援、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境の整備等を行っていく必要があるとされています。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>		24	25	26	27	28
	実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二								
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>					
					23年度	24年度								
1 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	63.7%	平成22年度	65.0%	平成32年度	65.0%	65.0%	63.7%	平成22年度	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。なお、雇用保険二事業による事業の目標設定においても、同目標を設定。					
2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	77.6%	平成22年度	80.0%	平成32年度	80.0%	80.0%	77.6%	平成22年度	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。なお、雇用保険二事業による事業の目標設定においても、同目標を設定。					
3 公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	89.1%	平成22年度	90.0%	平成24年度	90.0%	90.0%	89.1%	平成22年度	平成23年度と同目標を設定。なお、雇用保険二事業による事業の目標設定においても、同目標を設定。					
4 公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度	98.6%	平成22年度	80.0%	平成24年度	80.0%	80.0%	98.6%	平成22年度	平成23年度と同目標を設定。なお、雇用保険二事業による事業の目標設定においても、同目標を設定。					
5 ジョブ・カード取得者数	約69万人	平成20年4月から平成24年3月末までの累計値(推計)	100万人 300万人	平成24年度まで 平成32年まで	280,000人 (新規取得者数)	310,000人 (新規取得者数)	183,418人	平成23年度 平成23年4月~12月末	新全国推進基本計画(平成23年4月21日)において平成24年度までの目標としてジョブ・カード取得者数100万人が掲げられており、また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の目標として平成32年までにジョブ・カード取得者数300万人が掲げられている。これらの目標に基づき目標を設定している。					
6 雇用型訓練の就職率	委託訓練 活用型 デュアルシ ステムの 就職率 75.2%	平成18年度	75%以上	平成24年度	75%以上	75%以上	89.4%	平成23年度 平成23年4月~9月末までに訓練を修了した者の正社員就職率	ジョブ・カード制度における雇用型訓練は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、実践的な職業訓練の機会を提供し、正社員へと導くことを目的とするものであるため、訓練修了後の就職率を目標値として設定している。					
7 キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合	92%	平成22年度	90%	平成24年度	90%	90%	92%	平成22年度	事業主の訓練計画に照らした事業主及び従業員の目標達成率を本助成金の評価指標として設定したところ。目標値については、平成22年度に試験的に調査した結果が92%であったため、90%という高い数値に設定した。					

8 技能検定受検申請者数	746,053人	平成21年度	前年度実績以上	平成25年度	前年度実績以上	前年度実績以上	775,119人	平成22年度	技能検定は、技能の到達目標を示し、国がこれを公証することから労働者の技能習得意欲を増進させ、また、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールである。技能検定受検申請者数は、技能検定の活用状況を示す指標とできることから、職業能力開発の機会を図る指標として採用した。 また、当該指標は行政事業レビューにおいても用いており、22年度の実績は、775,119人(前年度4%増)となっている。
9 キャリア・コンサルタント養成数	7万人	22年度	8万人	24年度	7万5千人	8万人	7万人	22年度	労働者個人が主体的に職業生活設計を行うとともに、職業選択や職業訓練の受講等の能力開発を適切に行うことができるよう、キャリア・コンサルティングを受けることのできる環境整備を図るため、キャリア・コンサルタントの体系的な養成を行っていることから、キャリア・コンサルタントの養成数を測定目標として設定している。また、これまでの養成実績から23年度及び24年度に養成されるキャリア・コンサルタント数を推計している。 ・キャリア・コンサルタント養成数 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyarikon/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyarikon/</a>
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
-	-			-	-				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
-	-	-	-	-	-				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容		
	22年度	23年度							
(1) 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進(平成13年度)	295億円 (211億円)	314億円	332億円	1	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関も活用した多様な職業訓練機会を提供する。	就職率:65%	都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、就労を支援する。		
(2) 都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金)、離職者等職業訓練費交付金(昭和60年度)	116億円 (116億円)	119億円	123億円	2,3,4	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。	就職率:80%	都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。		
(3) ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業(平成20年度)	26億円 (18億円)	18億円	16億円	5,6	国から民間団体への委託により、「ジョブ・カードセンター」を設置し、ジョブ・カード制度の普及・啓発活動を実施する。また、地域ジョブ・カード運営本部を設置し、産業界、教育界、労働界及び公共部門の連携協力の下、事業参加者に必要な情報や、質の高い職業訓練機会の提供が図られるよう、ジョブ・カード制度の積極的な普及促進を行う。	雇用型訓練の受講者数 7,500人 有期実習型訓練修了3カ月後の就職率 75%以上	ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業を実施し、事業主向けにジョブ・カード制度の普及促進や各関係機関との連携協力体制を構築し、事業参加者に必要な情報や質の高い職業訓練機会を提供することでジョブ・カードの取得者及び雇用型訓練の就職率の向上を図ることができると見込まれる。		
(4) キャリア形成促進助成金(平成13年度)	48億円 (132億円)	90億円	86億円	7	労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発に取り組む労働者への支援を行った事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。	支給件数1万5千件	測定指標7の「助成対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合」の実質を確保するためには、一定程度の助成金の支給件数が必要であることから、キャリア形成促進助成金の支給件数を達成手段の目標とすることにより、支給件数と目的の達成割合が相まって、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。		
(5) 技能検定等の実施(昭和34年度)	16億円 (15億円)	15億円	15億円	8	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県及び都道府県職業能力開発協会を支援する。また、国において技能検定職種の見直し及び追加等を行う。	技能検定受検申請者数が前年度実績以上	技能検定試験の実施主体である都道府県及び都道府県協会を支援することで、技能検定の受検を促進する。また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。		
(6) キャリア・コンサルティング普及促進事業(平成14年度)	0.8億円 (0.7億円)	1億円	1億円	9	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリア・コンサルティングの普及促進を図るため、キャリア・コンサルティングに関する調査・研究、キャリア・コンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供及びジョブ・カード講習を実施する。	平成24年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 8万人	ジョブ・カード講習により登録キャリア・コンサルタントの養成に直接寄与するとともに、キャリア・コンサルタントの資質向上のための経験交流会等の実施や調査研究等によりキャリア・コンサルティングの充実に寄与する。		

(厚生労働省24(V-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)				<b>担当部局名</b>	職業能力開発局キャリア形成支援室		<b>作成責任者名</b>	キャリア形成支援室長 浅野 浩美											
<b>施策の概要</b>	本施策は、ニートの職業的自立を支援するため実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること														
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費 [平成24年度予算額:2,039,109千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)若年者等職業能力開発支援費 [平成24年度予算額:315,535千円]				<b>関連施策</b>	基本目標V(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業意識の醸成等職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連しています。														
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていく」とされています。				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>											
1 地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数	4,660	平成21年度	100,000	平成32年度	23年度	24年度	9,765	平成23年度	「新成長戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき測定目標を設定している。 ※平成23年4月～平成24年1月分に係る実績。											
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
-	-		-		-															
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
2 地域若者サポートステーションの延べ来所者数	144,171人	202,112人	273,858人	364,288人	375,959人※	※平成23年4月～平成24年1月分に係る実績。														
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>											
(1) 若者職業的自立支援推事業(平成24年度)	20億円(20億円)	20億円	20億円	1	「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充(110箇所→115箇所)するとともに、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。			地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数:12,000人	地域若者サポートステーションの設置箇所数を110箇所から115箇所にする事は、今まで地域若者サポートステーションによる支援を受ける機会に恵まれなかった支援対象者に対し、新たに進路決定へと導く支援を提供できることになり、平成24年度の事業目標を達成することに効果があると見込んでいる。											

(厚生労働省24(V-2-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事(施策目標V-2-2)					<b>担当部局名</b>	職業能力開発局能力開発課	<b>作成責任者名</b>	能力開発課長 志村 幸久		
<b>施策の概要</b>	本施策は、働くことを希望する障害者や就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の社会的自立の促進のために実施しています。					<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること				
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項) 障害者等職業能力開発支援費 [平成24年度予算額: 5,221,296千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項) 障害者職業能力開発支援費 [平成24年度予算額: 1,118,597千円] 東日本大震災復興特別会計 (項) 社会保障等復興政策費 [平成24年度予算額: 190,600千円]					<b>関連施策</b>	基本目標V (労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-1 (多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1 (多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業訓練により労働者の職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連しています。				
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」 「母子家庭の母等に対しては、準備講習付き職業訓練と託児サービスの提供を組み合わせた支援が実施されているところであり、このような母子家庭の母等の特性に配慮した支援を引き続き実施していく必要がある。」とされています。					<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
							モ二	モ二	実績	モ二	モ二
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>		
					23年度	24年度					
1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%	平成22年度	60.0%	平成24年度	60.0%	60.0%	60.0%	平成22年度	平成22年度の目標を60%と設定したところであり、過去の実績も踏まえ、23年度以降も同目標を設定する。		
2 障害者の委託訓練修了者における就職率	43.8%	平成22年度	50.0%	平成24年度	50.0%	50.0%	43.8%	平成22年度	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において障害者委託訓練の受講者の就職率を、平成24年に50%とするとされていることを踏まえ、24年度も引き続き同目標を設定する。		
3 母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率	67.6%	平成22年度	65.0%	平成32年度	65.0%	65.0%	67.6%	平成22年度	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。なお、雇用保険二事業による事業の目標設定においても、同目標を設定。		
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>						
-	-			-	-						
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
-	-	-	-	-	-						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
障害者職業能力開発校運営委託 (1)費 (昭和22年度)	27億円 (27億円)	28億円	27億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練科目の整備等を図り障害者の雇用の促進に資する。	就職率:60%	職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。
障害者の態様に応じた多様な委託 (2)訓練の実施 (平成16年度)	18億円 (12億円)	16億円	16億円	2	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	就職率:50%	多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。
母子家庭の母等の職業的自立促 (3)進事業 (平成17年度)	5億円 (3億円)	4億円	3億円	3	児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対し、各自治体が自立支援の具体的な方法・計画を明確化して策定した「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う対象者に対して、民間教育訓練機関等を活用し、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合った機動的な「準備講習付き職業訓練」を都道府県に委託し実施する。	就職率:65.0%	母子家庭の母等に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施することにより、職業能力の向上を図り、就労を支援する。

(厚生労働省24(V-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標V-3-1)				<b>担当部局名</b>	職業能力開発局能力評価課		<b>作成責任者名</b>	能力評価課長 星 直幸													
<b>施策の概要</b>	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)技能継承・振興推進費 [平成24年度予算額:623,817千円]				<b>関連施策</b>	基本目標V(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、技能検定の実施という点で評価対象施策と関連している。																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)等の規定に基づき、平成24年4月1日現在で129職種を実施している(根拠法令:職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、6号及び7号、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第134条、135条及び136条)。 なお、同法に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)においても、技能検定制度を着実に実施するとされている。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																		
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
					23年度	24年度																
1 3級技能検定の受検者数	270,914人	平成21年度	前年度実績以上	平成25年度	288,614人以上	前年度実績以上	288,614人	平成22年度	当該測定指標を設定した理由は、3級技能検定は主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定を活用することで、効果的・効率的に若年者へ技能の継承をすることができるため測定指標として選定した。 当該指標は毎年度の行政評価においても用いており、直近の目標値も「前年度実績以上」とし、平成21年度以降、毎年度3級技能検定の受検申請者数を伸ばしており、平成23年度以降も同様の目標として設定した。													
技能五輪全国大会の来場者の若2年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	91%	平成21年度	80%	平成25年度	80%	80%	89.5%	平成22年度	技能競技大会の若年来場者に対して、将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等の有無をアンケート調査により把握することで、本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させる手段として有効かつ効果的であるか否かを判断するため測定指標として選定した。 当該指標は毎年度の行政評価においても用いているとともに、直近の目標値も80%であり、平成23年度以降も同様の目標として設定した。													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																	
-	-			-	-																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																	
-	-	-	-	-	-																	
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>													
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>																				
(1) 技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)	10億円 (7億円)	7億円	6億円	1.2	企業や業界団体による主体的な取組を活用し、技能労働者の優れた技能の重要性について企業や国民に広く啓発する技能士活用強化事業の展開を図るとともに、優れた技能者の製作実演や作品に直接触れたり、若年技能者との交流等を通じて、若年者に対し技能の魅力や素晴らしさを訴え、技能に対する関心・興味を喚起すること。			技能五輪全国大会の来場者のうち、若年者層において将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等を予定する割合:80%以上	若年者に対するアンケート調査を実施し、意識を把握することにより、若年者が進んで技能者を目指す環境作りを整備するとともに、技能の魅力・重要性を啓発し、人材の確保・育成につながる。													

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(VI-1-1))

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること(施策目標VI-1-1)</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>雇用均等政策課長 吉本明子 職業家庭両立課長 成田裕紀 短時間・在宅労働課長 吉永和生</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施しています。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること</p>	<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>		
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(組織)厚生労働本省(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:59,497千円] 一般会計(組織)都道府県労働局(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:27,204千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)労働安全衛生対策費 [平成24年度予算額:352,005千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:11,842,787千円] 本施策に関連し、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を23年度から行っています。(～平成25年度まで)  関連施策は、予算書の以下の項に対応しています。 ・一般会計(組織)厚生労働本省(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:23,333千円] ・一般会計(組織)都道府県労働局(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:8,324千円] ・労働保険特別会計労災勘定(項)労働安全衛生対策費 [平成24年度予算額:228,979千円] ・労働保険特別会計雇用勘定(項)男女均等雇用対策費 [平成24年度予算額:2,289,901千円]</p>	<p><b>関連施策</b></p>	<p>基本目標III ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること</p>		

<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っています。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)により、国は、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めています。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っています。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用改善等に取り組む事業主に対して奨励金を支給するなどにより、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進しています。 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%の数値目標を掲げるとともに、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」とこととされています。 ○「第3次男女共同参画白書」(平成22年12月17日閣議決定)において、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられています。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられています。</p>	<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28									
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二									

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度				23年度	24年度			
1 都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)	—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	94.8%	平成22年度	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。
2 ポジティブ・アクション取組企業割合	—	—	40%超	平成26年度	34%	—	31.7%	平成23年度	男女が能力を発揮するための就業環境を整備するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組であるポジティブ・アクションを促進することが有効であることから、指標として選定した。「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。
3 男性の育児休業取得率	—	—	13%	平成32年度	前年度以上	前年度以上	2.63%	平成23年度	男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として選定した。「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき目標値を設定している。
4 次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	—	—	2000社	平成26年度	—	—	1,219社	平成23年3月末現在	企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、指標として選定した。「子ども・子育てビジョン」(平成22年11月29日閣議決定)に基づき目標値を設定している。
5 パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	96.9%	平成22年度	パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、指標を助言・指導に対する是正割合とした。
6 短時間勤務を選択できる事業所の割合	8.6%以下	平成17年	29%以上	平成32年	—	—	13.4%	平成22年度	「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」及び「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標年度						
-	-		-				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
-	-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) ポジティブ・アクション推進事業 (ポジティブ・アクション周知啓発事業平成19年度、ポジティブ・アクション推進戦略事業平成22年度)	2.7億円 (2.0億円)	2.2億円	2.1億円	2	ポジティブ・アクションについて、職場における男女間格差解消の必要性の認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、各企業の男女間格差の「見える化」を推進する。	決定次第記載予定	ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、ポジティブ・アクションの取組を促進する。
(2) 夜間・土曜日均等法、育・介法、パート法等電話相談事業 (平成22年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	1,3,5	フリーダイヤルを設置し、全国からの男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に関する労働者、事業主等からの相談に対して、労働関係法令の専門知識を持つ相談員が電話、FAXで相談対応及び情報提供を行う。	決定次第記載予定	妊娠・出産、育児休業等の取得等を理由とする解雇その他の不利益取扱いなどの緊急事案に関する相談が増加する中、事業主及び労働者等の抱える問題の早期解決を図ることにより、働く女性が就業意欲を失うことなく働き続けることができる環境整備や、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理の改善が図られる。
(3) 女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	-	1.1億円	1.0億円	1,2	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。	決定次第記載予定	全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることにより、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境整備が進展する。
(5) 中小企業子育て支援助成金(平成18年度)	33.0億円 (41.4億円)	36.4億円	19.1億円	3,4	中小企業において仕事と子育ての両立をしやすくするため、平成18年4月1日以降に育児休業取得者が初めて出た労働者数100人以下の中小企業事業主に対し助成を行う(平成23年度までの時限措置)。 育児休業 1人目 70万円 育児休業 2～5人目 50万円	決定次第記載予定	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることで、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(6) 育児休業労働者等支援交付金(平成7年度)	28.6億円 (27.8億円)	13.7億円	-	3,4	仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して助成金(両立支援レベルアップ助成金)を支給している。 具体的には、①育児・介護費用等補助コース、②代替要員確保コース、③子育て期の短時間勤務支援コース、④休業中能力アップコースにより助成金の支給を行っている。 また、企業内における両立支援のための雇用管理についての相談及び助言や、情報収集・提供等の支援を行っている。 ○実施主体 (財)21世紀職業財団(助成金は平成23年9月～は都道府県労働局雇用均等室) ○補助率 定額	決定次第記載予定	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることで、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。(平成23年度で終了)
(7) 事業所内保育施設設置・運営等助成金(平成21年度)	39.2億円 (28.8億円)	134.4億円	39.6億円	3,4	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築及び保育遊具等の購入を行う事業主・事業主団体に、一定の要件を満たしたものに付き、その費用の一部を助成する。 【設置費】大企業・・・1/2、中小企業・・・2/3 【増築費】増築・要件を満たすための建替え・・・1/2、5人以上の定員増を伴う立建替え・・・1/2×(増加する定員)/(建替え後の定員) 【運営費】大企業・・・1/2(5年目まで)、1/3(6年目から10年目まで) 中小企業・・・2/3(5年目まで)、1/3(6年目から10年目まで) 【保育遊具等購入費】・・・購入に要した費用から10万円を控除した額	決定次第記載予定	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることで、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。

(8) 両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援等)(平成23年度)	—	7.4億円	24.5億円	3.4	<p>○子育て期短時間勤務支援助成金 小学校第3学年終了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給する。 【支給対象労働者が最初に生じた場合】小規模事業主…70万円、中規模事業主…50万円、大規模事業主…40万円 【2人目以降の支給対象労働者が生じた場合】小規模事業主…50万円、中規模事業主…40万円、大規模事業主…10万円</p> <p>○育児・介護費用等補助コース 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成する。 【中小企業】育児に係るサービス…3/4、介護に係るサービス…1/2 【大企業】1/3 【限度額】1年間につき育児・介護サービス利用者1人当たり30万円(中小企業事業主40万円)、かつ、1事業所あたり360万円(中小企業事業主480万円)</p> <p>○中小企業両立支援助成金 ①代替要員確保コース;育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主(常時雇用する労働者が300人以下)に支給する。 ②休業中能力アップコース;育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力開発及び向上を図るための職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主等(常時雇用する労働者が300人以下の事業主又は主として300人以下の事業主により構成される事業主団体)に支給する。 ③継続就業支援コース;初めて育児休業が終了した者が平成23年10月1日以降に出た中小企業事業主(常時雇用する労働者が100人以下)で、休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施する事業主に支給する。</p>	決定次第記載予定	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(9) 安心して働き続けられる職場環境整備推進事業(平成19年度)	3.7億円(3.5億円)	2.5億円	0.3億円	3.4	育児休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。	決定次第記載予定	育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(10) 安心して働き続けられる職場環境調査研究事業(平成6年度)	0.2億円(0.1億円)	0.1億円	0.1億円	3.4	育児休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査に当たって有識者等から構成する検討会を設置し、調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 ○実施主体;民間団体等	決定次第記載予定	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(11) 男性の育児休業取得促進事業(平成20年度)	0.3億円(0.2億円)	0.3億円	0.1億円	3.4	男性労働者の育児参加・育児休業取得促進のための効果的な周知方法について、有識者で構成する「事業企画・実施委員会」で検討する。父親の仕事と育児両立サイトで、男性の育児休業や育児の体験談の紹介、ハンドブック「父親のワーク・ライフ・バランス」の作成、配布などを通して、制度の周知や啓発を行う。 ○実施主体;民間団体等	決定次第記載予定	男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(12) 両立支援に関する雇用管理改善事業(平成23年度)	—	3.0億円	4.7億円	3.4	短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等について、先進企業の取組のベストプラクティスを収集し、雇用管理のノウハウの抽出・普及を行うとともに、両立支援アドバイザーによる賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイス等を行う。また、これまで一元化されていなかった両立支援に関するウェブサイトを整理・統合し、両立支援総合サイトを構築する。	決定次第記載予定	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。
(13) 短時間労働者均衡待遇啓発事業(平成19年度)	4.6億円(3.5億円)	3.5億円	4.9億円	5、6	パートタイム労働者について、正社員との均衡待遇を確保し、正社員転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行う。	決定次第記載予定	パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聴取して、法違反については是正を求めることが効果的である。雇用均等指導員(均衡推進担当)は、それらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が、法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加に寄与する。また、パートタイム労働者の均衡待遇確保の促進のために有効と考えられる職務分析・職務評価の導入について、企業の人事労務担当者等へ研修を実施することにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展する。
(14) 短時間労働者均衡待遇推進等助成金(平成19年度)	10.1億円(9.0億円)	6.6億円	—	5、6	パートタイム労働者の均衡待遇確保の推進を図るための事業を実施する中小企業事業主団体及びパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を進めるための制度導入・運用を行う事業主に対して助成金を支給する。	—	平成22年度限りで廃止(平成23年度は経過措置分として支給)
(15) 均衡待遇・正社員化推進奨励金(平成23年度)	—	7.8億円	18.4億円	5、6	パートタイム労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のため、一定の要件を満たした①正社員転換制度、②共通処遇制度、③共通教育訓練制度、④短時間正社員制度、⑤健康診断制度を新たに導入・実施する事業主に対して、制度が適用された労働者が生じた場合に支給する。	決定次第記載予定	・パートタイム労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のために、正社員転換制度、共通処遇制度等の制度を就業規則等に導入し、実際に制度を適用した事業主を奨励するための奨励金を支給することにより、パートタイム労働者・有期契約労働者の雇用管理の改善が図られる。

(厚生労働省24(Ⅵ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標Ⅵ-2-1)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室	<b>作成責任者名</b>	少子化対策企画室長 黒田秀郎				
<b>施策の概要</b>	本施策は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を着実に推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅵ-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること						
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)子ども・子育て支援対策費(平成24年度予算案額:30,796,733千円)				<b>関連施策</b>	-						
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区含む)が策定する市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるために、子育て支援交付金(平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金)を交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図っています。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
								実績	モニ	モニ	実績	モニ
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>			
					23年度	24年度						
1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	84.1%	平成21年7月	100%	平成26年度	-	-	89.2%	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
2 養育支援訪問事業の実施市町村割合	55.4%	平成21年7月	100%	平成26年度	-	-	59.5%	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
3 ショートステイ事業の実実施施設箇所数	613か所	平成20年度	870か所	平成26年度	-	-	626か所	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
4 トワイライトステイ事業の実実施施設箇所数	304か所	平成20年度	410か所	平成26年度	-	-	339か所	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
5 ファミリー・サポート・センター事業の実実施箇所数	570か所	平成20年度	950か所	平成26年度	-	-	637か所	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
6 地域子育て支援拠点事業の実実施箇所数(市町村単独分を含む)	7,100か所	平成21年度(見込)	10,000か所	平成26年度	-	-	7,354か所	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
7 一時預かり事業の利用児童数	延べ348万人	平成20年度	延べ3,952万人	平成26年度	-	-	延べ340万人	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014(平成26)年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。			
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>								
-	-		-	-								
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
-	-	-	-	-	-							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 子育て支援交付金 (平成23年度) ※平成17から22年度までは次世代 育成支援対策交付金	361億円 (350億円)	500億円	307億円	1,2,3,4,5,6, 7	市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に 要する経費に充てるため、子育て支援交付金による事業を実施する。 ○次世代育成支援対策推進事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・その他の事業	—	子育て支援交付金を交付し、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることにより、「子ども・子育てビジョン」の着実な推進を図る。

(厚生労働省24(VI-2-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>雇用均等・児童家庭局育成環境課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>育成環境課長:杉上 春彦</p>					
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を目標の柱にして実施しています。</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>							
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は予算書の以下の項に対応しています。 (項)育成事業費(一部)[平成24年度予算額:32,707,407千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>基本目標VI(男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること)の施策大目標2(利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること)の施策目標2-1(地域における子育て支援等施策の推進を図ること)と2-3(保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること)は、ともに地域における子育て支援拠点という点で、本施策と関連しています。</p>							
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>○児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを事業の目的とし、現在は以下の通知等によりその推進を図っています。 ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)</p>						<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<p>24</p>	<p>25</p>	<p>26</p>	<p>27</p>	<p>28</p>	
<p><b>測定指標</b></p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>		<p>最新値</p>	<p>年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>				
<p>1 放課後児童クラブの提供割合</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>32%</p>	<p>平成26年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>22%</p>	<p>平成23年度</p>	<p>子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において、平成26年度までに32%のサービス提供割合(小学1~3年生)を目指すこととされているので、当該数値を目標値とした。 《参考:公表資料のURL》 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【平成23年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL:<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s7i1.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s7i1.html</a> ○学校基本調査【平成23年5月1日現在 文部科学省調べ】 URL:<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</a></p>				
<p><b>測定指標</b></p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>								
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>—</p>							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 放課後児童健全育成事業費等 (平成6年度)	204億円 (204億円)	267億円	279億円	1	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。
(2) 放課後子ども環境整備等事業費 (平成17年度)	3億円 (3億円)	10億円	5億円	1	学校の余裕教室等を改修して、新たに放課後児童クラブを設置する際の改修等に必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。
(3) 放課後児童クラブ整備費 (平成6年度)	22億円 (22億円)	37億円	23億円	1	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。

(厚生労働省24 (VI-2-3))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。(施策目標VI-2-3)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局保育課		<b>作成責任者名</b>	保育課長 橋本 泰宏														
<b>施策の概要</b>	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること。 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること。																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 保育所運営費[平成24年度予算額: 396,241,173千円] (項) 育成事業費[平成24年度予算額: 63,299,748千円の内数] (項) 子ども・子育て支援対策費[平成24年度予算額: 30,796,733千円の内数]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約5万人ずつ増加する目標値等を設定した。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																			
実績	モニ	モニ	実績	モニ																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
1 保育所受入児童数	215万人	平成21年度未込み	241万人	平成26年度	-	-	220万人	平成23年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンで設定されている数値目標を採用している。														
2 家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	0.3万人	平成21年度見込み	1.9万人	平成26年度	-	-	0.6万人	平成23年度 交付決定ベース	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンで設定されている数値目標を採用している。														
3 延長保育等の保育サービス(利用児童数)	79万人	平成21年度見込み	96万人	平成26年度	-	-	79万人	平成21年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンで設定されている数値目標を採用している。														
4 病児・病後児保育(利用児童数)	延べ31万人	平成20年度	延べ200万人	平成26年度	-	-	延べ44.4万人	平成23年度 交付決定ベース	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンで設定されている数値目標を採用している。														
5 認定こども園認定施設数	358か所	平成21年度	2000か所	平成24年度	-	-	911か所	平成24年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンで設定されている数値目標を採用している。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																			
-	-		-	-																			
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
-	-	-	-	-	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 保育所運営費	353,361,619	374,382,151	396,224,860	1	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担する。	—	保育に欠ける児童について、心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が支弁した経費に対して国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。
(2) 家庭的保育事業費	2,786,885	3,501,306	2,545,816	2	保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。	—	保育所のみではなく、希望する全ての人々が安心して子どもを預け、働くことができるようにするための保育サービスを供給し、もって待機児童の解消を図る。
(3) 延長保育促進事業	19,900,000	20,471,655	21,369,032	3	市町村以外の者の設置する保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、30分以上延長保育を実施するための経費を補助する。	—	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応する。
(4) 病児・病後児保育事業	3,488,188	3,723,922	4,064,826	4	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する。また、保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児童に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する。	—	主に就労家庭の子どもが病気の際に一時的に保育を実施することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する。
(5) ・認定こども園整備費(安心こども基金) ・認定こども園事業費(安心こども基金)	平成23年度第4次補正予算までで 総額5,031億円の内数		—	5	幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の施設整備及び事業費の補助を行う。	—	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用及び事業費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てるような体制整備を行う。

(厚生労働省24 (VI-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	子ども及び子育て家庭を支援すること(施策目標VI-3-1)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室		<b>作成責任者名</b>	児童手当管理室長 鹿沼 均													
<b>施策の概要</b>	【平成23年度】 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当を支給する 【平成24年度以降】 平成24年度からの児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-3 子ども及び子育て家庭を支援すること																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入 [平成24年度予算額:1,285,831,771千円] 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 (項)子どものための金銭の給付交付金 [平成24年度予算額:1,458,515,433千円]				<b>関連施策</b>	-																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	【平成23年度子ども手当について記載】 平成22年4月分～9月分までの子ども手当については、「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に基づき、中学校修了前までの子ども1人当たり月額1万3千円を支給。10月分～3月分までの子ども手当については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき、3歳未満1万5千円、3歳以上小学校修了前の第1・2子1万円、第3子以降1万5千円、中学校修了前1万円を支給 【平成24年度】 「子どもに対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意)に基づく平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項において「政府は、平成24年度以降の恒久的な子どもための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、平成24年1月27日に児童手当法の一部を改正する法律案を第180回通常国会に提出。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28																		
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>													
子ども(※)の出生に伴い新規認定した者のうち、子どもの出生月の翌月分から支給された者の割合(サンブル調査)  (※)・・・平成24年度以降は児童手当となるため、児童と読み替える。	-	-	95%	平成24年度	23年度	24年度	-	-	子ども手当(※)は請求した月の翌月分から支給するものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌月から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給される。逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当である。  (※)・・・平成24年度以降は、児童手当と読み替える。 ・厚生労働省調べ													
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																	
-	-			-	-																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度													
-	-		-		-		-		-													
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>												
(1) 児童手当の支給 (平成24年度)	-	-	1,458,515 百万円	1	児童を養育している者に児童手当を支給する。 【支給額】 ①所得制限額未満である者 3歳未満 月額1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額1万5千円 中学生 月額1万円 ②所得制限額以上である者(特例給付) 月額5千円  ※ 所得制限額は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用する。				児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合:95%	児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。												
(2) 「児童手当法」の周知徹底 (平成24年度)	-	-	-	1	下記の方法等により、「児童手当法」の内容について国民への周知を図る。 ・市町村に対して、「児童手当法」の内容や届出等について必要な広報や窓口対応等の実施を要請 ・法律に基づき、必要な届出等を記載したリーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供 ・ホームページに「児童手当法」に係る書類を掲載 (関係法令、通知、リーフレット等) ・政府広報等を用いた情報提供を実施				左記の実施	「児童手当法」に基づく制度の内容や必要な届出等について広く国民に周知を図ることにより、児童手当が支給対象者に確実に支給され、測定指標である「児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合」を高める効果が見込まれる。												

(厚生労働省24(Ⅵ-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅵ-4-1)		担当部局名	雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室、家庭福祉課	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 高橋俊之							
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること		政策体系上の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅵ-4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること									
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童虐待等防止対策費 [平成24年度予算額:93,597百万円] (項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援交付金(一部) [平成24年度予算額:30,700百万円]		関連施策	-									
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には56,364件(東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
									モ二	モ二	実績	モ二	モ二
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	23年度	24年度									
1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	-	-	80%	平成26年度	-	-	61.6%	平成22年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等については、地域において関係機関が連携して対応していく必要があるが、その中心的な役割を果たす子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置することにより対応を強化していく必要があるため、指標を設定している。				
2 小規模グループケアの実施	-	-	800か所	平成26年度	-	-	650か所	平成23年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。				
3 地域小規模児童養護の実施	-	-	300か所	平成26年度	-	-	221か所	平成23年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。				
4 里親等委託の実施(委託率)	-	-	16.0%	平成26年度	-	-	12.0%	平成22年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。				
5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	-	-	前年度以上	平成24年度	-	-	28,272	平成22年度	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞在するDV事案の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画(H22.12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定している。				
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
-	-	-	-	-	-								
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度								
-	-	-	-	-	-								

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)	25億円 (17億円)	21億円	22億円	1,2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行う。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業	—	児童虐待・DV対策等総合支援事業の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する都道府県の取組を促進し、一層の支援を図ることができると見込んでいる。 また、婦人相談員活動強化事業や売春防止・DV対策機能強化事業を実施することにより、休日夜間の電話相談や都道府県内で、関係機関のネットワークの構築等が行われ、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援体制整備の促進を図ることができると見込んでいる。
(2) 小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の実施要件の緩和 (平成23年度)	—	—	—	2,3	通知を改正し、都道府県等が従来は1本体施設当たり原則として2か所までしか指定できなかった制度を改め、施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を着実に推進する等の所要の要件を満たすことを条件として最大6か所まで指定できることとした。	—	施設の小規模化を促進することにより、子どもの支援の質の向上を図ることができると見込んでいる。
(3) 児童保護費等負担金 (昭和23年度)	813億円 (813億円)	835億円	892億円	2,3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。 小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配する。	—	小規模グループケア等に対する職員の加配により、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質を図ることができると見込んでいる。
(4) 里親委託ガイドラインの活用の促進 里親推進の取組事例の紹介 (平成23年度)	—	—	—	4	里親委託優先の原則を明示し、里親委託の運営方法についての留意事項を整理した里親委託ガイドラインを策定し、都道府県等に通知した。また、里親委託率の増加幅の大きい自治体における取組事例をとりまとめて紹介した。これらによって、各自治体の里親委託を促していく。	—	里親委託ガイドラインを策定・通知することにより、各自治体における里親委託を促すことができると見込んでいる。
(5) 「社会的養護の課題と将来像」に基づく取組の推進 (平成23年度)	—	—	—	2,3,4	児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、これに基づき、家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めている。	—	「社会的養護の課題と将来像」に基づき、各種取組を進めることにより、虐待を受けた子ども等に対する一層の支援を図ることができると見込んでいる。
(6) 婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	0.19億円 (0.17億円)	0.19億円	0.19億円	5	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担する。	—	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送等に要する経費を負担することにより、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。
(7) 子育て支援交付金 (平成23年度) ※平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金	361億円 の内数 (350億円 の内数)	500億円 の内数	307億円 の内数	1	「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた研修などの取組を支援するとともに、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。	—	「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化のための取組を支援することにより、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制充実を図ることができると見込んでいる。

(厚生労働省24 (VI-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-5-1)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局母子保健課	<b>作成責任者名</b>	母子保健課長 泉 陽子																
<b>施策の概要</b>	本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資するため、妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する事業を実施するものです。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-5 母子保健衛生対策の充実を図ること																		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子保健衛生費補助金 [平成24年度予算額:10,510百万円]				<b>関連施策</b>	-																		
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>(施策の背景) 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっています。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要です。</p> <p>(関連する政府決定等) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)</p>							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>		<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																				
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																				
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
1 不妊専門相談センターを設置する自治体数	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	平成26年度	23年度	24年度	60都道府県市	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ向けて、安心して妊娠・出産できるよう、平成26年度までに当該センターを全都道府県市・指定都市・中核市で整備するとの数値目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</li> <li>・厚生労働省調べ</li> </ul>															
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																			
-	-			-	-																			
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度															
-	-		-		-		-		-															
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>														
母子保健医療対策等総合支援事業(1)業(平成17年度)	76億円	-	105億円	1	<p>地域の実情に応じて、下記の事業を都道府県等が実施する。</p> <p>(1)健やかな妊娠等サポート事業 助産師等を活用した妊娠期からの支援体制の構築などの地域の先駆的な事業を実施する。</p> <p>(2)子どもの心の診療ネットワーク事業 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域での拠点病院を中核とした支援体制の構築、災害時の子どもの心の支援体制づくりを図る。</p> <p>(3)療育指導事業 疾病より長期にわたり療養を必要とする児童及び親に対する療育相談、巡回相談等を実施する。</p> <p>(4)生涯を通じた女性の健康支援事業 保健所等による健康教室の開催や女性のライフステージに応じた一般的な相談及び不妊専門相談センターを設置し、不妊に悩む夫婦等に対する相談指導等を実施する。</p> <p>(5)不妊に悩む方への特定治療支援事業 不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成を実施する。</p>				-	妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する当該事業を実施することにより、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資する。														

(厚生労働省24 (VI-6-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(政策目標VI-6-1)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	<b>作成責任者名</b>	家庭福祉課長 高橋 俊之				
<b>施策の概要</b>	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-6 ひとり親家庭の自立を図ること						
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費[平成24年度予算額:185,638,346千円]				<b>関連施策</b>	-						
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。 また、母子世帯の平均年収は262.6万円と低水準で、ひとり親世帯の平成16年の貧困率はOECD30か国中30位となっており、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、子どもの貧困率に取り組むこととしている。						<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
								モニ	モニ	モニ	モニ	実績
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>			
					23年度	24年度						
1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	88.7%	平成20年度	100%	平成26年度	-	-	90.2%	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」において、自立支援教育訓練給付金事業を平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施することとされているので、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。			
2 高等技能訓練促進費等事業の実施自治体数の割合	74.3%	平成20年度	100%	平成26年度	-	-	87.4%	平成22年度	「子ども・子育てビジョン」において、高等技能訓練促進費等事業を平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施することとされているので、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。			
3 母子自立支援員の配置数	-	-	前年度以上	平成24年度	-	-	1,574人	平成22年度	母子家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子自立支援員の配置が必要であり、母子家庭等の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。			
4 養育費相談支援センターへの相談件数	-	-	前年度以上	平成24年度	-	-	6,940件	平成22年度	本事業の相談件数を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながることで、また、平成24年4月より施行される民法一部改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことから、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。			
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>							
-	-			-	-							
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
-	-	-	-	-	-							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 母子家庭等対策総合支援事業	35億円	35億円	36億円	1、2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。</li> <li>・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等技能訓練促進事業」を実施。</li> </ul>	—	母子世帯の総所得は年間262.6万円であり、「全世帯」の48%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎないが、当該事業を実施することにより、十分な収入が得られる就業に結びつけることができる。
(2) 養育費確保支援事業委託費	0.6億円	0.6億円	0.6億円	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施。</li> </ul>	—	平成18年度全国母子世帯等調査では、離婚母子家庭のうち養育費について取り決めをしている割合が約39%、現在も受給している割合が約19%にとどまっているが、当該事業の実施により、養育費の確保が推進される。

(厚生労働省24(Ⅶ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること(施策目標Ⅶ-1-1)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局保護課		<b>作成責任者名</b>	社会・援護局保護課長 古川 夏樹														
<b>施策の概要</b>	本施策は、生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金[平成24年度予算額:237億円の内数] (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金[平成21年度第2次補正予算額:700億円の内数] (項)生活保護費 (目)生活保護指導監査委託費[平成24年度予算額:20億円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されています。 また、同法第23条において、厚生労働大臣等は、この法律の施行に関する事務について職員に監査を行わせなければならないことが規定されています。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																			
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
					<b>23年度</b>	<b>24年度</b>																	
1 自立支援プログラムの策定数	3,864	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	3,864	平成22年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施しています。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定しています。														
2 自立支援プログラムの各年度の参加者数	213,613人	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	213,613人	平成22年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施しています。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定しています。														
3 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	21,542人	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	21,542人	平成22年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施しています。この取組が、生活保護受給者の就労・自立につながっているかを評価するため、本指標を選定しています。														
4 住宅手当受給中に常用就職した者の割合	30%	H22年度末時点	前年度以上	-	前年度末時点以上	前年度末時点以上	30%	H22年度末時点	住まいのない離職者の方等が住まいを確保し、安定して就職活動ができるように住宅手当を給付しています。この取組が、離職者の方等の就職につながっているかを評価するため、本指標を選定しています。														
5 指導監査の実施率	100%	平成22年度	100%	-	100%	100%	100%	平成22年度	生活保護に関する事務の適正な実施を確保するために行われている監査が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定しています。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																			
-	-		-	-																			
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																		
-	-	-	-	-	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) セーフティネット支援対策等事業費 補助金(平成17年度)	240億円の 内数 (232億円の 内数)	200億円の 内数	237億円の 内数	1,2,3	生活保護受給世帯に対する自立支援プログラムの策定・実施、生活保護の適正化対策、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する様々な支援サービスを実施するための地域社会のセーフティネット機能を強化を図る。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、自立支援プログラム策定実施推進事業	生活保護受給者の自立支援プログラム参加者数について前年度以上とする。	自立支援プログラムの実施に必要な補助を行うことで、プログラムの着実な実施を図る。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、自立支援プログラム策定実施推進事業
(2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付 金(平成21年度)	—	—	—	4	各都道府県に基金を造成し、住宅手当の給付や就労支援員を配置する。	住宅手当(平成21年10月から実施)受給中に常用就職した者の割合(%)について前年度末時点以上とする。	住まいのない離職者の方等が住まいを確保し、安定して就職活動ができるように住宅手当を給付し、離職者等の就職につなげる。
(3) 生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	21億円 (21億円)	21億円	20億円	5	最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施する生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。	すべての指導監査対象福祉事務所に対して監査を実施する。	生活保護指導職員を配置することで、指導監査を確実に実施する。

(厚生労働省24(Ⅶ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1)	<b>担当部局名</b>	社会・援護局地域福祉課	<b>作成責任者名</b>	地域福祉課長 矢田 宏人(測定指標3については、福祉基盤課長 定塚 由美子)
<b>施策の概要</b>	本施策は、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るために実施しています。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金[平成23年度第三次補正予算額:105億円] (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金[平成24年度予算額:237億円の内数]	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、 ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。 ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する。 ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行う。 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、 ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>				
		24	25	26	27	28
		モニ	実績	モニ	モニ	モニ

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度			
1 全国のホームレスの数(人)	10,890	平成23年(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	-	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	10,890	平成23年(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	都道府県及び市町村において、ホームレスの自立支援等に関する基本方針に基づき、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を支援するために、ホームレス自立支援事業やホームレス総合相談推進事業等を実施しています。これらの施策における取組が、効果的にホームレスの自立が図られているか評価するため、本指標を選定しています。 ・ホームレス対策について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</a>
ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合(%)	69%	平成22年度	60%以上	-	60%以上	60%以上	69%	平成22年度	ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、就労及び福祉制度等の利用により自立を果たしているかを評価するため、本指標を選定しています。
福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(%)	96%	平成22年度	95%以上	-	95%以上	95%以上	96%	平成22年度	福祉サービス利用者の苦情解決を図るため、事業者レベルでの苦情解決の仕組みを設けるとともに、ここで解決できなかった問題の解決を目的として都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置しています。 本指標は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載しています。※出典:都道府県運営適正化委員会苦情受付・解決状況(全国社会福祉協議会編)
日常生活自立支援事業の新規契約締結件数(件)	10,334	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	10,334	平成22年度	日常生活自立支援事業利用契約件数は事業創設以来、継続して増加傾向で推移しています。また、契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれ、きめ細かな対応を図るために、現状の把握に努めていく必要があります。 ・日常生活自立支援事業 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html</a>

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標年度	目標年度					
-	-	-	-				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
-	-	-	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) ホームレス実態調査 (平成14年度)	0.22億円 (0.10億円)	1.35億円	0.22億円	1.2	ホームレスの支援等に関する基本方針に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	全国のホームレス数を把握するための事業であり、成果を数値化するのは困難。	ホームレスの実態を全国的に調査することで、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資することを目的としている。
(2) セーフティネット支援対策等事業費 補助金(平成17年度)	240億円の 内数 (232億円の 内数)	200億円の 内数	237億円の 内数	3	都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を実施する。調査等の結果、利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知する。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、運営適正化委員会設置運営事業	運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を95%以上とする。	福祉サービスに関する苦情について相談に応じ、申出人に必要な助言及び苦情に係る事情の調査等を実施し、地域の要援護者の福祉の向上を図ることを目的としている。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、運営適正化委員会設置運営事業
(3) セーフティネット支援対策等事業費 補助金(平成17年度)	240億円の 内数 (232億円の 内数)	200億円の 内数	237億円の 内数	4	利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、日常生活自立支援事業	新規契約締結件数について前年度以上とする。	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的としている。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、日常生活自立支援事業

(厚生労働省24(Ⅶ-3-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	災害に際し応急的な支援を実施すること(Ⅶ-3-1)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室		<b>作成責任者名</b>	災害救助・救援対策室長 西川 隆久														
<b>施策の概要</b>	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行っています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供すること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担 [平成24年度予算額:一般会計 2億円、復興特別会計 494億円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																			
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
					23年度	24年度																	
1 災害が発生し又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	平成22年度	災害が発生し、災害救助法が適用されるような場合(災害が発生する恐れがある場合も含む)においては、避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定し、目標を毎年度100%とした。														
2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	-	-	-	-	-	-	-	-	災害発生時には、速やかに避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定した。 なお、災害の規模等様々な条件により、避難所設置までの時間が異なり、一律に評価することは困難なことに留意。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
-	-			-	-																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度														
-	-		-		-		-		-														
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>													
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>																					
(1)災害救助費等負担金	304億円 (304億円)	4,579億円	496億円	1, 2	災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担する。				災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定にない。	地方公共団体等が行う災害救助に対し、財政支援を行う。													

(厚生労働省24(Ⅶ-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること(〔施策目標Ⅶ-4-1〕)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局福祉基盤課		<b>作成責任者名</b>	福祉基盤課長 定塚 由美子				
<b>施策の概要</b>	本施策は、福祉・介護に従事する人材を養成し、利用者への福祉サービス基盤を整備するため実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること							
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金[平成24年度予算額:237億円の内数]				<b>関連施策</b>	-							
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれます。そのため、質の高い介護人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。このような観点から、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図るため、修学資金貸付事業を実施しています。この事業は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学期間中、修学資金の貸付を行い、卒業後に5年間介護等の業務に従事すれば、返還を免除するもので、都道府県が実施主体となっています。								<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>				
		24		25		26		27		28			
		モ二		モ二		モ二		実績		モ二			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
					<b>23年度</b>	<b>24年度</b>							
1 介護福祉士就業者数	536,574	平成21年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	536,574	平成21年度	・福祉・介護人材の安定的に確保する必要があるため、当該数値を測定目標とした。なお、本施策による効果以外の要因も考えられるため、年度ごとの目標値の設定は行っていないが、前年度を上回る指標を目標としている。 ※出典:社会福祉施設等調査・介護サービス施設・事業所調査				
2 社会福祉士就業者数	24,224	平成21年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	24,224	平成21年度	・福祉・介護人材の安定的に確保する必要があるため、当該数値を測定目標とした。なお、本施策による効果以外の要因も考えられるため、年度ごとの目標値の設定は行っていないが、前年度を上回る指標を目標としている。 ※出典:社会福祉施設等調査・介護サービス施設・事業所調査				
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>								
-	-			-	-								
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度								
-	-	-	-	-	-								
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額) 22年度   23年度</b>	<b>24年度 当初</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段 の目標</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>				
(1) セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成17年度)	240億円の内数 (232億円の内数)	237億円の内数	1・2	介護福祉士等修学資金貸付事業において、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うとともに、福祉人材確保重点事業において、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、福祉人材確保推進事業				介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数を前年度以上とする。	介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うことで、学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士及び社会福祉士をより多く養成するとともに、福祉人材センターにおける求人・求職情報の収集・提供や介護・福祉従事者に対する研修等を通じ、福祉・介護人材の確保を推進する。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、福祉人材確保推進事業				

(厚生労働省24(Ⅶ-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-5-1)	担当部局名	社会・援護局援護課 社会・援護局援護企画課	作成責任者名	援護課長 峯村 芳樹 援護企画課長 須田 康幸										
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるために実施しています。	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標Ⅶ-5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること												
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費[平成24年度予算(案):23,822,895千円]	関連施策	—												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。</p> <p>昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。</p> <p>しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。</p>			政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28											
モニ	実績	モニ	モニ	モニ											

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			23年度	24年度			
1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	-	-	92.6%以上	毎年度	92.6%以上	92.6%以上	92.6%	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦傷病者戦没者遺族等援護法は、戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給することを目的としているため、対象者に対して裁定を速やかに行うことができているかどうかを政策目標の達成の測定指標とする。</li> <li>指標の目標値については、これまで前年度の実績値以上を目標として改善に努めてきた結果、平成22年度に90%を超える実績値となったため、当該水準以上を目標値とする。</li> <li>社会・援護局援護課調べ</li> </ul>
2 昭和館の入館者数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	265,092人	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。</li> <li>昭和館調べ</li> </ul>
3 しょうけい館の入館者数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	133,556人	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその妻等が戦中・戦後に体験した労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。</li> <li>しょうけい館調べ</li> </ul>

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		目標年度			
-	-	-			-

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法 施行事務 (昭和27年度)	31,350百 万円(内繰 越し等92 百万円) (29,773百 万円)	27,265百 万円(内繰 越し等76 百万円)	23,473百 万円	1	・戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給するため、厚生労働省で審査・裁定事務を実施 ・権利の裁定に必要な調査に関する事務等を都道府県で実施 ・障害年金等の支給を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立てに関し意見を述べる援護審査会を厚生労働省で運営 ・厚生労働省で援護年金システムを運用・管理	・援護年金及び甲 慰金について、全 受理件数のうち、請 求を受理した後6ヶ 月以内に裁定を 行った件数の割合： 92.6%以上	・審査・裁定事務及び権利の裁定に必要な調査に関する事務等の迅速かつ確実な実施により、6ヶ月以内の裁定件数の割合を押し上げる効果がある。 ・医師や法律家によって構成され、高い専門性を有する援護審査会が異議申立案件に関与することにより、一定程度の権利の救済の効果がある。 ・援護年金システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。
(2) 戦没者等の遺族に対する特別 給付金等の支給事務 (昭和38年度)	384百万円 (372百万 円)	834百万円	350百万円	—	・戦没者等の遺族に対し特別給付金等を支給するため、都道府県で審査・裁定事務を、厚生労働省と都道府県で広報活動を実施 ・厚生労働省と都道府県で援護国債システムを運用・管理	—	・審査・裁定事務の迅速かつ確実な実施や、制度に関する広報活動の効果的な実施により、対象者への確実な支給に効果がある。 ・援護国債システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。
(3) 戦傷病者特別援護法等に基づく 戦傷病者等に対する療養の給 付等の援護事業(昭和28年度)	693百万円 (476百万 円)	503百万円	378百万円	—	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行うこと。	—	・各施策は戦傷病者の援護そのものであり、確実に実施する。
(4) 昭和館運営事業(平成11年度)	451百万円 (448百万 円)	439百万円 (内繰越し 等2百万 円)	451百万円	2	主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料、情報を収集及び保存することにより、後世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。	昭和館の入館者数 前年度以上	・資料・情報の収集や企画展等の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦没者遺族等の援護につながると見込んでいる。
(5) 戦傷病者福祉事業(昭和47年 度)	193百万円 (193百万 円)	185百万円	184百万円	3	戦傷病者に対し、各都道府県の区域の実状に応じ健康診査・健康相談、生活更生相談のほか法改正等講習会を組織的に行うこと及び戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦を後世代の人々に伝えることを目的とする。	しょうけい館の入館 者数 前年度以上	・戦傷病者等への健康診査・健康相談の実施や、企画展等の実施を通し来館を促進し、より多くの人々に戦傷病者等の労苦を伝えることにより、戦傷病者の援護につながると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅶ-5-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する(施策目標Ⅶ-5-2)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局援護企画課外事室		<b>作成責任者名</b>	援護企画課外事室長 梅原一豊					
<b>施策の概要</b>	本施策は、戦没者の遺骨の帰還及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること								
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)戦没者慰霊事業費[平成24年度予算額:2,033,789千円]				<b>関連施策</b>	—								
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨の帰還等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行います。 ・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) ・「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解) ・衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議(昭和27年6月16日)							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>		24	25	26	27	28
										モ二	モ二	実績	モ二	モ二
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>					
					23年度	24年度								
1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	—	—	85%以上	毎年度	85%以上	85%以上	—	—	・慰霊巡拝事業は、遺骨帰還事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義な慰霊とするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が85%以上となるよう目標値を定めている。 ・社会・援護局援護企画課外事室調べ					
2 遺骨収容又は送還を行った地域数	—	—	過去3年の平均地域数以上	毎年度	過去3年の平均地域数以上	過去3年の平均地域数以上	13	平成22年度	・先の大戦における戦没者の御遺骨は、戦後65年以上を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で御遺骨を着実に収容・送還することが遺族の慰藉に寄与することから、当該数値を測定する。 ・遺骨帰還事業は、寄せられた情報に基づき遺骨帰還団を派遣し収容を実施しており、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域数が左右されるため、戦没者遺骨を迅速かつ着実に収容・送還する指標として、過去3年間の平均地域数以上を目標とする。 ・社会・援護局援護企画課外事室調べ					
3 慰霊碑の維持管理等実施地域数	—	—	前年度に比べ地域数を増加	毎年度	前年度に比べ地域数を増加	前年度に比べ地域数を増加	26	平成22年度	・慰霊碑の維持管理等事業とは、旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域に小規模慰霊碑を建立する事業であり、より多くの地域で慰霊碑が適切な状態にあることなどが遺族の慰藉につながるため、当該数値を測定し、前年度に比べ地域数を増加させることを目標とする。 ・社会・援護局援護企画課外事室調べ					
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>									
—	—			—	—									
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度									
4 遺骨帰還事業の実施数(回)	27	23	44	51	集計中									
5 収容遺骨数(柱)	760	2,038	8,965	8,097	集計中									
6 慰霊巡拝実施数(回)	12	14	12	14	13									

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 戦没者追悼式挙行等事業	133百万 (131百万)	133百万	140百万	—	①全国戦没者追悼式挙行経費 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から代表遺族を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式挙行経費 海外戦没者遺骨帰還等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	—	・全国戦没者追悼式や千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(2) 海外未送還遺骨情報収集事業	119百万 (119百万)	108百万	123百万	2	南方地域(フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア)及び旧ソ連地域に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内や現地地で情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・残存する日本人戦没者の遺骨情報を収集し、先の大戦による海外日本人戦没者の遺骨帰還等の計画的な実施を図ることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(3) 遺骨帰還関連事業	690百万 (357百万)	544百万 (内繰越等 195百万)	263百万	2	戦没者の遺骨帰還は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨帰還が可能となった。これまでに約33万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約127万柱)が送還されている。 相手国の事情や海没その他の自然条件等により収容ができない地域等が残されているが、今後も現地政府などからの残存遺骨情報の収集に努め、遺骨帰還を実施することとしている。相手国の事情により遺骨帰還ができない国には、外務省と連携し遺骨帰還の実現に向けて努力しているところである(一部補助事業 補助率 10/10)。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・戦没者の遺骨を迅速かつ着実に帰還させることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(4) 遺骨伝達等事業	599百万 (162百万)	546百万 (内繰越等 437百万)	136百万	—	海外等で収容された先の大戦による戦没者の遺骨については、遺留品調査等により身元が特定された場合に遺族へ伝達し、平成15年度以降は遺骨から有効なDNAを抽出できるなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対しDNA鑑定を実施し、身元特定に至った場合も同様に伝達している。遺族に引き渡すことのできない遺骨は、国内で再焼骨後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。また、当局保管の朝鮮半島出身旧軍人軍属の遺骨については韓国及び北朝鮮政府に送還するものであり、基本的に合意している韓国政府に対して遺骨を送還している。	—	・戦没者の遺骨をDNA鑑定や遺留品調査等により、身元特定を行い遺族に返還することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(5) 慰霊巡拝事業	84百万 (87百万)	54百万	50百万	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。	慰霊巡拝参加者のうち「満足した」と答える者の割合 85%以上	・旧主要戦域や遺骨帰還が望めない海域等で戦没者遺族等が戦没者を慰霊することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(6) 慰霊友好親善事業	315百万 (312百万)	272百万	272百万	—	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。	—	・戦没者の遺児と主要戦域等の人々との友好親善を図り、相互理解を深めることで、戦没者遺児の慰藉につながると見込んでいる。
(7) 慰霊碑の維持管理等事業	77百万 (40百万)	33百万	58百万	3	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。 なお、経年劣化等により補修の必要な慰霊碑について、計画的に調査を行い補修工事を行うこととしている。	慰霊碑の維持管理等実施地域数 前年度に比べ地域数を増加	・戦没者慰霊碑等について維持管理等を行い、遺骨帰還が事実上実施できない旧ソ連地域に小規模慰霊碑を建立することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(8) 民間建立慰霊碑等整理事業	19百万 (19百万)	11百万	11百万	—	企画競争により委託先の選定を行い、過去の慰霊碑整理事業実施状況等を考慮し、実施地域に建立されている民間建立慰霊碑等の情報について、可能な限り国内における調査、情報収集を充実させ、相手国や関係団体、建立者等と協議し、内容を精査・整理したうえで、現地を訪問し慰霊碑等の移設等の整理や補完調査を行う。	—	・民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、建立者等へ維持管理の指導を行い、必要に応じ、整理事業を行うことで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
(9) 平和を祈念するための硫黄島特別対策事業	—	1,160百万	982百万	1, 2	従来を取組を抜本的に見直し、科学的手法による壕、御遺骨の調査を拡大するとともに、自衛隊の協力や若者を含めたボランティア等のより多くの参加を得て、人員、重機等を大幅に拡充し、3年程度集中的に遺骨帰還事業を実施する(一部補助事業 補助率10/10・1/3)。	—	・戦没者の遺骨を迅速かつ着実に帰還させることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。

(厚生労働省24(Ⅶ-5-3))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する(施策目標Ⅶ-5-3)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室		<b>作成責任者名</b>	援護企画課中国孤児等対策室長 井上秀美											
<b>施策の概要</b>	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること														
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)中国残留邦人等支援事業費[平成24年度予算:1,750,574千円] (項)地域福祉推進費[平成24年度予算:23,723,800,000千円の内数]				<b>関連施策</b>	—														
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行います。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>		<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>											
					23年度	24年度														
地域生活支援事業のうち、自立支援 1 援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	9787	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、自立支援通訳の更なる活用が重要であるため、派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度以上の派遣数としている。</li> <li>・社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ</li> </ul>											
支援給付実地監査実施割合(支援 2 給付実地監査実施数/支援給付 実地監査対象自治体数)(%)	—	—	25%	毎年度	25%	25%	27.2%	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援給付施行事務監査は、支援給付施行事務の適否を関係法令等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずることにより、適正な運用を確保するための重要な施策であることから、当該数値を測定する。</li> <li>・全ての都道府県及び政令指定都市に対して4年間をかけて実地監査を行うことにしているため、各年度ごとの目標値を25%としている。</li> <li>・社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ</li> </ul>											
支援・相談員等の配置割合(配置 3 自治体数/支援給付を受給する中 国残留邦人等が居住する自治体 数)(%)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	91.5%	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援・相談員とは、中国残留邦人等からの日常生活上の相談に応じるなど、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として配置しているものである。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で配置されることが中国残留邦人等の支援につながるため、当該数値を測定する。</li> <li>・支援・相談員の配置割合を毎年度把握し、前年度以上の割合を確保することがより充実した支援につながるものであることから、目標値を前年度以上としている。</li> <li>・社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ</li> </ul>											
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>															
—	—			—	—															
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度															
4 中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	22	28	22	18	10															
5 中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	18,194	25,944	26,979	24,512	集計中															
6 地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	—	81.5	92.5	95.2	集計中															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	8,749百万 円 (8,749百万 円)	9,190百 万円	9,196百 万円	-	満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4)	-	・老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完するための支援給付を支給することで、永住帰国者の自立の支援につながる と見込んでいる。
(2) 中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	52百万円 (28百万円)	42百万円	36百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施する。	-	・中国残留日本人孤児の身元調査を行うことにより、円滑な帰国促進につながると見込んでいる。
(3) 中国残留邦人等に対する帰国 受入援護事業 (昭和48年度)	563百万円 (492百万 円)	534百万円	481百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。 また、永住帰国直後の世帯に対しては、中国帰国者定着促進センターで、6か月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する。	-	・永住帰国を希望する中国残留邦人等に対し、永住帰国旅費や自立支度金の支給等の帰国受入援護を行うことにより、円滑な帰国促進につながると見込んでいる。
(4) 中国残留邦人等に対する定着 自立支援事業 (昭和63年度)	488百万円 (486百万 円)	472百万円	437百万円	-	永住帰国直後の中国帰国者定着促進センターでの入所研修に加え、定着先で8ヶ月間、通所施設である中国帰国者自立研修センターで日本語指導、就労相談・指導等の研修を実施する。 また、帰国者の高齢化や2、3世の増加など帰国者の多様化に伴い、中国帰国者支援・交流センターで、目的やニーズに合わせ就労に結びつく日本語学習や社会的な自立を促すための交流事業等を実施している。	-	・永住帰国した中国残留邦人等に対し、中国帰国者自立研修センターと中国帰国者支援・交流センターでの日本語指導等の定着自立支援を行うことにより、永住帰国者の自立の支援につながると見込んでいる。
(5) 保険料追納一時金事業 (平成19年度)	410百万円 (216百万 円)	506百万円 (内繰越し 等195百万 円)	327百万円	-	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。	-	・満額の老齢基礎年金等の受給のための一時金を支給することにより、永住帰国者の自立の支援につながる と見込んでいる。
(6) 中国残留邦人等に対する支援 給付事業 (平成20年度)	547百万円 (440百万 円)	489百万円	445百万円	2,3	満額の老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を窓口配置するとともに、支援給付の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するため、実施機関に対する指導監査を行う。 (支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	支援給付実地監査 実施割合(支援給 付実地監査実施数 /支援給付実地監 査対象自治体数) (%) 25%	・支援・相談員の配置による支援給付の円滑な実施や実施機関に対する指導監査による支援給付の適正かつ効率的な運用を図ることにより、永住帰国者の自立の支援につながる と見込んでいる。
						支援・相談員等の 配置割合(配置自 治体数/支援給付 を受給する中国残 留邦人等が居住す る自治体数)(%) 前年度以上	

(厚生労働省24(Ⅶ-5-4))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること(施策目標Ⅶ-5-4)				<b>担当部局名</b>	社会・援護局業務課		<b>作成責任者名</b>	業務課長 齋藤恭一						
<b>施策の概要</b>	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること									
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 恩給進達等実施費[平成24年度予算額:424,353千円]				<b>関連施策</b>	—									
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものです。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものです。								<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>		24	25	26	27	28
									モ二	モ二	モ二	モ二	実績		
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>						
					23年度	24年度									
旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約2400万件 <sup>1</sup> のうちデータベース化したものの割合	—	—	100%	平成27年度	20%	40%	集計中	平成23年度	・終戦後に旧陸海軍から引き継がれた資料は経年劣化による損傷が激しく、公文書等の管理に関する法律に基づき計画的に保管資料のデータベース化を図る必要があるため、当該指標を測定する。 ・平成23年度からの人事関係資料のデータベース化等資料整備計画に基づき、平成27年度100%を目標値とする。 ・社会・援護局業務課調べ						
恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に <sup>2</sup> 総務省に進達した割合	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	平成22年度	・恩給給与細則に基づき、旧軍人遺族等恩給進達事務を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。 ・社会・援護局業務課調べ						
旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 <sup>3</sup>	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	平成22年度	・軍人軍属期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、前年度以上の実績値を目標値とする。 ・社会・援護局業務課調べ						
ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合 <sup>4</sup>	—	—	100%	平成27年度	20%	40%	集計中	平成23年度	・戦後67年目を迎え、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、ソ連抑留中死亡者等の照合調査に積極的に取り組む必要があるため、当該指標を測定する。 ・戦後70年にあたる平成27年度100%を目標値とする。 ・社会・援護局業務課調べ						
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>										
—	—			—	—										
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度										
—	—	—	—	—	—										

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	298百万円 (290百万円)	256百万円	376百万円	1、4	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧陸海軍人事関係等資料について、計画的に電子化による整備を行っている。</li> <li>ロシア政府により未提供のシベリア抑留中死亡者関係資料を入手するとともに資料の整備を図る。入手した資料は、日本語に翻訳後データベース化し、日本側資料と照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等への提供資料の記載内容をお知らせする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約2400万件のうちデータベース化したものの割合 40%</li> <li>ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合 40%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料整備について、一般競争入札を実施するなど、効率的かつ計画的にデータベース化を行うことにより、人事資料の適切な整備保管につながると見込まれる。</li> </ul>
(2) 未帰還者実態調査事業 (昭和28年度)	2百万円 (0百万円)	1百万円	1百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>未帰還者の消息について、関係機関及び留守家族の協力を得て、情報の収集や状況確認を行う。</li> <li>新たな生存情報の入手に努めると共に、長期にわたって情報がない者で、調査の結果死亡の確度が高い者については、未帰還者の留守家族へ情報提供を行い、戸籍処理(戦時死亡宣告の同意)に努める。</li> <li>現地調査は、長期にわたって有効な情報のない者について最終消息地に厚生労働省職員を派遣し、現地住民への聴き取り調査と関係機関との打合せを行う。</li> </ul>	-	-
(3) 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	60百万円 (58百万円)	49百万円	45百万円	2、3	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県と通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を推達するとともに、都道府県に対し恩給推達事務に関する指導を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 100%</li> <li>旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての恩給請求書を受付後、1.5ヶ月以内に審査、推達するなど、迅速に処理を行うことにより、恩給請求書の適切な推達につながると見込まれる。</li> </ul>
(4) 戦没者叙勲等の進達事務 (昭和38年度)	4百万 (4百万)	3百万	3百万	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、閣議決定に基づき事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位叙勲の事務処理を行う。</li> </ul>	-	-

(厚生労働省24(Ⅷ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅷ-1-1)</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>障害保健福祉部企画課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>企画課長 中島 誠</p>																
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施</p>	<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進すること                  施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p>																		
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応している。                  一般会計                  (項)社会福祉施設整備費 (目)社会福祉施設等施設整備費補助金 [平成24年度予算額:6,100百万円]                  (項)障害保健福祉費 (目)障害程度区分認定等事業費補助金 [平成24年度予算額:8,285百万円]                  (項)障害保健福祉費 (目)障害者自立支援給付費負担金 [平成24年度予算額:771,017百万円]                  (項)障害保健福祉費 (目)精神保健対策費補助金 [平成24年度予算額:4,008百万円]                  東日本大震災復興特別会計                  (項)社会福祉施設整備費 (目)社会福祉施設等施設整備費補助金 [平成24年度予算額:4,500百万円]</p>	<p><b>関連施策</b></p>	<p>-</p>																		
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>(施策の背景)                  社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことである。                  障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域での自立支援」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関連する施策の拡充が図られた。</p> <p>(施策の枠組み)                  ○障害者の地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指すことを目的とする「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」                  ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)</p>			<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> </tr> </table>						24	25	26	27	28	実績		モ二	モ二	モ二	実績
	24	25	26	27	28																
実績		モ二	モ二	モ二	実績																

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度	目標値	目標年度	23年度	24年度	最新値	年度	
1 (第3期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数	14.6万人	平成17年度	—	平成26年度	—	—	2.9万人	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定することとしたい(平成24年5月中予定)。 注:基準値については、平成17年度時点の福祉施設入所者数を示す。最新値については、平成17年度から平成23年度にかけて、福祉施設から地域生活への移行者数を示す。
2 (患者調査による)統合失調症の入院患者数	18.5万人	平成20年度	15万人	平成26年度	—	—	18.5万人	平成20年度	患者調査(H20)において、精神病床入院患者数全体に占める統合失調症(統合失調型障害及び妄想性障害)の割合は約60%であり、その数の変動は、精神障害者の退院促進、地域生活支援の指標となるため。 また、目標値は、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書に基づくことと、基準値、最新値は、患者調査(3年に1度)に基づく。
3 (第3期障害福祉計画による)グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	—	—	—	平成26年度	—	—	6.3万人	平成22年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定することとしたい(平成24年5月中予定)。
4 (第3期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数	2千人	平成17年度	—	平成26年度	—	—	3,736人	平成21年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定することとしたい(平成24年5月中予定)。
5 (工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額	—	—	—	平成26年度	—	—	13,079円	平成22年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、現在、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定める「工賃向上計画」を各都道府県において策定中であり、6月に報告が上がり次第集計し、目標数値を設定することとしたい。

6 (第3期障害福祉計画による)就労移行支援の利用者数	—	—	—	平成26年度	—	—	36.7万人日分	平成22年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定することとしたい(平成24年5月中予定)。
7 (第3期障害福祉計画による)就労継続支援A型の利用者数	—	—	—	平成26年度	—	—	25.9万人日分	平成22年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定することとしたい(平成24年5月中予定)。
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
—	—			—	—				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
8 障害福祉サービスの予算額	4,873億円	5,345億円	5,512億円	6,160億円	6,787億円				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要	達成手段の目標(24年度)	施策目標達成への寄与の内容		
	22年度	23年度							
(1) 社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む)(昭和21年度)	10,000 (9,039.684)	24,811.846	10,832.638	1、3、6、7	社会福祉法人等が「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者自立支援法」等の規定に基づき、障害者施設、保護施設等を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助し、都道府県・指定都市・中核市においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助(補助率:1/2)する。 また、東日本大震災等により被災した障害者施設等を復旧しようとする場合、復旧に要する費用の3分の2を補助(通常の補助率2分の1から嵩上げ)する。	平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定める「第3期障害福祉計画」を各地方自治体において策定中であり、現在集計中。	児童福祉法、障害者自立支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助し、障害者の日中活動の場やグループホームなどの計画的な整備を促進することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。		
(2) 障害保健福祉制度普及関係経費等(平成20年度)	311.707 (173.371)	219.016	219.349	—	○障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ○障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ○障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等)	補助犬リーフレット・パンフレット・ポスター(合計)の作成、関係機関等への配布数:126,960	障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。		
(3) 精神障害者社会復帰調査研究等事業(平成6年度)	73.015 (58.065)	66.889	64.543	—	①精神障害者に関する保健福祉等のサービス提供について、福祉分野に限らず保健医療分野とも連携した包括的なサービス提供体制の構築に資する調査・研修を実施する。 ②「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「自殺総合対策大綱」に基づき、メディアを活用したPR等を行うことにより、地域における普及・啓発活動を実施する。	—	①本事業の調査結果が、必要な施策を講じるための重要な指標となり、より効果的な地域におけるサービス提供体制の構築を行うことができると見込んでいる。 ②インターネットにおけるメンタルヘルス総合サイト等による普及啓発により、精神疾患に関する正確な理解や早期相談・早期発見を促すことができると見込んでいる。		

(4)	障害程度区分管理事業 (平成18年度)	67,691 (67,690)	60,878	57,826	—	障害程度区分判定に係る市町村の支援(ヘルプデスクの設置)及び市町村が行った障害程度区分判定に係るデータの集約。	—	市町村が実施する障害程度区分認定調査の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービス利用する障害者の生活を支援するものである。また、今後の障害程度区分の見直しに必要な基礎資料を得るとともに、全国の区分判定状況を客観化し、全国統一ルールによる判定業務の地域格差の是正及び適正化に繋げることで、サービス支給費全体の効率化に資するものである。
(5)	自殺対策関係事業 (平成18年度)	771,102 (761,963)	17,164	10,973	—	①自殺未遂者の再発の自殺を防ぐために、入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師等を対象とした研修、自死遺族の苦痛を和らげるための心理的ケアを中心に、遺族支援の民間団体等を主に対象としたシンポジウムを開催する。 ②自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信、地域のネットワーク構築、研修事業などを行っているが、それらの活動上で必要のある諸種の調査・分析作業を委託していた。(センターの独法化により21年度終了) ③一般かかりつけ医と精神科医の連携体制の強化や精神科医療従事者に対する研修を行い、精神医療の質の向上を図る。(これらの事業を行うため、各都道府県に設置されている地域自殺対策緊急強化基金に積み増しを行う)	自殺未遂者ケア研修 自死遺族ケアシンポジウムの開催回数:4	医師、看護師等救急医療従事者を対象とする自殺未遂者に対するケアの研修を行うことにより、自殺未遂者の再発の自殺企図を防止し、自殺者数の減少に資するものと見込んでいる。
(6)	障害者自立支援給付 (平成18年度)	588,706.34 (585,357.233)	651,144.45	771,017.179	1、3、4、6、7	○介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ○療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ○サービス利用計画作成費(補助率:1/2) 障害福祉サービスの利用に当たり、長期入院・入所から地域生活に移行する者や単身で生活している者で自ら福祉サービスの利用調整を行うことが困難な者等のうち、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者が、指定相談支援事業者からサービス利用計画の作成等の相談支援を受けた際に、サービス利用計画作成費を支給する。 ○補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完または代替する用具(補装具)の購入又は修理に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。	平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定める「第3期障害福祉計画」を各地方自治体において策定中であり、現在集計中。	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービスを計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(7)	障害者医療費 (平成18年度)	195,411.85 (157,971.49)	185,010.544	205,676.103	—	障害者自立支援法第58条第1項の規定により、障害者・児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた際、同法第92条第2号及び第93条第1号の規定により都道府県等が支弁した費用に対して法第95条第1項第2号及び第3号により、50/100を国が負担する制度	—	自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・児の心身の障害を除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになる効果があると見込んでいる。
(8)	地域生活支援事業 (平成18年度)	44,000 (44,000)	44,500	45,000	—	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者自立支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。	—	—
(9)	障害程度区分認定等事務費 (平成18年度)	1,492,107 (1,356,398)	1,365	1,867,544	—	障害程度区分認定調査と医師意見書作成、市町村審査会運営に必要な経費を補助する。	—	障害程度区分認定調査は、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に調査が実施されており、利用者間・地域間の公平性を保つ機能を果たしているところである。市町村に対する事務費の補助は、その機能をより安定させ、市町村の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービス利用する障害者の生活を支援するものである。

(10)	不服審査会経費 (平成18年度)	14(13.629)	14.806	10.787	—	各都道府県において、障害者介護給付費等不服審査会を開催するための経費を補助する。 ○実施主体 都道府県 ○補助率 1/2	—	都道府県が開催する不服審査会の事務経費を補助するものであり、目標を定め、検証することになじまない。
(11)	給付費支払システム事業 (平成18年度)	1,006.989 (1,006.989)	1,754.146	1,731.052	—	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率 10/10 また、東日本大震災により市町村機能が損なわれ、市町村が国民健康保険団体連合会に対して介護給付費等を支払うことができない場合、立替払いを行うために国民健康保険団体連合会が市中銀行より借り入れた借入金に係る利息について、補助を行う。補助率 10/10	—	—
(12)	工賃向上計画支援事業 (平成24年度) ※平成23年度までは工賃倍増支援事業	791.228 (463.736)	501.627	400.898	5	○基本事業(補助率:1/2) 事業所職員の人材育成のための研修等に係る事業、工賃アップ取組事業所経営改善支援事業(経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援)等 ○特別事業(補助率:定額(10/10)相当) 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業、共同受注窓口整備に係る事業、好事例発表・展示・即売会の開催	計画を策定し、事業所の支援を行っている都道府県数:47 (一人あたりの平均工賃月額:現在23年度平均工賃を調査中のため、未定)	経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする工賃向上計画の策定の支援を通じて、就労継続支援B型事業所における安定的・継続的な作業を確保するなど工賃引き上げに向けた取り組みを支援することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(13)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	961.338 (770.291)	1,015.208	1,054.268	4	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ○就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言等 ○生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等	設置箇所数:327 (支援対象障害者数:現在23年度支援対象障害者を調査中のため、未定)	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(14)	障害者自立支援対策臨時特例交付金 (平成22年度)	3,927 (3,927)	15,814	0	—	○障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付し、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(平成19年2月6日障発0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙)」に基づき都道府県及び市町村が行う障害者自立支援法の施行に伴う事業者の運営の安定化等を図る措置等の事業に要する費用に対し、基金から定額又は2分の1の補助を行う。 ○平成18年度補正予算によって造成されたこの基金は、平成20年度、21年度、22年度及び23年度の補正予算で積み増しを行い、平成24年度まで事業を実施することとしている。	—	—
(15)	障害児施設措置・給付 (昭和23年度)	71,024.942 (68,297.269)	71,233.893	56,621.731	—	○障害児通所・入所給付費等都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。(補助率:1/2) ○障害児相談支援給付費障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2)	施設利用人員 上段:措置人員(月):58,382 下段:契約人員(日):6,228,457	障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、障害児通所・入所給付費等都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(16)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和45年度)	4,612.520 (4,617.066)	4,612	4,613.959	—	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付費に不足する分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。対象:心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市補助率:国1/2、都道府県及び指定都市1/2	—	—

(17)	発達障害者支援関係事業 (平成17年度)	592.932 (183.691)	496.452	475.238	—	自治体により実践された取り組みについて、その分析・検証を行うことにより発達障害児(者)に対する有効な支援手法の確立を図る。また、発達障害児(者)に対する支援体制の整備を進めることにより、発達障害児(者)及びその家族に対する支援のより一層の強化を図る。(補助率:1/2)	・発達障害者支援体制整備事業:事業実施自治体数:66 ・発達障害者支援関係事業:事業実施自治体数:20	発達障害児(者)について、発達障害一人一人のニーズに応じた支援が提供できるよう、発達障害(児)者への有効な支援手法を開発・確立するとともに、ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ることにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(18)	児童福祉事業助成 (昭和37年度)	56.256 (56.256)	46.590	46.549	—	○在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ○在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ○在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を行う。 ○母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図るため、ブロック別研修会を開催し、就労に必要な情報提供等を実施。  ※補助率:定額(10/10)	療育相談実利用者数: 14,500	障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(19)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	136,743.031 (137,047.820)	140,441.237	152,141.518	—	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 事業名 対象 補助率 特別児童扶養手当給付費 特別児童扶養手当受給者 国10/10 特別障害者手当等給付費負担金 特別障害者手当等受給者 国3/4、都道府県及び市・福祉事務所設置町村1/4 事務取扱交付金 都道府県及び市町村 国10/10 特別児童扶養手当支給業務庁費 システム維持・保守会社 国10/10	—	—
(20)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	321.032 (320.002)	320.351	326.426	—	実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。	図書(点字図書及び録音図書)の製作数: 130	視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。
(21)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	101.596 (93.559)	117.184	142.405	—	実施主体である団体(3団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。	手話通訳技術向上等研修修了者:230 盲ろう者向け通訳者養成研修修了者:115	手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーションの支援を担う人材が増え、聴覚障害者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。
(22)	障害者スポーツ・文化芸術活動振興 (平成13年度)	91 (91)	91	91	—	1. 全国障害者スポーツ大会開催事業 障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の促進に寄与することを目的とする。 2. 障害者芸術・文化祭開催事業 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	全国障害者スポーツ大会参加選手数: 3,441	全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭を開催することにより、障害者がスポーツの楽しさを体験することや芸術・文化祭への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることは、障害者の自立と社会参加の促進に資すると見込んでいる。
(23)	高度情報通信福祉事業 (平成14年度)	170.709 (170.709)	170.604	170.604	—	実施主体である団体(3団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。	パソコンボランティア指導者養成数:220	高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の促進に資すると見込んでいる。
(24)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	21 (21)	21	21	—	○地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体で構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。)に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ○運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。	各地方社会参加推進センターや障害者関係団体の相談員を対象とした「障害者相談員研修会」の参加者数:1,500	「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると見込んでいる。

(25)	身体障害者体育等振興 (昭和38年度)	255.562 (250.952)	506.731	830.692	—	①競技技術の向上等のための調査研究や情報収集・提供、スポーツの普及・啓発等を行う事業(補助率10/10) ②パラリンピック等の総合国際競技大会への派遣や強化合宿等を行う事業(20年度～)(補助率2/3) ③総合国際競技大会においてメダル獲得が有望である選手を指定し強化するための活動費等の助成を行う事業(21年度～)(補助率10/10)を実施するのに必要な補助金を交付する。	パラリンピック・デフリンピックへの派遣者数:130 指定強化事業の対象者数(延べ人数):1,949	身体障害者体育等振興を実施することにより、中央及び地方における障害者スポーツ団体間の連絡の徹底、連携の強化等を図る協議機関の設置・運営を行い、また、パラリンピックやデフリンピック等の国際的な競技大会へ選手等を派遣するための渡航宿泊等を補助する事業や障害者スポーツの世界大会においてメダル獲得が有望である選手の指定強化を図る事業を行い、総合的な障害者スポーツの振興ひいては障害者の自立と社会参加の促進を図ることを見込んでいる。
(26)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	253.03 (253.03)	236.489	241.498	—	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した諸事業(①災害支援ボランティアリーダー養成研修事業、②障害関係福祉情報提供事業、③障害者芸術・文化活動支援事業、④国際交流事業)を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い。	災害支援ボランティアリーダー養成研修事業の修了者数:35 バリアフリープラザ利用者数(交流を深めるコミュニケーションスペースの利用者数):7,382 障害者芸術・文化活動の参加者(障害者コンサートやバリアフリー映画の開催):3,500 国内外の障害者の交流:288	国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。
(27)	社会参加支援施設事務 (昭和25年度)	1,497.439 (1,453.583)	1,518.41	1,607.558	—	○点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録音物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ○実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ○国庫負担率 5/10	聴覚障害者情報提供施設数(障害者基本計画、重点施策実施5か年計画にて全都道府県での設置を目指し、整備を促進している。):47	点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は定額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録音物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。
(28)	精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	5,170.51 (5,161.978)	5,012.371	5,460.261	—	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。	—	・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。
(29)	精神障害者保健福祉対策 (平成2年度等)	5,082.753 (2,611.387)	4,183.294	4,065.725	2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備及び認知症疾患に関する専門医療の提供体制を強化するため、認知症かどうかの正確な診断、専門医療相談、介護との連携等を行う認知症疾患医療センターの運営に要する経費等を補助するとともに、自殺防止のための相談活動等事業や精神医療従事者等に対しこころの健康づくり等に関する研修事業を通じて、精神障害者の保健福祉の向上を図るもの。(補助率:1/2,1/3,定額)	精神保健福祉センター特定相談等事業の実施都道府県・指定都市数:67	精神科救急医療体制の整備を推進することは、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となることで入院期間が短縮され、一方で、精神障害者の地域生活を支えるための医療機能としても働くため、統合失調症入院患者数を減少させる効果があると見込んでいる。
(30)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等 (平成17年度)	14,199.933 (10,837.196)	14,007.406	17,469.624	—	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく裁判所の決定を受けた入院・通院対象者数:1,522	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
(31)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	9,524.555 (5,429.439)	6,309.505	5,874.167	—	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。	施設整備事業実施箇所数:8、設備整備事業実施箇所数:6、運営事業実施箇所数:29	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。

(32)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	65.553 (59.392)	64.927	65.328	—	【指定医療機関従事者研修】 指定入院医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 【精神保健判定医等養成研修】 精神保健判定医、精神保健参与候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。	「指定医療機関従事者研修」の研修人数: 538、「精神保健判定医等養成研修」の研修人数: 354	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種との育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。
(33)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 (平成21年度)	1,212.297 (392.324)	273.719	50	—	医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ○地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ○地域共生施設の設備整備 ○地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業)について、地域の共生に寄与する事業に必要な費用を補助し、地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。	事業実施箇所数: 1	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での相互理解を含めた総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。
(34)	心身障害者扶養保険対策 (昭和45年度)	117.924 (117.924)	107.997	107.997	—	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。 交付先: 独立行政法人福祉医療機構補助率: 国10/10	—	—
(35)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	2,263.507 (2,263.507)	2,260.692	1,976.653	1	この交付金は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を対象とし、当該法人が重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等を行うための費用を補助している。	—	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。
(36)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費 (平成17年度)	849.2(339.68)	236.846	561	—	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が運営する重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する総合施設に対して、老朽等に対する改修や支援の質の向上を図るための改築整備・防災対策等を実施するための費用を補助している。補助率 10/10	整備事業数: 1(のぞみの園)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が運営する重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する総合施設に対して、改築整備や防災対策等を実施することにより、老朽化に対する改修が可能となることで、知的障害者である入所者への支援の質の向上が図れる。
(37)	国立更生援護機関施設整備事業	932.167 (1,110.266)	1,167.64	2,204.168	—	耐震対策施設整備(既存庁舎の耐震対策)、環境対策施設整備(アスベストの飛散防止措置、老朽化等を原因とする設備機器の更新時のエネルギー消費の効率化等)等	整備事業数: 4	国立更生援護施設は、肢体不自由者等の社会的弱者を受け入れている施設であるため、建物の安全性の確保等に必要な施設整備を行うことにより、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。
(38)	国立更生援護施設運営事業 (昭和23年度)	2,243.876 (2,093.667)	2,070.442	2,033.997	—	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み)	—	障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。

(39) 精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	64.757 (30.727)	61.149	53.323	—	A.地域での精神科訪問看護等(アウトリーチ)による支援技術に関して、指導的な役割を担うことができる看護職、精神保健福祉士、作業療法士等の人材の養成を目的に研修事業を実施する。B.国が指定した施設において、発達障害児(者)への専門的な支援を行う発達障害者センター職員等を対象とした実地研修を実施する。C.依存症回復施設職員に対する研修事業を実施する。D.大学等の実習・演習担当教員及び実習施設の実習指導者の資質向上を目的として、講習会及び特別研修事業を実施する。E. 依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得・理解のための研修事業を実施する。	研修の回数 A:訪問看護研修:年1回(全国6箇所) C:依存症回復施設職員研修:年1回(全国1箇所) D:精神保健福祉士研修:年1回(全国8箇所) E:依存症家族研修:年1回(全国1箇所) 実施施設数 B:発達障害者支援者実地研修:全国6箇所	A:訪問看護の充実により、精神障害者に対する地域生活支援を強化することができる。 B:発達障害児(者)への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児(者)の自立及び社会参加に資することができる。 C:職員の資質向上を図ることにより、依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化することができる。 D:精神保健福祉士法等において定める厚生労働大臣が別に定める基準に基づき実施する研修であり、本研修を実施することにより、教員等が精神保健福祉士の養成に必要なスキル等を習得し、より質の高い精神保健福祉士の養成が担保される。 E:依存症者の家族が、依存症に関する正しい知識や依存症を支える家族関係について習得・理解することにより、再発を早期に発見できる感謝者の役割を果たす等、依存症者に対し、よりポジティブな家族支援を図ることができる。
(40) 依存症対策 (平成22年度)	1.136 (97)	1.136	1.136	—	依存症対策の関係者から構成される検討会を設け、先進的な取り組みを行う団体を採択するために、検討を行う経費。	—	本事業の実施により、地域におけるアルコール・薬物を中心とした、より効果的な各種依存症対策を行うことができる。
(41) 障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	3.435 (3.435)	3.45	4.004	—	国において、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施する。	国における各都道府県指導者養成研修の開催回数:1	各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(42) 障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	430	360	300	—	○開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ○開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。	対象テーマによる公募方式により平成23年度は開発テーマとして21テーマを採択。	障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすく適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。
(43) 障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	312(311.633)	250	200	—	[障害者総合支援法(案)]を踏まえ、障害者全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ○実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ○補助基準額1事業当たり10百万円を上限(補助率定額10/10相当)	指定課題に対する採択件数:28 (採択基準は外部有識者で構成する「評価検討会」で毎年決定する)	指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法(案)」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図る。
(44) 障害者虐待防止対策支援事業 (平成22年度)	461.587 (3.287)	403.26	420.838	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、連携協力体制整備事業、家庭訪問等個別支援事業、障害者虐待防止・権利擁護研修事業、専門性強化事業、普及相談事業を実施する。	障害者虐待防止対策支援事業の実施状況:47	障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。このため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。
(45) 障害程度区分調査・検証事業 (平成24年度)	—	—	100	—	市町村における障害程度区分の認定に関する詳細な基礎データの収集及び分析を行う。	—	障害程度区分については、従来より、様々な課題が指摘されており、総合福祉部会の提言等においても、新たな支給決定の提言が行われている。市町村が実施する障害程度区分認定の実態を把握することで、より実態に即した公平・透明な障害程度区分の検討に資するものである

(46)	巡回支援専門員整備事業 (平成23年度)	-	155.76	266.68	-	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員等に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。(補助率:1/2)	事業実施自治体数: 113	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。
(47)	障害者等災害臨時特例補助金 (平成23年度)	-	120.442	15.506	-	○被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担の減免(補助率:10/10) 障害者自立支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担については、市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が利用者負担を行うことが困難であると認めた場合には、その利用者負担を減免することができる。障害者自立支援法においては、サービスにかかる費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村、都道府県がそれぞれ負担することになっているが、今回の震災の被害が甚大であることから、特例として、市町村が利用者負担につき災害減免を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。(財政支援の対象は、利用者負担額を減免した場合のみ。) ○被災した障害者等の施設入所に係る食費等の自己負担額の減免(補助率:10/10) 被災した障害者支援施設等及び知的障害児施設等の入所者に係る食費及び居住費の自己負担額について、これを減免するための新たな給付を創設し、その給付費相当額について、国がその全額を財政支援する。	自治体において被害状況を把握中	東日本大震災により被災した者について、震災被害の甚大さにかんがみ、利用者負担額等を減免することにより、障害児者が適切なサービス提供を受けられる環境整備を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。
(48)	報酬改定影響検証事業 (平成24年度)	-	-	58.452	-	全国の障害福祉サービス事業者等の以下の状況(予定)を、全国網羅的に抽出調査。 (1)平成24年4月の報酬改定を受けての対応状況等 報酬改定前後(平成23年9月及び平成24年9月)における給与(基本給、手当及び一時金)の引上げの状況、サービス提供内容の見直し状況、設備投資の状況、職員の処遇の状況、職場環境の状況、職員の勤務の状況、教育研修の状況等 (2)従事者(直接処遇職員)の平均給与額の状況 報酬改定前後における平均給与額の状況(職種別、サービス別、資格保有別、地域区分別等)、平均給与額の分布状況	回収率:57.7%	平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に反映されているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行う。
(49)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	-	-	98.516	-	障害者自立支援法等の一部改正により、新たに障害福祉サービス事業者等に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に当該事業者の本部等への立入権限が付与されたことを受け、システム開発を行う。	-	-
(50)	重症心身障害児者地域生活モデル事業 (平成24年度)	-	-	24	-	○重症心身障害児者及びその家族に対する支援 ○障害福祉サービス事業所等に対する支援 ○地域住民に対する理解促進 ※補助率:定額(10/10)	-	重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズ等を踏まえた効果的なサービス利用や関係機関等との連携のあり方等の総合的なモデルを策定することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。
(51)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	-	-	18.174	-	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、当該医療機関で相互に技術交流を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。	事業実施箇所数:29	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が互いに技術交流を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくことで、法対象者の社会復帰を促進していく。
(52)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	-	-	2,200	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ①国庫負担基準の区分合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ②都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村	-	重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができる見込んでいる。

(厚生労働省24(区-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標区-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>年金局</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>総務課長 藤原禎一 参事官(資金運用担当) 原口真 年金課長 梶尾雅宏 数理課長 安部泰史 国際年金課長 日原知巳 首席年金数理官 田村哲也</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・新しい年金制度の制度設計を着実に進める ・現行の公的年金制度を改善する ・国際化の進展への対応を図る</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部) [平成24年度予算額:278,835千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等</p>						<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																		
実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ																		
<p><b>測定指標</b></p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>		<p>最新値</p>	<p>年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数  ※社会保障協定 1 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする等を内容とする協定。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>12回以上</p>	<p>各年度</p>	<p>12回以上</p>	<p>12回以上</p>	<p>13回</p>	<p>平成23年度(平成23年3月1日現在)</p>	<p>国際化の進展への対応を図るため。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																	
<p>2 新しい年金制度の創設</p>	<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出</p>			<p>平成25年度</p>	<p>社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、新しい年金制度の創設について、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する」としているため。 ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf</a></p>																	
<p>3 現行年金制度の改善</p>	<p>必要な制度改正</p>			<p>平成24年度以降</p>	<p>社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、「新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。」としているため。 ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf</a></p>																	
<p>4 年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革</p>	<p>平成25年の国会に法案を提出</p>			<p>平成25年度</p>	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)において、GPIFは、①固有の根拠法に基づき設立される法人とすること、②新しい法人制度と比較しガバナンスは厳格なものとし、③国の監督権限の導入や監査機能・リスク管理機能の強化等を行うこととし、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することとしているため。 ・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定) <a href="http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf">http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf</a></p>																	
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>—</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 公的年金制度の持続可能性確保 に必要な経費(昭和17年度)	3.81億円 (1.29億円)	1.86億円	1.53億円	2,3,4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等について検証を行う。併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。</li> <li>・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対する業務実績の評価及び管理等を行う。</li> <li>・老齢福祉年金の所得制限の金額を確定するための基礎データの収集等を行う。</li> <li>・有識者等で構成される年金改革の検討体制を確立する。</li> <li>・新制度の検討に必要な調査及び年金等分布推計等を行うシステムの開発を行う。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証、GPIFの運営の在り方に関する検討等を行うことにより、現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、また、新制度の検討に必要な調査等を行い、新たな年金制度の制度設計を着実に進めることで、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。</li> </ul>

(厚生労働省24(Ⅸ-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目標Ⅸ-1-2)				<b>担当部局名</b>	年金局	<b>作成責任者名</b>	事業企画課長 塚本力 事業管理課長 中村博治												
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・年金記録問題の解決に向けた取組を進めること ・公的年金制度の適正な事業運営を図ること				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること														
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費 [平成24年度予算額:40,312,379千円] (項)社会保険オンラインシステム費 [平成24年度予算額:56,837,217千円] (項)日本年金機構運営費 [平成24年度予算額:337,521,057千円]				<b>関連施策</b>	-														
<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)	政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組みを行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。 【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日～平成26年3月31日)等				<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>											
1 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況	-	-	年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。	平成24年度	-	年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明・各種サンプル調査等の実施などを通じて、未解明事案についての実態解明を進める。また、新たな年金記録回復基準の拡充も図る。	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,615万件(1,274万人)統合済み	平成23年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>											
2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	-	-	未統合記録については、紙台帳検索システムを活用した持ち主検索を進めるとともに、「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	平成24年度	-	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業や紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを引き続き実施することにより、解明・統合を進める。	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,615万件(1,274万人)統合済み	平成23年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>											

<p>3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況</p>	-	-	<p>・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業等を行う。          ・受給者の年金記録の確認については、25年春から予定している「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」と合わせて、「ねんきん特別便」等の未回答者への対応として、回答の勧奨を実施する。</p>	<p>平成25年度</p>	<p>・受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。          ・未回答者・未送達の方への対応として、「ねんきん定期便」や住民基本台帳ネットワーク等を活用して勧奨・再送付を行う。</p>	-	<p>ねんきん特別便について「訂正あり」と回答があった約1,295万人のうち約1,235万人処理</p>	<p>平成23年12月</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの状況</p>	-	-	<p>優先順位を付けたうえで効率的に実施することとし、24年度を目標に受給者の突合せを進める。併せて、該当者への通知作成等の体制強化を行う。これまでの取組では持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目標に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を実施する。</p>	<p>平成24年度</p>	<p>全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行っていく。また、実施状況を検証し、必要に応じて実施方法の見直し等の対応を行う。</p>	-	<p>約8,100万人の対象者のうち受託事業者審査終了数約2,600万人</p>	<p>平成24年1月</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>5 年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況</p>	-	-	<p>年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。</p>	<p>平成24年度</p>	<p>年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行う。</p>	-	<p>記録回復後の年金を受給できるまでの期間2.4月</p>	<p>平成24年1月</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>6 年金事務所段階での記録回復の促進等(標準報酬等の遡及訂正事案)</p>	-	-	<p>各種回復基準等に基づき記録回復を進める。</p>	<p>平成24年度</p>	<p>一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進める。</p>	-	<p>標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所における記録回復の実績(累計): 4,043件</p>	<p>平成23年12月</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>

7	ねんきん定期便や「ねんきんネット」による加入者情報の提供の状況	-	-	ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。24年4月から、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始する。	平成24年度	ねんきん定期便を送付するほか、「ねんきんネット」の充実を図る。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんきん定期便の送付数:6,610万件</li> <li>・ねんきんネット新規申し込み件数:708,416件</li> <li>・年金記録照会件数1,290,929件</li> </ul>	定期便: 平成22年度 ねんきんネット: 平成24年2月末現在	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
8	厚生年金基金記録との突合せの状況	-	-	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。(第1次審査:24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼のあったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める。第2次審査:厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったもののうち、基金加入員記録が適正と判断されるものについて被保険者記録の訂正処理を行う。)	平成24年度	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。	-	対象者3,736万人のうち3,434万人について突合せ済み	平成23年6月末	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
9	基礎年金番号の重複付番の解消及び新規発生防止の状況	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番の解消を進める。</li> <li>・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日及び住所の確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止し、氏名、性別及び生年月日一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理ができるようシステムの改善を進める。</li> </ul>	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消する。</li> <li>・重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のためのシステム開発等の準備作業を進める。</li> </ul>	-	重複付番調査対象件数:平成23年2月現在 3,016人(対前年同期比▲342人)	平成23年2月現在	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

10 国民年金の適用の状況	-	-	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	平成24年度	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	-	住基ネットにより把握し、加入勸奨手続きを行った20歳到達者の人数 121万人(うち55万人について職権適用)	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
11 厚生年金保険等の適用の状況	-	-	重点的加入指導等各種取組について、平成24年度中に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	平成24年度	重点的加入指導等各種取組について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	-	職員による戸別訪問や来所要請(重点的加入指導)による適用対策の結果、適用に至った事業所数:4,808事業所	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
12 国民年金の納付率の状況	-	-	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	平成24年度	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	-	国民年金の現年度納付率59.3%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
13 厚生年金保険等の徴収の状況	-	-	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	平成24年度	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	-	・口座振替実施率(厚生年金保険) 81.6% ・厚生年金保険の保険料収納率:97.8%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
14 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成の状況	-	-	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とする。	平成24年度	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とする。	-	(例)老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)のサービススタンダードの達成率: 89.5%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
15 年金相談の実施状況	-	-	相談窓口体制の強化や年金相談の予約制の活用等の取組により、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を防止する。	平成24年度	待ち時間短縮のための取組を進める。	-	・1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の事務所数:1ヶ月平均4カ所、30分以上1時間未満の事務所数:1ヶ月平均43カ所 ・コールセンター応答率:57.1%	22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

16	お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	-	-	「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声を収集するなど、お客様目線に立ったサービス向上の取組を進める。	平成24年度	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進める。	-	・「ご意見箱」に寄せられたご意見等の数:459件 ・「お客様へのお約束10か条」のホームページへの掲載、年金事務所への掲示	22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
17	社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	-	-	「新たなオンライン利用に関する計画(H23.8.3 IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進する。	平成24年度	「新たなオンライン利用に関する計画(H23.8.3 IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進する。	-	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の主要9手続における電子申請利用率:60.6%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
-	-	-	-	-						

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
-	-	-	-	-	-					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費	121.0億円 (109.9億円)	126.1億円	130.8億円	10,11,12,13 17	政府管掌年金事業における適用の促進、保険料等収納対策の推進、年金給付の迅速な決定及び正確な支給の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(2) 年金記録問題対策の実施に必要な経費	109.8億円 (64.9億円)	53.3億円	36.4億円	1,2,3,4,5, 6,7,8,9	「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)に基づき対策を実施している。 22年10月からは日本年金機構において紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業を東京の中央記録突合せセンターで開始し、23年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施している。また、23年2月末には、インターネットを利用していつでも手軽にご自身の年金記録を確認できる、ねんきんネットがスタートし、これらの取組みを通じて、引き続き年金記録の回復に努めている。	-	紙台帳とコンピュータ記録の突合せ等を実施することで年金記録問題の実態を解明し、年金記録の訂正に向けた処理を実施することにより、年金記録問題の解決に向けた取組を進めることに寄与する。
(3) 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費	466.6億円 (435.6億円)	561.2億円	565.5億円	10,11,12,13 15,17	日本年金機構と年金事務所等をオンラインで結び、正確かつ迅速な事務処理を実施。	-	全国312の年金事務所と日本年金機構を通信回線で結び、国民年金、厚生年金保険、健康保険の適用、保険料徴収、年金裁定及び支払、年金相談等の業務を迅速かつ的確に行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(4) 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費	536.8億円 (452.9億円)	120.8億円	2.9億円	10,11,12,13 17	「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現する。	-	「電子政府構築計画」中の「レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現により、コスト削減を図ることにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(5) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金)	1878.3億円 (1878.3億円)	2138.6億円	2010.1億円	1,2,3,4,5, 6,7,8,9	日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策費にかかるものである。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(6) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金)	1180.1億円 (1180.1億円)	1286.0億円	1365.1億円	10,11,12,13 14,15,17	公的年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。

(厚生労働省24(Ⅸ-1-3))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図ること(施策目標Ⅸ-1-3)				担当部局名	年金局企業年金国民年金基金課		作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 渡辺由美子					
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・企業年金制度等の健全な育成を図ること				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅸ-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること								
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等健全育成費 [平成24年度予算額:11,618千円] ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費の一部				関連施策	-								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。 少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えています。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要があります。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
										モ二	モ二	実績	モ二	モ二
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
					23年度	24年度								
1 企業年金等の加入者数	-	-	1,850万人	平成24年度	1,790万人	1,850万人	1,612万人	平成22年度	企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 ・企業年金等の制度概要 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html</a> ・厚生年金基金の財政状況等 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/01.pdf</a> ・確定拠出年金の加入者数及び規約数 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html</a> ・確定給付企業年金の加入者数(信託協会・生保協会・JA共済連) <a href="http://www.ja-kyosai.or.jp/about/press_nendo/2011/20110525/files/20110525.pdf">http://www.ja-kyosai.or.jp/about/press_nendo/2011/20110525/files/20110525.pdf</a> ・国民年金基金の加入員数 URL: <a href="http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html">http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html</a>					
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
2 制度改善に係る企画立案状況	必要な制度改正			平成24年度以降	企業年金等の制度改善を行い、健全な運営が図られるよう厚生年金基金等の適切な資産運用及び財政運営の仕組みを構築すること等により、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため									
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度									
3 確定給付企業年金の加入者数	506万人	570万人	647万人	727万人	-									
4 確定拠出年金の加入者数	280万人	321万人	352万人	384万人	-									

5 厚生年金基金の加入員数	478万人	466万人	460万人	447万人	—		
6 国民年金基金の加入員数	65万人	61万人	58万人	55万人	—		
7 確定給付企業年金の規約件数	3,099件	5,008件	7,405件	10,067件	—		
8 企業型確定拠出年金の規約件数	2710件	3,043件	3,301件	3,705件	—		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 企業年金等の健全な育成に必要な経費	0.12億円 (0.06億円)	0.11億円	0.11億円	1,2,3,4,5,6,7,8	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業年金等の業務報告書等集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。</li> <li>○企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等のあり方について検討を行う。</li> <li>○企業年金制度等の周知 企業年金制度等の改善事項について事業主等に周知を行う。</li> </ul>	—	企業年金等からの報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及促進に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。

(厚生労働省24(区-1-4))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>企業年金等の適正な運営を図ること(施策目標区-1-4)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>企業年金国民年金基金課長 渡辺由美子</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等適正運営費 [平成24年度予算額:1,596,258千円] ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費(一部)</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p><b>【企業年金等の未請求者対策】</b> 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度です。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要です。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況です。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところですが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要があります。</p> <p><b>【国民年金基金における給付費負担金】</b> 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を法令に基づき国が負担しています。</p>						<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																		
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																		
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 受給権者に占める未請求者の割合</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>15.60%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう未請求者(※)の解消に向けた様々な取組を進めることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 ※未請求者とは、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方のこと。 ・企業年金等の制度概要 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html</a> ・企業年金連合会における未請求者数(平成23年9月29日公表)(企業年金連合会HP) URL: <a href="http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/files/press_20110929.pdf">http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/files/press_20110929.pdf</a> ・厚生年金基金における未請求者数(平成22年12月21日公表) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000z9ha-img/2r985200000z9ir.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000z9ha-img/2r985200000z9ir.pdf</a> ・国民年金基金・国民年金基金連合会の未請求者数(平成23年11月8日公表)(国民年金基金・国民年金基金連合会HP) URL: <a href="http://www.npfa.or.jp/shiryu2011.pdf">http://www.npfa.or.jp/shiryu2011.pdf</a></p>													
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>																	
<p>2 企業年金連合会における未請求者数</p>	<p>147万人</p>	<p>143万人</p>	<p>144万人</p>	<p>142万人</p>	<p>—</p>																	
<p>3 厚生年金基金における未請求者数</p>	<p>14.4万人</p>	<p>14.6万人</p>	<p>14.3万人</p>	<p>13.6万人</p>	<p>—</p>																	
<p>4 国民年金基金連合会における未請求者数</p>	<p>3,062人</p>	<p>2,354人</p>	<p>1,966人</p>	<p>1,863人</p>	<p>—</p>																	
<p>5 国民年金基金における未請求者数</p>	<p>4,878人</p>	<p>5,317人</p>	<p>4,835人</p>	<p>4,308人</p>	<p>—</p>																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
①国民年金基金等給付費負担金 (①平成3年度) (1)②厚生年金基金等未納掛金等交付金 (②平成21年度)	①11.2億円 ②0.06億円	①12.8億円 ②0.05億円	①15.2億円 ②0.05億円	—	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会对し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会对し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。	—	①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。
(2) 国民年金基金連合会への事務費補助	2.1億円 (1.8億円)	1.2億円	0.7億円	—	国民年金基金連合会对し、以下の経費の一部を対象として補助しているものである。 ①個人型年金の事業の管理・運営に必要な電算機借料、通知書等印刷・郵送費等 ②中途脱退者に係る記録の承継通知、裁定請求書、年金証書等の作成・発送等  ※②については、平成23年度より補助対象外としている。  補助率:定額	—	確定拠出年金個人型年金の事業の管理運営を行っている国民年金基金連合会对し、事務に要する経費について一定の補助を行うことにより円滑かつ適正な事業実施を図るものである。

(厚生労働省24(区-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること (施策目標区-3-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>老健局総務課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>総務課長 福本浩樹</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、効率的な介護予防・健康づくりの推進及び高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動の支援のために実施しています。</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること                  施策大目標区-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)高齢者日常生活支援等推進費 [平成24年度予算額: 70,035,695千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>・基本目標 I (安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標10(妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること)と関連しています。                  ・基本目標区の施策大目標3の施策中目標(介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること)と関連しています。</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。                  また、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度より地域支援事業を実施しています。</p>						<p><b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																		
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																		
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 二次予防事業参加者の状態の改善率</p>	<p>46%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>46%</p>	<p>平成21年度</p>	<p>軽度者は、体を動かさないことにより所所に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な限り本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改善を図ることが期待されている。                  指標は、介護予防事業報告による(老健局老人保健課調べ)。</p>													
<p>2 老人クラブ(連合会)活動実績事業数</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>109,818</p>	<p>平成22年度</p>	<p>老人福祉法に規定される老人クラブ活動を全国的に推進する見地から、各地域の老人クラブ数を測定。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>—</p>																
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 老人保健健康増進等事業 (平成2年度)	26億円 (26億円)	23億円	22億円	—	地方公共団体、民間団体に対し以下の事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付。 ①介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業②高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業 ○補助率:10/10	調査研究事業の件数	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することとなる。
(2) 高齢者地域福祉推進事業 (昭和38年度)	28億円 (28億円)	28億円	28億円	—	老人クラブが行う各種活動に対する助成(以下の具体的な活動内容は例示である。)(ア)健康活動：健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施(イ)友愛活動：高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動(ウ)奉仕・ボランティア活動：子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動(エ)次世代育成支援活動：放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流	平成22年度から実施している老人クラブ活性化計画に基づく、会員以外の一般高齢者に対する友愛訪問等の活動実施率(市区町村老人クラブ)	高齢化が急速に進展する中、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の主体的な組織として、その活動や役割が今後益々重要となっているため、本事業により、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。
(3) 全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	2.1億円	—	全国健康福祉祭開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等)	スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ大会、文化交流大会及び共通イベント等数：18 (全国健康福祉祭事業参加選手等(観客を含む)：45万人(予定))	長寿社会を健やかで明るいものとするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)に要する経費を対象として助成する。 (平成24年度は東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県仙台市で開催されるため、平成24年度に限り、復興PRのための式典やイベント、復興を考えるシンポジウム等の事業費を含む)
(4) 全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市老連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査	老人クラブリーダー等養成者累積数(中央研修及びブロック研修)	①老人クラブに対する援助指導、②老人クラブに関する調査研究、③老人クラブ指導者の養成訓練に必要な経費を助成し、全国老人クラブ連合会の活動を支援する。
(5) テクノエイド協会事業費 (平成6年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	—	テクノエイド協会を事務局として、厚生労働省が別途委託する評価機関と連携し、利用者が福祉用具を使用する場面を想定した、評価の実施及び公表を実施する。・福祉用具の評価基準の策定。・厚生労働省が委託した評価機関において評価を行った結果に基づく評価結果の確定。・厚生労働省が委託した評価機関の育成・指導。・事業の実施に必要な委員会の設置。・事業及び事業で評価を受けた福祉用具の情報収集・情報提供	認証委員会において審議される評価件数	福祉用具の製品の安全性を確保する取組と相まって、福祉用具の使用に当たっての安全性、利便性を確保できるよう、利用者が使用する場面(臨床)での客観的指標に基づく安全性・操作性(=使い勝手等)に関する評価、公表及び情報提供を行う環境整備を推進する。
(6) 介護保険事業費補助金	4.3億円 (4.1億円)	3.3億円	3.6億円	—	(介護予防市町村支援事業) 都道府県が市町村における介護予防関連事業を支援する目的で実施する普及啓発、市区町村の担当者等の資質の向上、介護予防関連事業の事業評価等に必要経費を補助する。(補助率:1/2)	—	介護予防の観点から、より効率的な事業(サービス)の実施が図れるよう、都道府県が「介護予防市町村支援委員会」を設置する等により、市町村が行う介護予防に関する事業について、広域的な視点から様々な支援を行う。
(7) 地域支援事業交付金 (平成18年度)	641億円 (613億円)	642億円	642億円	1	要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。)において、以下の事業を実施している。 ○介護予防事業・・・要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービス提供等を行う事業を実施するもの。 ○包括的支援事業及び任意事業・・・地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。	二次予防事業参加者延べ人数(通所型介護予防事業+訪問型介護予防事業) 一次予防事業参加者延べ人数(介護予防普及啓発活動+地域介護予防活動支援事業)	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
(8) 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 (昭和38年度)	2.8億円 (2.1億円)	2.8億円	3.3億円	—	老人の日記念行事として、本年度中に百歳に到達する方を対象に、内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。	祝状及び銀杯の贈呈者数：28,167人	老人の日に合わせて百歳を迎える高齢者に対し祝状及び記念品を贈呈するとともに、百歳を迎える高齢者数や国内最高年齢者等を公表することで、広く国民が高齢者の福祉に関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることができる。

(厚生労働省24(区-3-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標区-3-2)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>老健局総務課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>総務課長 福本浩樹</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施しています。</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること                  施策大目標区-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>																
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項)介護保険制度運営推進費 [平成24年度予算額:1,895,708,213千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>・基本目標VII(ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること)の施策大目標4(福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること)の施策中目標4-1(社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を支援すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること)と関連しています。                  ・基本目標区の施策大目標3の施策中目標(高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること)と関連しています。</p>																
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。                  今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正しました(24年4月施行)。</p>						<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																		
実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ																		
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>													
<p>1 主要介護給付等費用適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との実合」を実施する保険者の割合</p>	<p>前年度の割合</p>	<p>前年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>78.2%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>介護給付等費用適正化事業は、「第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画」に基づき、保険者が介護サービスを必要とする利用者に適切なサービスが提供されているか検証し、介護費用の抑制を通じて制度運営の適正化を図るものであり、主要となる「縦覧点検・医療情報との実合」を実施する保険者割合を目標として設定した。また、「第2期介護給付適正化計画」の計画期間の最終年度が平成26年度であることから、目標年度を平成26年度と設定している。</p>													
<p>2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差</p>	<p>16%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>前年度に比べ、地域格差を縮小</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度に比べ、地域格差を縮小</p>	<p>前年度に比べ、地域格差を縮小</p>	<p>16%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保健制度の適切な運営を図ることが必要である。要介護認定等に係る認定調査結果報告(老健局老人保健課調べ)。達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域格差の縮小率。</p>													
<p>3 介護施設・地域介護拠点の利用者数</p>	<p>前年度の利用者数</p>	<p>前年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>1,060千人</p>	<p>平成22年度</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、当該数値を測定し、目標を設定した。</p>													
<p>4 認知症サポーター数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>400万人</p>	<p>平成26年まで</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>3,091,354</p>	<p>平成23年12月31日時点(P)</p>	<p>認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、暖かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、平成26年までに400万人を養成する目標を掲げている。</p>													
<p>5 認知症サポート医またはかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師の合計の累計値</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>30,827</p>	<p>平成22年度</p>	<p>認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、認知症医療や地域における医療・介護連携が必要不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医またはかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師数合計の累計値を指標として選定した。</p>													
<p>6 介護支援専門員に係る各種研修の修了者数</p>	<p>前年度の修了者数</p>	<p>前年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>前年度以上/毎年度</p>	<p>1,404千人</p>	<p>平成22年度</p>	<p>介護支援専門員は介護保険制度の中核を担う者であり、介護保険制度の安定的な運営の確保のためには、介護支援専門員の質の向上が必要不可欠であるため、当該数値を測定し、目標を設定した。</p>													
<p>7 介護療養病床数</p>	<p>83,000</p>	<p>平成22年度</p>	<p>0</p>	<p>平成29年度</p>	<p>70,000</p>	<p>57,000</p>	<p>83,000</p>	<p>平成22年度</p>	<p>本来、老健施設等に入所すべき方が、医療機関である介護療養病床に多く入院している実態から、利用者に適したサービスを提供するため、介護療養病床を平成30年3月までに老健施設等に転換することとしている。介護療養病床数は、厚生労働大臣官房統計情報部「病院報告」による。</p>													
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																	
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>-</p>																
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 介護保険の推進に必要な経費 (平成12年度)	8.7億円 (7.2億円)	11億円	13億円	—	①要介護認定情報管理事業:認定結果等の報告データを全国の市町村等から収集し、厚生労働省へ報告するための「認定支援ネットワークシステム」を構築・運営し、市町村等の行う認定業務を支援する。 ②介護事業実態調査事業:介護報酬の改定の影響について様々な視点から調査・分析することにより、報酬改定等の趣旨が的確に反映されているかの検証、並びに各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査を実施する。 ③要介護認定適正化事業:認定調査及び介護認定審査会の運営の現場において、市区町村等に対し要介護認定等に精通した者による技術的助言を行うことにより、要介護認定及び要支援認定の適正な審査判定を徹底し、市区町村等における要介護認定及び要支援認定の適正化を図る。 ④福祉用具臨床的評価実施等事業:福祉用具に関する臨床的(安全性・機能性・操作性等)評価を実施する。 ⑤介護保険総合データベース構築等事業:要介護認定結果や介護給付費明細書等のデータを全国の市区町村等から収集し、被保険者の心身の状態と介護保険サービスの利用状況等との関連を集計・分析するためのデータベースを構築する。	—	①国と市町村を結ぶコンピューターネットワーク(認定支援ネットワーク)を保守・管理し、市町村からの国への報告を円滑なものとするともに、要介護認定の実施状況等を集計し、広域的な観点から分析及び評価することにより、今後の介護保険制度や要介護認定手法の検証における基礎的資料とするともに、市町村における要介護認定の一層の円滑かつ適切な実施を図ると見込んでいる。 ②介護報酬改定が各サービス施設・事業所に与える影響について様々な視点から調査・分析することにより、報酬改定等の趣旨が的確に反映されているかを検証し、次期報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 ③要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われるところであるが、要介護認定等の状況については、地域格差が生じている等の指摘を受けているところであることから、認定調査及び介護認定審査会の運営現場において、要介護認定に精通した者による技術的助言等を行うことにより、適正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進すると見込んでいる。 ④福祉用具の安全性・機能性・操作性等に関する評価の実施等を評価実施機関等に委託する。 ⑤要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険に係る総合データベースを構築することにより、被保険者の心身の状態と介護保険サービスの利用状況と介護保険サービスの利用状況等との関連を集計・分析し、介護サービスの利用実態、要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握し、市町村における介護保険の適正な運営や効率的な介護保険制度の運営等に資すると見込んでいる。
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金 (平成17年度)	231億円 (147億円)	50億円	44億円	3	市町村(特別区を含む。)は、①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホーム及び小規模養護老人ホームの整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的な事業等整備計画」を策定することができる。	前年度以上	都市型軽費老人ホーム及び小規模養護老人ホームの等の整備事業を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。
(3) 介護保険事業費補助金 (平成12年度)	46億円 (34億円)	95億円	70億円	4、5	都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 【認知症対策等総合支援事業】 認知症の方が住み慣れた地域での生活が継続できるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。	—	認知症の人が、なじみの地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、その地域において認知症の理解者を増やし、地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく必要がある。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することは地域における認知症施策を進めるうえで重要な取組である。 また、認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修を終了した医師は、必ずしも認知症の専門医ではないが、認知症医療や地域における医療・介護連携の推進にあたり必要不可欠な存在であり、都道府県・指定都市内の認知症施策の関係者及び地域住民が、これらの情報を共有することは極めて重要である。
(4) 国民健康保険中央会施行経費等 (平成12年度)	5.7億円 (5.7億円)	5.0億円	5.0億円	—	介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるため、国民健康保険中央会において、通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に見出し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。	—	本事業は、国保中央会の事務処理に必要な経費を補助することで、介護保険制度での円滑な運営を図ることができる
(5) 地域介護・福祉空間整備推進交 付金 (平成18年度)	17億円 (10億円)	13億円	13億円	3	地域密着型サービス等の導入や先進的な事業支援特例交付金による先進的な事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。	介護施設・地域介護 拠点の利用者数:前 年度以上	地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費等に対して助成することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。
(6) 介護基盤緊急整備等臨時特例交 付金 (平成21年度)	137億円 (137億円)	189億円	—	—	定員29人以下の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームへのスプリンクラー等整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費を都道府県に交付するもの。	—	— (事業目的が基金造成事業であるため)
(7) 介護支援体制緊急整備等臨時特 例交付金 (平成21年度)	502億円	70億円	—	—	認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等を支援し、また特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修等を支援するとともに、地域資源を活用したネットワーク体制の整備や先進的・パイロット的業務の立ち上げ支援等、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行うための基金の造成に要する経費を都道府県に交付するもの。	—	— (事業目的が基金造成事業であるため)
(8) 社会福祉施設等災害復旧費補助 金	4億円	563億円	—	—	被災した社会福祉施設の復旧について、その復旧に要する経費の一部について支援するもの。	—	— (災害復旧事業であるため)
(9) 介護給付等費用適正化事業(平成 20年度)	5.8億円	5.8億円	—	1	地域支援事業の任意事業として保険者が縦覧点検、医療情報との突合、ケアプラン点検等の事業により給付の適正化に取り組み、国、都道府県は事業の研修を実施する等により保険者を支援する。	適正化事業実施率 (実施保険者数/全保 険者数):100%	保険者に対して適正化事業の研修等を実施することで、平成22年度で78.2%になっている「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合を押し上げる効果があると見込んでいる。

(厚生労働省24(X-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目標X-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>国際課長 藤井 康弘 海外協力課長 福澤 義行</p>												
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の①～③のために実施しています。 ①国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること ②世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p>														
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>(項)国際機関活動推進費[平成24年度予算額:6,321,405千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>														
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p><b>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】</b> アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成します。(厚生労働省設置法第4条第109号)</p> <p><b>【国際労働機関拠出金事業】</b> 国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図ることを目的としています。(国際労働機関(ILO)憲章第13号)</p> <p><b>【世界保健機関等拠出金事業】</b> 世界保健機関(WHO)や国際合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的としています。(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))</p> <p><b>【経済協力開発機構拠出金事業】</b> 経済協力開発機構による世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としています。(OECD予算規則第20条第1項)</p>				<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>											
<p>アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が1が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合</p>	<p>88%</p>	<p>平成20年度</p>	<p>80%</p>	<p>平成25年度</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>集計中</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・国際社会への参画・貢献を行うという目標を達成するため、実施事業において、職業訓練に関する専門的知識等の修得を内容とするセミナーの成果を出身国において活用できた者をできるだけ多くすることが、アジア太平洋地域の開発途上国における当該分野の人材養成に効果的に資することから、当該目標値を設定した。 ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか)</p>											
<p>プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画(immediate objective)の達成状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>80%</p>	<p>—</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>100%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・ディーセント・ワークは、社会セーフティネットの整備や政労使の能力向上など多様な要因により実現されるものであり、かつ実現には長い期間を要することから、具体的な数値目標及び目標年度を設定することは困難である。このため、ILOがプロジェクト毎に設定した計画目標の達成状況により、政策目標の達成状況を測定する。目標値は国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの23年度事業の進捗報告を元に設定した。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの23年度事業の進捗報告書等</p>											
<p>主な流行性疾患への備えと対応の3のために、国家準備計画と標準的作業手段が設置された国の数</p>	<p>90ヶ国</p>	<p>平成20年度</p>	<p>185ヶ国</p>	<p>平成25年度</p>	<p>165ヶ国</p>	<p>185ヶ国</p>	<p>165ヶ国</p>	<p>平成23年度</p>	<p>・WHOへの拠出の主要な目的として、感染症の拡大防止があるところ、当該目的の達成状況を計る指標として、当該数が適当であると考えられるため。 ・WHOの2009-2011計画予算及び性能評価報告書等</p>											
<p>国連合同エイズ計画(UNAIDS)による4の支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数</p>	<p>71ヶ国</p>	<p>平成21年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>78ヶ国</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・UNAIDSへの拠出の目的として、AIDSの感染拡大の防止が考えられるところ、当該数が適当なものであると考えられるため。 ・UNAIDS活動モニタリング報告書2011</p>											
<p>OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.00</p>	<p>各年度</p>	<p>3.00</p>	<p>3.00</p>	<p>3.74</p>	<p>平成21～22年度</p>	<p>・日本は、経済協力開発機構の研究・分析事業のうち、自国にとって有効と考えられる事業に拠出しているが、当該事業を通じた加盟国の相互発展を期する上では、当該事業について各加盟国が問題意識を共有し、その成果を高く評価することが重要である。また、当該事業が国際的に高く評価されていることは、当該事業の有効性を表す側面の一つであるとも考えられる。こうした観点から、当該事業が国際的に重要で効果的に実施されているか否かを各加盟国が評価するOECD事業実施報告における各国評価を、測定指標として選定している。具体的には、各加盟国が、2年ごとにOECDの各事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価しており、5段階のうち中程度(medium)である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられることから、それを目標値としている。 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)</p>											
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>															
<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>															
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>															
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
アジア太平洋地域技能就業能力計 (1) 画協力費 (昭和55年度)	9百万 (9百万)	9百万	9百万	1	・各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること。 ・日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時宜に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること。	セミナー等の開催回数:2回	政労使の三者構成による地域内のセミナー等を開催(年2回)することにより、技能開発についての知識の習得及び経験の共有がなされ、政労使の能力向上と社会対話の促進が図られることにより、参加国の職業訓練政策の改善等に貢献することとなるため、国際社会への参画・貢献を行うという目標達成に寄与できる。
アジア太平洋地域技能就業能力計 (2) 画支援事業費 (昭和60年度)	5百万 (4百万)	5百万	5百万	1	・各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること。 ・日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時宜に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること。	セミナー等の開催回数:2回	政労使の三者構成による地域内のセミナー等を開催(年2回)することにより、技能開発についての知識の習得及び経験の共有がなされ、政労使の能力向上と社会対話の促進が図られることにより、参加国の職業訓練政策の改善等に貢献することとなるため、国際社会への参画・貢献を行うという目標達成に寄与できる。
任意拠出金事業による技術協力事業 (3) 業 (昭和59年度)	155,016 千円	391,231 千円	446,602 千円	2	国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、①アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業、②ILO-WHO連携のもと実施するASEAN地域の健康確保対策事業、③ASEAN地域の健全な労使関係育成事業、④南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、⑤アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、⑥日本/ASEAN社会セーフティネット構築支援事業、⑦地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援、⑧東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信等の活動を推進している。	プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況(前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	日本の蓄積する社会的なセーフティネット構築等の経験及び知見を活用し、アジア地域における低所得者、女性、障害者等に対する社会セーフティネット制度構築等を支援することにより、当該地域におけるディーセント・ワークの実現に貢献する。
(4) 世界保健機関等拠出金事業 (昭和48年度)	1,336,158千円 (1,366,157,554円)	1,334,036 千円	1,116,012 千円	3, 4	新型インフルエンザ、HIV等の感染症対策事業、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けてより一層の取組が必要な母子保健事業、保健従事者の育成も含めた保健システム強化事業、産業保健事業、食品安全・医療安全事業などに対する拠出を行い、国際保健分野における取組の強化に努めている。	主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的手段が設置された国家の数:185ヶ国	世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対する拠出を行い、国際保健分野における取組の強化に努める。
(5) 経済協力開発機構拠出金事業 (平成3年度)	37,159千円	33,277千円	27,953千円	5	経済協力開発機構の実施する雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析事業に対し拠出を行っている。	執行率100%	経済協力開発機構は、少子高齢化など加盟国に共通する課題に対処するため、加盟国間の自由な討議、各国の政策分析、データベースの構築等を通じて、社会経済に関する研究・分析・政策提言を行っている。日本の政策課題に資する取組を選択して拠出金を支出することで、日本の政策立案に活用しうる、日本単独では得ることが困難なデータや研究成果の入手が可能になるとともに、同機構の研究・分析事業の実施を促進し、加盟国の相互発展に広く寄与することができる。

(厚生労働省24(X-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X-1-2)		<b>担当部局名</b>	大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室		<b>作成責任者名</b>	国際課長 藤井 康弘 外国人研修推進室長 森戸 和美				
<b>施策の概要</b>	本施策は開発途上国の人材養成事業等に対して協力するために実施しています。		<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと							
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 国際協力費[平成24年度予算額: 234,726千円] (項) 若年者等職業能力開発支援費[平成24年度予算額: 201,712千円]		<b>関連施策</b>	-							
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	<p>【開発途上国福祉専門養成等事業】</p> <p>○諸外国の保健、衛生及び社会福祉の充実については、政府開発援助(ODA)大綱および国連ミレニアム開発目標(MDGs)でも主要目標の一つに取り上げられています。</p> <p>○厚生労働省では、1996年に開催されたリヨンサミットで日本が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年から2002年まで東アジア社会保障担当大臣閣僚会合を開催し、社会保障分野での協力関係を図ってきました。その実績を踏まえ、日本の経験を伝えることを通じて国際社会に貢献する観点から、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しています。本会合は、2004年から開催されている、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業としても位置付けられています。</p> <p>○また、MDGsの達成に向けた水供給分野の国際協力における開発効果の向上のため、日本の水道事業者及び厚生労働省が持つノウハウを活用し、水道分野の協力方針の検討を行うとともに、水道プロジェクト計画作成指導事業を通じ、開発途上国における水道分野の技術面・人材面・財政面等の課題について調査・検討を行い、熟度の高い計画となるよう当該国に対し助言・指導を実施しています。</p> <p>【技能実習制度推進事業】</p> <p>○研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、改正された「出入国管理及び難民認定法」が平成22年7月1日から施行されています。この改正に伴って、技能実習制度推進事業を円滑かつ適正に実施することを目的として、平成22年1月に技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)を改正しました。</p> <p>○技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、技能実習制度推進事業を通じ、技能実習生の技能等の修得、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対し必要な指導、支援等を行っています。</p>					<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
モ二	モ二	モ二	モ二	実績							
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>		
					23年度	24年度					
【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)	-	-	4.0以上/5点中	毎年	4以上/5点中	4以上/5点中	4.3/5点中	平成23年度			
2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(%)	88%	21年度	90%	25年度	75%	80%	92%	22年度	・当事業は政策決定レベルのASEAN諸国の行政官を招聘して行う国際会議開催事業であり、会議が参加国にとって有効であったかどうかを評価することにより、当事業の有効性を評価する。しかしながら、当事業は毎年異なるテーマ設定を行っていることから、経時的に目標を設定するのではなく、毎年同様の数値を達成することが期待される性質の事業であることから、年度ごとの目標値を例年同様の数値としている。また、テーマによっては参加国によっては優先課題として位置づいていなかったり、テーマに沿った人材が参加していないことも考えられることから、妥当な数値として80%(4/5点中)以上を達成することにより有効であったと評価することとする。 ・政府開発援助(ODA)大綱 URL: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf</a> ・国連ミレニアム開発目標(MDGs) URL: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html</a> ・リヨンサミット(1996年6月27~29日開催) URL: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html</a> ・世界福祉構想 URL: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/ODA2004/html/chu/hc02054.htm">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/ODA2004/html/chu/hc02054.htm</a> ・厚生労働分野における新成長戦略 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000077m9.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000077m9.html</a> ・ハイレベル会合結果概要 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/</a>		
3 会合の提言に基づき取組みが行われた国の割合	100%(10カ国中10カ国)			毎年	【測定指標の選定理由】本事業は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを行った国の割合を指標とする。また、翌年の会合において、昨年度の会合のフォローアップを行っており、会合の成果に基づく各国の取組みの進捗を確認していることから、本指標の評価は翌年度の会合開催後に実施する。 【目標・目標年度】参加国すべての国において取組みが行われることを目指している。なお、本事業は毎年異なったテーマ設定を行っており、提言も毎年異なることから、目標年度の最終年度設定は困難である。また、近年ASEAN諸国における少子高齢化や格差拡大など社会的弱者を取り巻く状況が変わりつつあり、ニーズに併せたよりよい社会保障制度構築を目指すため継続的に事業を実施する必要がある。						
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	4.6/5点中	4.3/5点中						
5 技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績/達成水準)	8,139件/8,000件	11,170件/10,000件	10,953件/10,000件	11,504件/11,879件	集計中						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
開発途上国福祉専門家養成等事 (1)業 (平成15年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.5億円	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ASEAN諸国との保健、福祉及び雇用の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、第10回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催(平成24年10月予定)。</li> <li>MDGsの達成に向けた水供給分野の国際協力における開発効果の向上のため、開発途上国に対する水道分野の協力方針の検討を行うとともに、開発途上国が抱える水道分野の個別具体的な課題に対しては、水道プロジェクト計画作成指導事業を通じ、協力の相手国に対して課題解決の具体的方策を提示し、相手国が作成する水道プロジェクトの計画が、より熟度の高いものとなるよう助言・指導を実施。</li> </ul>	<p>会合開催事業参加者数:48名 (アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価):4以上/5点中)</p>	<p>開発途上国福祉専門家養成等事業を実施することにより、保健・福祉・雇用分野におけるASEAN諸国との関係を更に発展すると共に人材育成が強化され、また、対象国の水道事業計画がより熟度が高いものとなるなど、二国間等の国際協力を推進し、連携が強化することが見込まれている。</p>
技能実習制度推進事業 (2) (平成5年度)	417,487千円 (413,335千円)	385,489千円	388,673千円	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①監理団体・実習実施機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談のためのホットラインの設置等の実施</li> <li>②技能実習計画の審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会の開催</li> <li>③地方関係行政機関との連絡協議会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合:80%</li> <li>技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数:10,000件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①巡回指導や母国語電話相談を実施することは、技能実習生の労働現場の改善や人権侵害の防止を図り、技能実習生が安心して実務研修が受けることが可能となり、3年間の技能実習期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。</li> <li>②技能実習計画の審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会の開催を実施することは、技能実習生が計画的に技能を修得することを助け、実務研修の満足度が高まり、3年間の技能実習期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。</li> <li>③地方関係行政機関との連絡協議会を実施することは、技能実習制度の問題点を把握することにつながり、適正な制度の運用に寄与することで、3年間の技能実習期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。</li> </ul>

(厚生労働省24(XI-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること」について(施策目標XI-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>大臣官房厚生科学課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>厚生科学課長 塚原太郎</p>												
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の柱に実施しています。                  ・国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること                  ・国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること                  ・国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること                  ・国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること                  施策大目標1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること」について</p>														
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項)厚生労働本省試験研究所試験研究費                  国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:3,195百万円]                  国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:1,638百万円]                  国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:854百万円]                  国立感染症研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:5,991百万円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>														
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>○ 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関です。</p> <p>(1)国立医薬品食品衛生研究所                  ○目的:医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。                  ○事業:医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等</p> <p>(2)国立保健医療科学院                  ○目的:国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。                  ○事業:保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等</p> <p>(3)国立社会保障・人口問題研究所                  ○目的:人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。                  ○事業:国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。</p> <p>(4)国立感染症研究所                  ○目的:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。                  ○事業:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等</p>				<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>											
<p>国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施) 1 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.9点</p>	<p>平成21年度</p>	<p>・外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。                  ・また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。                  ・なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。</p>											
<p>国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施) 2 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.4点</p>	<p>平成20年度</p>												
<p>国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施) 3 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>4.0点</p>	<p>平成22年度</p>												
<p>国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施) 4 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>平均3.5点以上</p>	<p>3年間</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>4.3点</p>	<p>平成22年度</p>												

測定指標	目標		目標年度			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	-		-			-		
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
-		-		-				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容	
	22年度	23年度						
(1) 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費(全部)	3,212百万円	3,209百万円	3,195百万円	-	医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与するため、医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等を行う。	・研究課題評価(3年に1度実施):平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。3点が「有効」という評価なので、平均3.5点以上の評価を得ることにより、効率的な研究ができています。	
(2) 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費(全部)	1,683百万円	1,659百万円	1,638百万円	-	国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うため、保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠を示すための研究等を行う。	・研究課題評価(3年に1度実施):平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。3点が「有効」という評価なので、平均3.5点以上の評価を得ることにより、効率的な研究ができています。	
(3) 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費(全部)	847百万円	847百万円	854百万円	-	人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与することを目的に、国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施する。	・研究課題評価(3年に1度実施):平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。3点が「有効」という評価なので、平均3.5点以上の評価を得ることにより、効率的な研究ができています。	
(4) 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:]	6,112百万円	6,018百万円	5,991百万円	-	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与することを目的に、感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等を行う。	・研究課題評価(3年に1度実施):平均3.5点以上	外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。3点が「有効」という評価なので、平均3.5点以上の評価を得ることにより、効率的な研究ができています。	

(厚生労働省24(XI-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(施策目標XI-2-1)				<b>担当部局名</b>	大臣官房厚生科学課		<b>作成責任者名</b>	厚生科学課長 塚原太郎								
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・研究評価体制を整備すること				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策第目標2 研究を支援する体制を整備すること											
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働科学研究費:厚生労働科学研究に必要な経費(一部) [平成24年度予算額:8百万円]				<b>関連施策</b>	-											
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病対策、難病対策、肝炎対策等の推進に関する研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。								<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>								
													24	25	26	27	28
													モ二	モ二	モ二	モ二	実績
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>								
					23年度	24年度											
1 研究評価委員会の開催件数	研究事業 毎に年1回 以上	毎年度	研究事業 毎に年1回 以上	毎年度	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価。研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。</li> <li>各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。</li> <li>年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効率的な実施が図られていると評価できる。</li> </ul>								
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>												
-	-			-	-												
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度								
-	-		-		-		-		-								
<b>達成手段 (開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>				<b>達成手段 の目標 (24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>							
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>															
(1) 研究評価推進事業費	45百万円	54百万円	69百万円	-	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。				・研究評価委員会の開催件数:研究事業毎に年1回以上	各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効率的な実施が図られていると見込まれる。							

(厚生労働省24(XII-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標XII-1-1)				<b>担当部局名</b>	大臣官房統計情報部情報システム課		<b>作成責任者名</b>	情報システム課長 代田 雅彦														
<b>施策の概要</b>	利用者の視点に立ったオンライン利用を推進するとともに、全体最適を目指した業務・システム最適化を推進するために実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標X-II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標X-II-1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること																	
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働省本省共通費(一部)[平成24年度予算額:1.5億円]				<b>関連施策</b>	-																	
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	1.オンライン申請については、「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定)により、利用者の視点に立った負担軽減や利便性向上に一層注力すると同時に行政側の効果の増大や費用の減少など行政運営の効率化に取り組むこととされた。当省においても、「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」を策定し、利便性向上等の各種取組を推進する。 2.「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)において、各府省は「共通システムの見直し方針」(平成16年3月25日 行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、府省内ネットワークの最適化計画を策定し、見直しを進めることとされた。当省においては、上記方針に基づき、「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画(平成17年5月27日厚生労働省行政情報化推進会議決定)を策定し、事業を推進している。							<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績(WG)</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
実績(WG)	モニ	モニ	モニ	モニ																			
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>														
					23年度	24年度																	
1 オンライン申請に係る利用者満足度	35%	22年度	50%	26年度	-	-	35%	22年度	「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」に基づき目標値を設定。														
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																		
2 厚生労働省ネットワーク(共通システム)の最適化事業	-			-	当該事業は成果重視事業として事業評価を実施する。																		
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度														
	-		-		-		-		-														
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>			<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>														
	22年度	23年度																					
(1) 「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」に基づく各種取組の実施	-	-	-	-	申請等に必要書類の削減や申請システムの使い勝手の向上等			-	利用者の負担軽減、満足度の向上など利便向上を図ると同時に行政運営の効率化を図る。														